

地域産業委員会 案件一覧

(令和8年2月25日・26日開催分)

○付託議案審査 4件

部局	(案) 上 程順	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
地域未来創造部	1	第15号議案 大田区大森北四丁目複合施設条例の一部を改正する条例	5	山岸 入新井特別出張所長
	2	第16号議案 大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例	6	飛田 蒲田西特別出張所長
		第17号議案 大田区特別出張所附属施設条例の一部を改正する条例		
産業経済部	3	第18号議案 大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例	1	石川 産業振興課長

○補正予算案の説明 2件

部局	報告順	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
地域未来創造部	1	令和7年度一般会計第6次補正予算案の概要について (地域未来創造部)	2	長沼 地域力推進課長
産業経済部	2	令和7年度一般会計第6次補正予算案の概要について (産業経済部)	3	石川 産業振興課長

○所管事務報告 6件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
地域未来創造部	1	特別区区民葬儀における新たな助成制度について	27	長沼 地域力推進課長
	2	食品の放射性物質測定事業の終了について	28	
	3	令和7年度大田区青少年表彰について	29	竹田 青少年・生涯学習担当課長
	4	大田区文化芸術推進プラン（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果及び策定について	30	三上 文化芸術推進課長
産業経済部	5	大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金の実施について	23	高野 工業振興担当課長
	6	スタートアップと連携した実証実験の実施結果について	24	中谷 イノベーション事業担当課長

地域産業委員会 令和8年2月25・26日
地域未来創造部 資料5番
所管 入新井特別出張所

第15号議案

大田区大森北四丁目複合施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の目的

キッズな大森の移転に伴い、大田区大森北四丁目複合施設条例の規定を整備するため。

2 改正案の要旨（詳細は「新旧対照表」のとおり）

子ども家庭支援センターの事業の一部が、大田区キッズな条例（平成14年条例第30号）に規定するキッズな大森として大田区大森北四丁目複合施設（以下「複合施設」という。）4階に移転することに伴い、当該キッズな大森を複合施設の構成施設として規定する。

3 施行日

大田区子ども家庭支援センター条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第87号）付則第1項第2号に掲げるキッズな大森の移転に係る規定の施行日から施行する。

大田区大森北四丁目複合施設条例（令和4年条例第56号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区大森北四丁目複合施設条例 令和4年12月9日 条例第56号 改正 令和5年2月28日第1号 <u>改正 令和8年●月●日第●号</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 学校教育機能や各施設の機能が連携することによってもたらされる相乗効果を通じて地域力の向上に寄与するため、大田区大森北四丁目複合施設（以下「大森北四丁目複合施設」という。）を大田区大森北四丁目6番7号に設置する。</p> <p>（構成施設）</p> <p>第2条 大森北四丁目複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>（1） 大田区区民活動施設条例（令和2年条例第65号）に規定する大森北区民活動施設</p> <p>（2） 大田区立男女平等推進センター条例（平成11年条例第32号）に規定する大田区立男女平等推進センター</p> <p><u>（3） 大田区キッズな条例（平成14年条例第30号）に規定するキッズな大森</u></p> <p><u>（4） 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第11条に規定する措置を講ずるための施設</u></p> <p><u>（5） 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項に規定する地域支援事業を実施する施設</u></p> <p><u>（6） 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業を実施する施設</u></p> <p><u>（7） その他必要な施設</u></p> <p>（管理）</p> <p>第3条 前条第1号から第3号までに掲げる施設の管理に関し必要な事項は、当該各号に規定する条例の定めるところによる。</p> <p>2 <u>前条第4号から第6号</u>までに掲げる施設の管理については、当該各号に規定する法律の定めるところにより、区がこれを行</p>	<p>○大田区大森北四丁目複合施設条例 令和4年12月9日 条例第56号 改正 令和5年2月28日第1号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 学校教育機能や各施設の機能が連携することによってもたらされる相乗効果を通じて地域力の向上に寄与するため、大田区大森北四丁目複合施設（以下「大森北四丁目複合施設」という。）を大田区大森北四丁目6番7号に設置する。</p> <p>（構成施設）</p> <p>第2条 大森北四丁目複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>（1） 大田区区民活動施設条例（令和2年条例第65号）に規定する大森北区民活動施設</p> <p>（2） 大田区立男女平等推進センター条例（平成11年条例第32号）に規定する大田区立男女平等推進センター</p> <p><u>（3） 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第11条に規定する措置を講ずるための施設</u></p> <p><u>（4） 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項に規定する地域支援事業を実施する施設</u></p> <p><u>（5） 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業を実施する施設</u></p> <p><u>（6） その他必要な施設</u></p> <p>（管理）</p> <p>第3条 前条第1号及び第2号に掲げる施設の管理に関し必要な事項は、当該各号に規定する条例の定めるところによる。</p> <p>2 <u>前条第3号から第5号</u>までに掲げる施設の管理については、当該各号に規定する法律の定めるところにより、区がこれを行</p>

新	旧
<p>う。</p> <p>3 <u>前条第7号</u>に掲げる施設の管理については、この条例の定めるところによる。 (事業)</p> <p>第4条 大森北四丁目複合施設においては、第1条に規定する目的を達成するため、第2条各号に掲げる施設の連携を推進する事業を行う。 (施設の変更制限)</p> <p>第5条 大森北四丁目複合施設(<u>第2条第7号</u>)に掲げる施設に限る。次条から第8条まで、第10条第1項第3号、同条第3項、第11条及び第12条において同じ。)の使用者(以下「使用者」という。)は、その使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。 (入館の制限)</p> <p>第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、大森北四丁目複合施設への入館を断り、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者</p> <p>(2) 館内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、大森北四丁目複合施設の管理上支障があると認められる者 (原状回復の義務)</p> <p>第7条 使用者は、大森北四丁目複合施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。 (損害賠償の義務)</p> <p>第8条 使用者は、大森北四丁目複合施設を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。 (指定管理者による管理)</p>	<p>う。</p> <p>3 <u>前条第6号</u>に掲げる施設の管理については、この条例の定めるところによる。 (事業)</p> <p>第4条 大森北四丁目複合施設においては、第1条に規定する目的を達成するため、第2条各号に掲げる施設の連携を推進する事業を行う。 (施設の変更制限)</p> <p>第5条 大森北四丁目複合施設(<u>第2条第6号</u>)に掲げる施設に限る。次条から第8条まで、第10条第1項第3号、同条第3項、第11条及び第12条において同じ。)の使用者(以下「使用者」という。)は、その使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。 (入館の制限)</p> <p>第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、大森北四丁目複合施設への入館を断り、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者</p> <p>(2) 館内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、大森北四丁目複合施設の管理上支障があると認められる者 (原状回復の義務)</p> <p>第7条 使用者は、大森北四丁目複合施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。 (損害賠償の義務)</p> <p>第8条 使用者は、大森北四丁目複合施設を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。 (指定管理者による管理)</p>

新	旧
<p>第9条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、大森北四丁目複合施設（第2条第2号から第6号までに掲げる施設を除く。）の管理を行わせることができる。この場合において、第2条第1号に掲げる施設にあっては、同号に規定する条例の定めるところによる。</p> <p>（指定管理者の指定手続）</p>	<p>第9条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、大森北四丁目複合施設（第2条第2号から第5号までに掲げる施設を除く。）の管理を行わせることができる。この場合において、第2条第1号に掲げる施設にあっては、同号に規定する条例の定めるところによる。</p> <p>（指定管理者の指定手続）</p>
<p>第10条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>（1） 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。</p> <p>（2） 大森北四丁目複合施設の効用を最大限に発揮することができること。</p> <p>（3） 大森北四丁目複合施設の管理を安定的かつ効率的に行う能力を有していること。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は大森北四丁目複合施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p>	<p>第10条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>（1） 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。</p> <p>（2） 大森北四丁目複合施設の効用を最大限に発揮することができること。</p> <p>（3） 大森北四丁目複合施設の管理を安定的かつ効率的に行う能力を有していること。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は大森北四丁目複合施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p>
<p>第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 第4条に規定する事業の実施に関する業務</p> <p>（2） 大森北四丁目複合施設の維持管理に関する業務</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p>（指定管理者が行う管理の基準）</p>	<p>第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 第4条に規定する事業の実施に関する業務</p> <p>（2） 大森北四丁目複合施設の維持管理に関する業務</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p>（指定管理者が行う管理の基準）</p>
<p>第12条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、大森北四丁目複合施設の管理を行わな</p>	<p>第12条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、大森北四丁目複合施設の管理を行わな</p>

新	旧
<p>ればならない。</p> <p>2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（令和6年規則第104号で令和6年12月1日から施行）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 第10条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。</p> <p>付 則（令和5年2月28日条例第1号） この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和8年●月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、大田区子ども家庭支援センター条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第87号）付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p>	<p>ればならない。</p> <p>2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（令和6年規則第104号で令和6年12月1日から施行）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 第10条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。</p> <p>付 則（令和5年2月28日条例第1号） この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

第16号、第17号議案

大田区特別出張所設置条例及び大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の目的

蒲田西特別出張所の移転にあたり、大田区特別出張所設置条例を一部改正する。
また、蒲田西集会室を開設するにあたり、大田区特別出張所付属施設条例を一部改正する。

これらの施設に入居する他の団体と連携し、包括的支援の充実、さらなる地域力の推進を図る地域の拠点施設とする。

2 改正案の要旨（詳細は「新旧対照表」のとおり）

(1) 大田区特別出張所設置条例

蒲田西特別出張所の位置を変更する。

(旧住所) 大田区西蒲田七丁目12番2号

(新住所) 大田区西蒲田七丁目11番1号

(2) 大田区特別出張所付属施設条例

蒲田西特別出張所付属施設として集会室を新設することに伴い、施設の名称、所在地及び使用料を以下のとおり規定する等所要の改正を行う。

ア 施設の名称

蒲田西集会室

イ 所在地

大田区西蒲田七丁目12番7号

ウ 使用料

施設名	使用区分			
	午前 午前9時～正午	午後A 午後0時30分～ 午後3時	午後B 午後3時30分～ 午後6時30分	夜間 午後7時～ 午後10時
第一集会室	1,800円	1,500円	1,800円	1,800円
第二集会室	2,400円	2,000円	2,400円	2,400円
第一多目的室	1,800円	1,500円	1,800円	1,800円
第二多目的室	2,400円	2,000円	2,400円	2,400円

3 供用開始時期

蒲田西特別出張所：令和8年11月以降（予定）

蒲田西集会室：令和8年11月以降（予定）

4 施行日

(1) 大田区特別出張所設置条例

別途規則で定める日から施行する。

(2) 大田区特別出張所付属施設条例

公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第2の次に1表を加える改正規定は、別途規則で定める日から施行する。

大田区特別出張所設置条例（昭和25年条例第5号）新旧対照表

新			旧		
<p>○大田区特別出張所設置条例 昭和25年6月27日 条例第5号</p> <p>大田区に特別出張所を置き、その名称、位置及び所管区域を次のとおりとする。</p>			<p>○大田区特別出張所設置条例 昭和25年6月27日 条例第5号</p> <p>大田区に特別出張所を置き、その名称、位置及び所管区域を次のとおりとする。</p>		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
大田区蒲田西特別出張所	<u>西蒲田七丁目11番1号</u>	西蒲田一丁目、西蒲田二丁目、西蒲田三丁目、西蒲田四丁目、西蒲田五丁目、西蒲田六丁目、西蒲田七丁目、西蒲田八丁目、新蒲田一丁目、新蒲田二丁目、新蒲田三丁目、多摩川一丁目、多摩川二丁目、東矢口一丁目、東矢口二丁目、東矢口三丁目	大田区蒲田西特別出張所	<u>西蒲田七丁目12番2号</u>	西蒲田一丁目、西蒲田二丁目、西蒲田三丁目、西蒲田四丁目、西蒲田五丁目、西蒲田六丁目、西蒲田七丁目、西蒲田八丁目、新蒲田一丁目、新蒲田二丁目、新蒲田三丁目、多摩川一丁目、多摩川二丁目、東矢口一丁目、東矢口二丁目、東矢口三丁目
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>					

大田区特別出張所付属施設条例（昭和37年条例第14号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区特別出張所付属施設条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年10月6日 条例第14号</p>	<p>○大田区特別出張所付属施設条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年10月6日 条例第14号</p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、大田区特別出張所付属施設（以下「付属施設」という。）の設置、管理および使用料について定めることを目的とする。</p> <p>（付属施設の名称等）</p> <p>第2条 付属施設の所管特別出張所および名称並びに位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（使用）</p> <p>第3条 付属施設又は特殊器具（以下「付属施設等」という。）を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区が付属施設等を使用するときは、他に優先して使用することができる。</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第4条 次の各号の一に該当するときは、区長は使用を承認しない。</p> <p>（1）秩序をみだすおそれがあると認められたとき。</p> <p>（2）使用目的に虚偽があると認められたとき。</p> <p>（3）管理上支障があると認められたとき。</p> <p><u>（4）営利を目的とする行為があると認められたとき。</u></p> <p><u>（5）</u> 前各号のほか、区長が必要と認められたとき。</p> <p>（使用料）</p> <p>第5条 付属施設の使用料は、<u>別表第2及び別表第3</u>のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、規則の定めるところにより当該使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項のほか、特殊器具を使用するときは、1件1回につき5,000円を限度とし、規則の定めるところにより使用料を徴収</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、大田区特別出張所付属施設（以下「付属施設」という。）の設置、管理および使用料について定めることを目的とする。</p> <p>（付属施設の名称等）</p> <p>第2条 付属施設の所管特別出張所および名称並びに位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（使用）</p> <p>第3条 付属施設又は特殊器具（以下「付属施設等」という。）を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区が付属施設等を使用するときは、他に優先して使用することができる。</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第4条 次の各号の一に該当するときは、区長は使用を承認しない。</p> <p>（1）秩序をみだすおそれがあると認められたとき。</p> <p>（2）使用目的に虚偽があると認められたとき。</p> <p>（3）管理上支障があると認められたとき。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（4）</u> 前各号のほか、区長が必要と認められたとき。</p> <p>（使用料）</p> <p>第5条 付属施設の使用料は、<u>別表第2</u>のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、規則の定めるところにより当該使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項のほか、特殊器具を使用するときは、1件1回につき5,000円を限度とし、規則の定めるところにより使用料を徴収</p>

新	旧
<p>する。</p> <p>3 特別に電気、ガス又は水道を使用する場合は、区長が相当と定める実費を徴収する。</p> <p>4 前3項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。</p> <p>5 第3条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第1項から第3項までの規定による使用料を使用承認の際に納付しなければならない。</p> <p>（使用料の不返還）</p> <p>第6条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第7条 使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。</p> <p>（設備の変更制限）</p> <p>第8条 使用者は、付属施設等の使用に際して、特別の設備をしたり、変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ、区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（使用の取消等）</p> <p>第9条 次の各号の一に該当するときは、区長は使用条件を変更し、もしくは使用を停止し、または使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用目的または使用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例および区長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。</p> <p>（原状回復の義務）</p> <p>第10条 使用者は、使用を終了したとき、または前条の規定により使用の承認を取り消されたときは、すみやかに使用施設を原状に回復しなければならない。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第11条 使用者は、使用に際し、施設をき</p>	<p>する。</p> <p>3 特別に電気、ガス又は水道を使用する場合は、区長が相当と定める実費を徴収する。</p> <p>4 前3項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。</p> <p>5 第3条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第1項から第3項までの規定による使用料を使用承認の際に納付しなければならない。</p> <p>（使用料の不返還）</p> <p>第6条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第7条 使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。</p> <p>（設備の変更制限）</p> <p>第8条 使用者は、付属施設等の使用に際して、特別の設備をしたり、変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ、区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（使用の取消等）</p> <p>第9条 次の各号の一に該当するときは、区長は使用条件を変更し、もしくは使用を停止し、または使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用目的または使用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例および区長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。</p> <p>（原状回復の義務）</p> <p>第10条 使用者は、使用を終了したとき、または前条の規定により使用の承認を取り消されたときは、すみやかに使用施設を原状に回復しなければならない。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第11条 使用者は、使用に際し、施設をき</p>

新		旧																																																																																																																									
<p>損し、または滅失させたとき、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他区長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第2の次に1表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管特別出張所</th> <th>付属施設名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入新井特別出張所</td> <td>入新井集会室</td> <td>大田区大森北一丁目10番14号</td> </tr> <tr> <td>新井宿特別出張所</td> <td>新井宿会館</td> <td>大田区中央四丁目31番14号</td> </tr> <tr> <td>嶺町特別出張所</td> <td>嶺町集会室</td> <td>大田区田園調布本町7番1号</td> </tr> <tr> <td>六郷特別出張所</td> <td>六郷集会室</td> <td>大田区仲六郷二丁目44番11号</td> </tr> <tr> <td><u>蒲田西特別出張所</u></td> <td><u>蒲田西集会室</u></td> <td><u>大田区西蒲田七丁目12番7号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">區別</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入新井集会室</td> <td>大集会室</td> <td>3,900円</td> <td>5,800円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小集会室</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新井宿会館</td> <td>集会室</td> <td>4,000円</td> <td>5,900円</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>660円</td> <td>1,000円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">嶺町集会室</td> <td>大集会室</td> <td>5,600円</td> <td>8,300円</td> <td>13,900円</td> </tr> <tr> <td>小集会室</td> <td>4,000円</td> <td>5,900円</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">六郷集会室</td> <td>第一集会室</td> <td>2,200円</td> <td>3,800円</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>第二集会室</td> <td>2,200円</td> <td>3,800円</td> <td>6,200円</td> </tr> </tbody> </table>		所管特別出張所	付属施設名称	位置	入新井特別出張所	入新井集会室	大田区大森北一丁目10番14号	新井宿特別出張所	新井宿会館	大田区中央四丁目31番14号	嶺町特別出張所	嶺町集会室	大田区田園調布本町7番1号	六郷特別出張所	六郷集会室	大田区仲六郷二丁目44番11号	<u>蒲田西特別出張所</u>	<u>蒲田西集会室</u>	<u>大田区西蒲田七丁目12番7号</u>	種別	區別	午前	午後	夜間	入新井集会室	大集会室	3,900円	5,800円	9,800円		小集会室	2,000円	3,000円	5,000円	新井宿会館	集会室	4,000円	5,900円	9,900円	和室	660円	1,000円	1,600円	嶺町集会室	大集会室	5,600円	8,300円	13,900円	小集会室	4,000円	5,900円	9,900円	六郷集会室	第一集会室	2,200円	3,800円	6,200円	第二集会室	2,200円	3,800円	6,200円	<p>損し、または滅失させたとき、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他区長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管特別出張所</th> <th>付属施設名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入新井特別出張所</td> <td>入新井集会室</td> <td>大田区大森北一丁目10番14号</td> </tr> <tr> <td>新井宿特別出張所</td> <td>新井宿会館</td> <td>大田区中央四丁目31番14号</td> </tr> <tr> <td>嶺町特別出張所</td> <td>嶺町集会室</td> <td>大田区田園調布本町7番1号</td> </tr> <tr> <td>六郷特別出張所</td> <td>六郷集会室</td> <td>大田区仲六郷二丁目44番11号</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">區別</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入新井集会室</td> <td>大集会室</td> <td>3,900円</td> <td>5,800円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小集会室</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新井宿会館</td> <td>集会室</td> <td>4,000円</td> <td>5,900円</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>660円</td> <td>1,000円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">嶺町集会室</td> <td>大集会室</td> <td>5,600円</td> <td>8,300円</td> <td>13,900円</td> </tr> <tr> <td>小集会室</td> <td>4,000円</td> <td>5,900円</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">六郷集会室</td> <td>第一集会室</td> <td>2,200円</td> <td>3,800円</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>第二集会室</td> <td>2,200円</td> <td>3,800円</td> <td>6,200円</td> </tr> </tbody> </table>		所管特別出張所	付属施設名称	位置	入新井特別出張所	入新井集会室	大田区大森北一丁目10番14号	新井宿特別出張所	新井宿会館	大田区中央四丁目31番14号	嶺町特別出張所	嶺町集会室	大田区田園調布本町7番1号	六郷特別出張所	六郷集会室	大田区仲六郷二丁目44番11号	<u>(新設)</u>			種別	區別	午前	午後	夜間	入新井集会室	大集会室	3,900円	5,800円	9,800円		小集会室	2,000円	3,000円	5,000円	新井宿会館	集会室	4,000円	5,900円	9,900円	和室	660円	1,000円	1,600円	嶺町集会室	大集会室	5,600円	8,300円	13,900円	小集会室	4,000円	5,900円	9,900円	六郷集会室	第一集会室	2,200円	3,800円	6,200円	第二集会室	2,200円	3,800円	6,200円
所管特別出張所	付属施設名称	位置																																																																																																																									
入新井特別出張所	入新井集会室	大田区大森北一丁目10番14号																																																																																																																									
新井宿特別出張所	新井宿会館	大田区中央四丁目31番14号																																																																																																																									
嶺町特別出張所	嶺町集会室	大田区田園調布本町7番1号																																																																																																																									
六郷特別出張所	六郷集会室	大田区仲六郷二丁目44番11号																																																																																																																									
<u>蒲田西特別出張所</u>	<u>蒲田西集会室</u>	<u>大田区西蒲田七丁目12番7号</u>																																																																																																																									
種別	區別	午前	午後	夜間																																																																																																																							
		入新井集会室	大集会室	3,900円	5,800円	9,800円																																																																																																																					
	小集会室	2,000円	3,000円	5,000円																																																																																																																							
新井宿会館	集会室	4,000円	5,900円	9,900円																																																																																																																							
	和室	660円	1,000円	1,600円																																																																																																																							
嶺町集会室	大集会室	5,600円	8,300円	13,900円																																																																																																																							
	小集会室	4,000円	5,900円	9,900円																																																																																																																							
六郷集会室	第一集会室	2,200円	3,800円	6,200円																																																																																																																							
	第二集会室	2,200円	3,800円	6,200円																																																																																																																							
所管特別出張所	付属施設名称	位置																																																																																																																									
入新井特別出張所	入新井集会室	大田区大森北一丁目10番14号																																																																																																																									
新井宿特別出張所	新井宿会館	大田区中央四丁目31番14号																																																																																																																									
嶺町特別出張所	嶺町集会室	大田区田園調布本町7番1号																																																																																																																									
六郷特別出張所	六郷集会室	大田区仲六郷二丁目44番11号																																																																																																																									
<u>(新設)</u>																																																																																																																											
種別	區別	午前	午後	夜間																																																																																																																							
		入新井集会室	大集会室	3,900円	5,800円	9,800円																																																																																																																					
	小集会室	2,000円	3,000円	5,000円																																																																																																																							
新井宿会館	集会室	4,000円	5,900円	9,900円																																																																																																																							
	和室	660円	1,000円	1,600円																																																																																																																							
嶺町集会室	大集会室	5,600円	8,300円	13,900円																																																																																																																							
	小集会室	4,000円	5,900円	9,900円																																																																																																																							
六郷集会室	第一集会室	2,200円	3,800円	6,200円																																																																																																																							
	第二集会室	2,200円	3,800円	6,200円																																																																																																																							

新					旧				
	会室					会室			
付記					付記				
<p>(1) 午前、午後及び夜間の時間の割り振りについては、規則で定めるところによる。</p> <p>(2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の午後又は夜間に使用する場合は、本表使用料の2割相当額（計算方法については、区長が別に定める。以下同じ。）を加えたものとする。</p> <p>(3) 区外のもの（個人についてはその者が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外のものをいう。）が施設を使用するときは、本表使用料（前号の規定に該当するときは、同号を適用した額。以下同じ。）の2割相当額を本表使用料のほかに徴収する。</p> <p><u>(4) 2使用区分以上を連続して使用する場合に限り、その中間の時間を使用することができる。この場合において、中間の時間に係る使用料は、徴収しない。</u></p>					<p>(1) 午前、午後及び夜間の時間の割り振りについては、規則で定めるところによる。</p> <p>(2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の午後又は夜間に使用する場合は、本表使用料の2割相当額（計算方法については、区長が別に定める。以下同じ。）を加えたものとする。</p> <p>(3) 区外のもの（個人についてはその者が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外のものをいう。）が施設を使用するときは、本表使用料（前号の規定に該当するときは、同号を適用した額。以下同じ。）の2割相当額を本表使用料のほかに徴収する。</p> <p><u>(新設)</u></p>				
<u>別表第3（第5条関係）</u>					<u>(新設)</u>				
	種別	区別	午前	午後A	午後B	夜間			
蒲田	第一		1,800円	1,500円	1,800円	1,800円			
西集	集会								
会室	室								
	第二		2,400円	2,000円	2,400円	2,400円			
	集会								
	室								
	第一		1,800円	1,500円	1,800円	1,800円			
	多目								
	的室								
	第二		2,400円	2,000円	2,400円	2,400円			
	多目								
	的室								

新	旧
<p><u>付記</u></p> <p><u>(1) 午前、午後A、午後B及び夜間の時間の割り振りについては、規則で定めるところによる。</u></p> <p><u>(2) 区外のもの（個人についてはその者が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外のものをいう。）が施設を使用するときは、本表使用料の2割相当額を本表使用料のほかに徴収する。</u></p> <p><u>(3) 2使用区分以上を連続して使用する場合に限り、その中間の時間を使用することができる。この場合において、中間の時間に係る使用料は、徴収しない。</u></p>	

(仮称) 都区合同庁舎について

1 施設の設置目的及びコンセプト

【設置目的】

特別出張所や大田都税事務所の他、様々な団体が入居し、日頃から密に連携することで相乗効果を生み、区民サービスを効果的・効率的に提供するとともに、さらなる地域力の推進を図る。

【コンセプト】

- (1) 地域のさらなる活性化 … 出張所を中心とした地域活性化拠点の整備
- (2) 包括的支援の充実 … 笑顔とあたたかさあふれる地域共生社会を実現



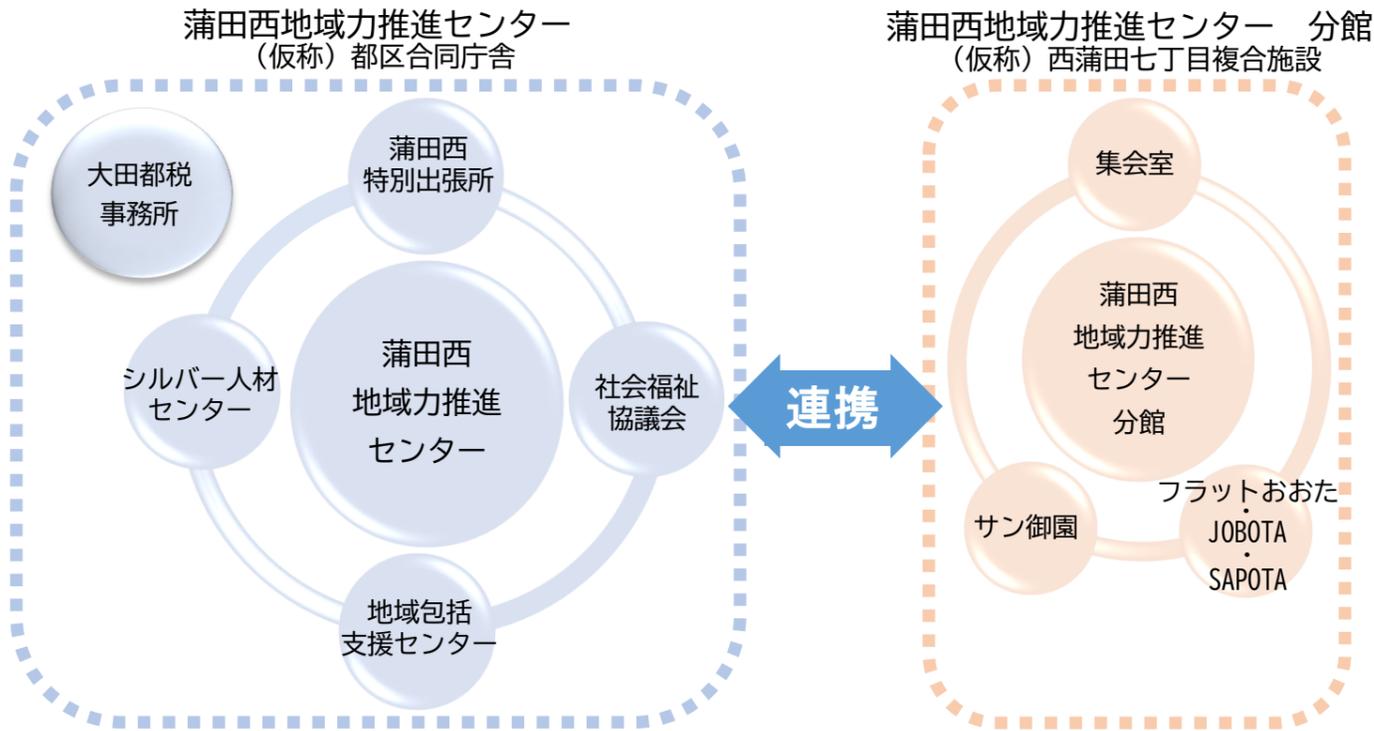
イメージパース（北西から）



1Fエントランスホールイメージ

2 施設のあり方及び東京都との連携

- ・ 1～4階の区関係団体入居部分について、「**蒲田西地域力推進センター**」と呼称する。
- ・ 大田都税事務所との合同庁舎として、利用者の利便性向上が期待される。
- **東京都との協定**を締結し、円滑な庁舎運営を行う事で、区民にとって便利かつ快適に利用できる施設を目指す。



3 『「蒲田西地域力推進センター」分館』との連携

当施設近隣に供用開始予定の『「蒲田西地域力推進センター」分館』（（仮称）西蒲田七丁目複合施設）とも日頃から連携し、様々な課題解決や地域住民の福祉の増進に取り組んでいく。

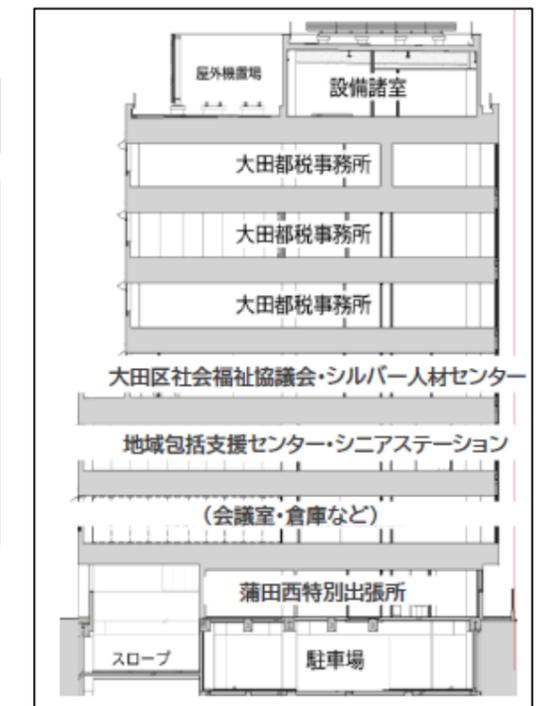
4 今後のスケジュール（予定）

	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12
都と協定・契約を調整・締結				■	■	■	■		
施設竣工						■			
都税事務所入居								■	
出張所入居								■	
その他区団体入居									■

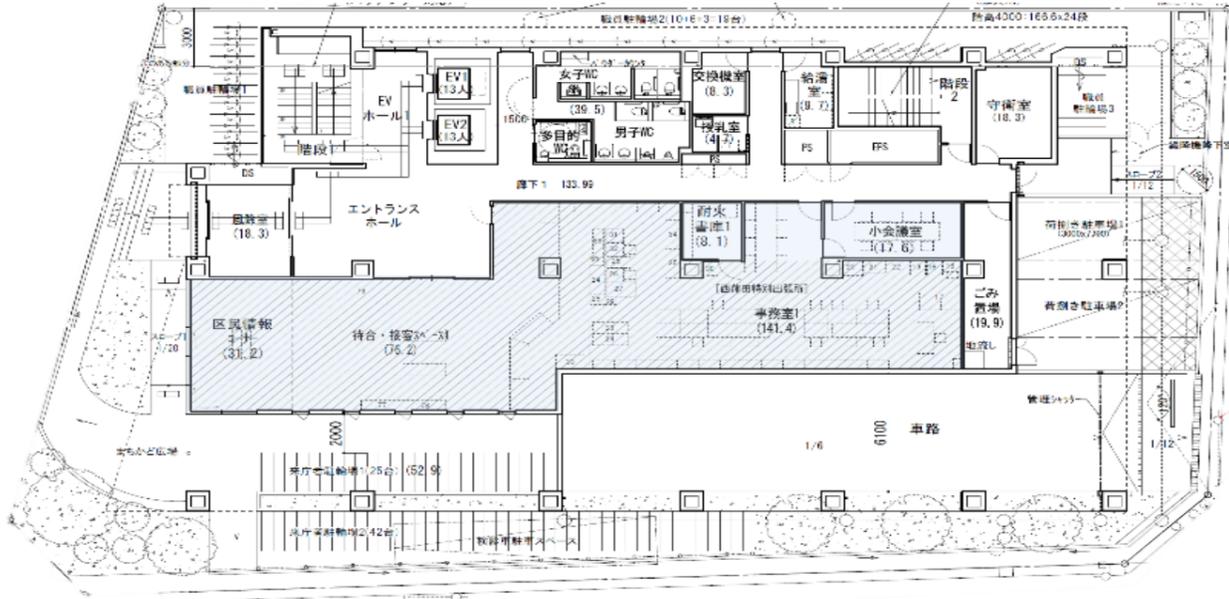
5 施設断面図

階数	入所施設
東京都 5～7階	大田都税事務所
大田区 4階	大田区社会福祉協議会・シルバー人材センター
3階	地域包括支援センター・シニアステーション
2階	蒲田西特別出張所・大田区社会福祉協議会の関連諸室（会議室・倉庫など）
1階	蒲田西特別出張所
地下1階	駐車場

【所管】
 福祉管理課
 ・社会福祉協議会
 高齢福祉課
 ・地域包括支援センター
 ・シルバー人材センター



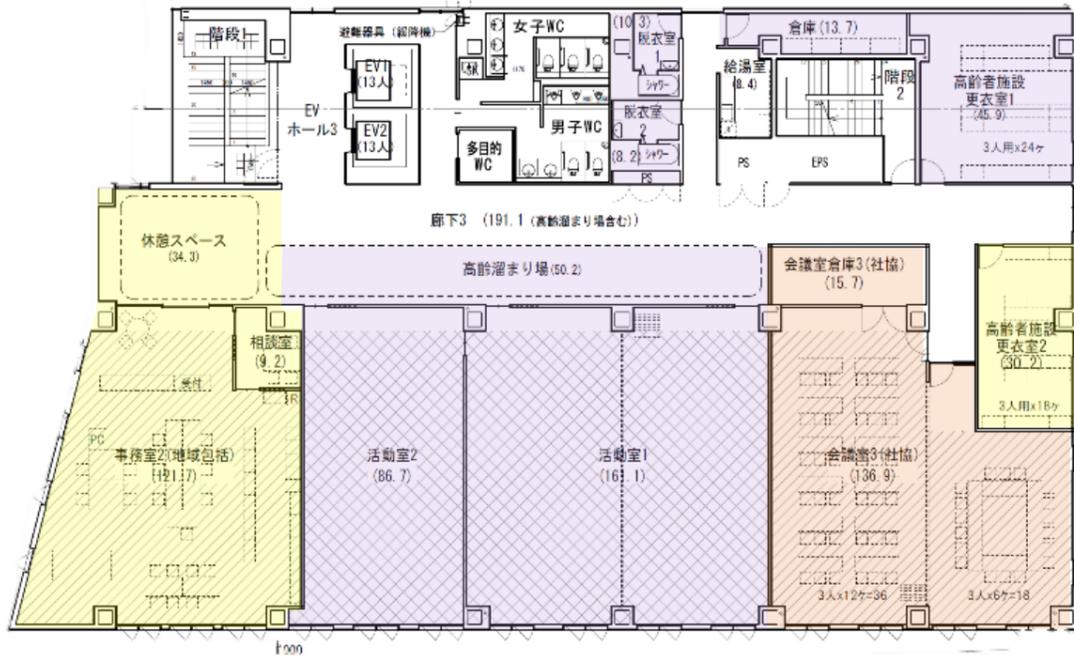
6 施設平面図



1階平面図



2階平面図



3階平面図



4階平面図

- 区施設
- 凡例
 - 蒲田西特別出張所
 - 社会福祉協議会
 - 地域包括支援センター
 - 高齢者利用施設
 - シルバー人材センター
 - いきいき仕事ステーション

※5～8階 大田都税事務所

(仮称) 西蒲田七丁目複合施設について

1 施設の設置目的及びコンセプト

【設置目的】
 集会室機能の他、保育室やJOBOTA・SAPOTA等の相談窓口等、様々な団体が入居し、日頃から密に連携することで相乗効果を生み、区民サービスを効果的・効率的に提供するとともに、さらなる地域力の推進を図る。

- 【コンセプト】**
- (1) 地域のさらなる活性化 … 多世代の方が集う地域力推進の拠点の整備
 - (2) 包括的支援の充実 … 笑顔とあたたかさあふれる地域共生社会を実現



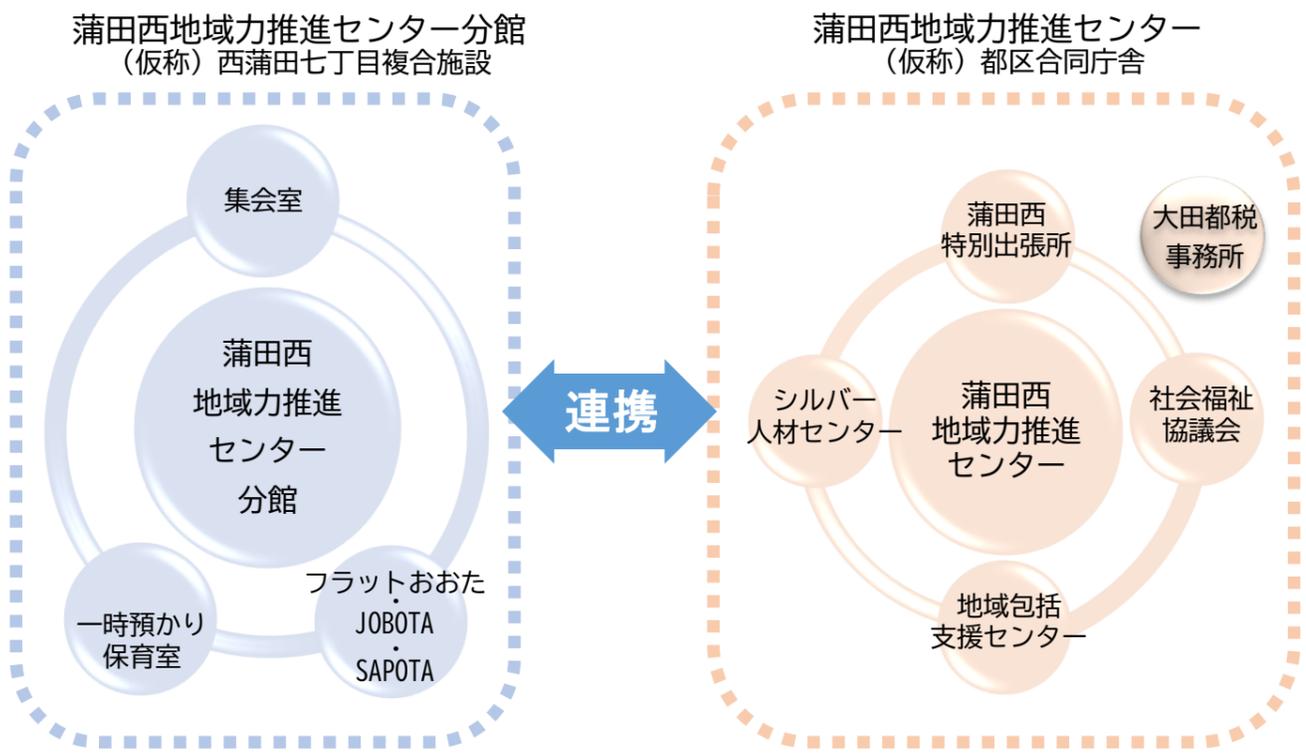
1Fエントランスホールイメージ



イメージパース (南東から)

2 施設のあり方

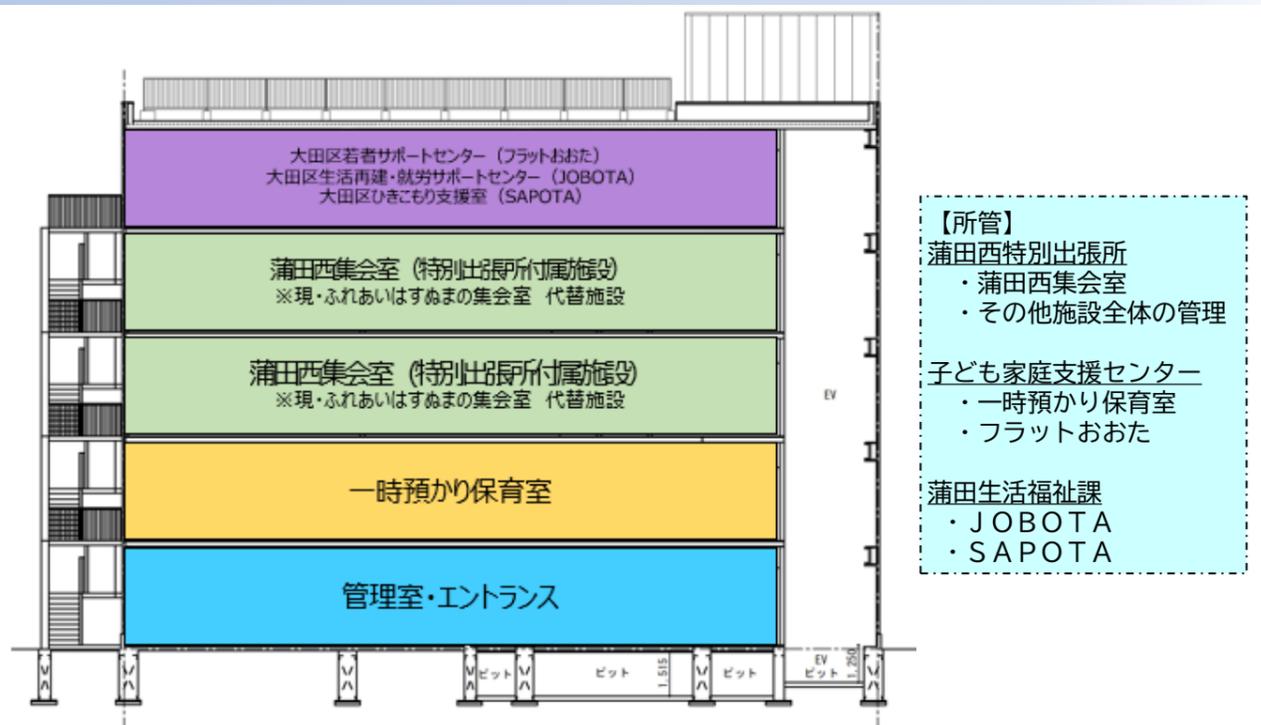
・近隣に供用開始する「蒲田西地域力推進センター（（仮称）都区合同庁舎内）」の各入居団体とも日々連携を図り、運営を行っていく。
 →当施設を『「蒲田西地域力推進センター」分館』と呼称する。



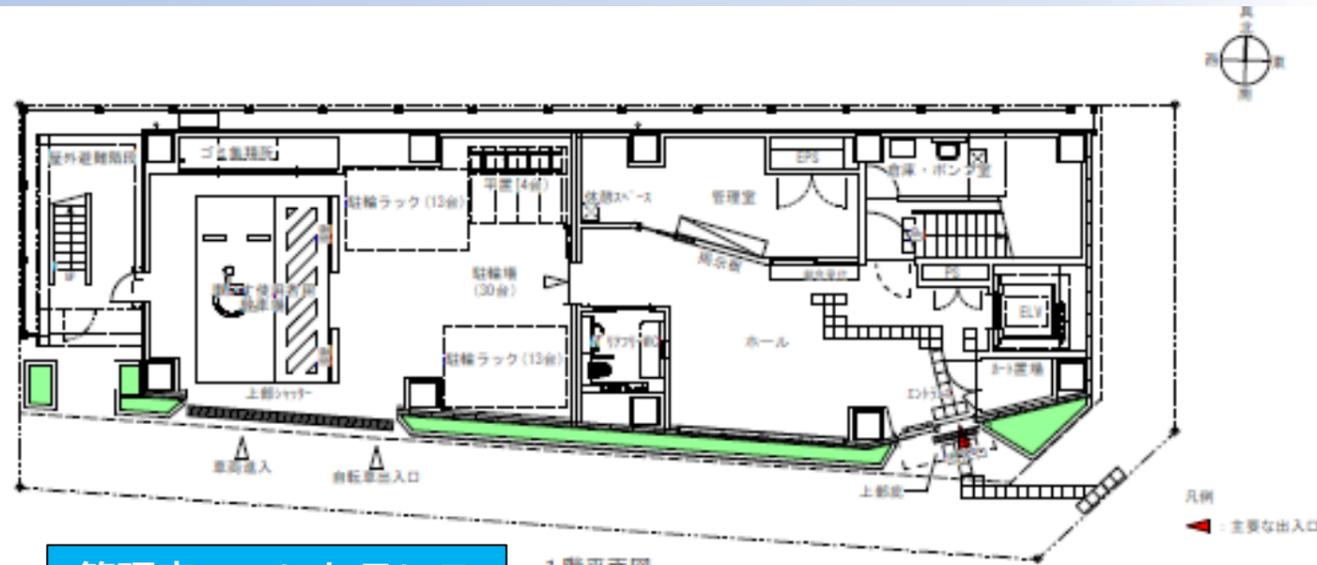
3 今後のスケジュール (予定)

	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12
利用者説明会									
施設竣工									
各団体入居準備									
施設供用開始									

4 施設断面図

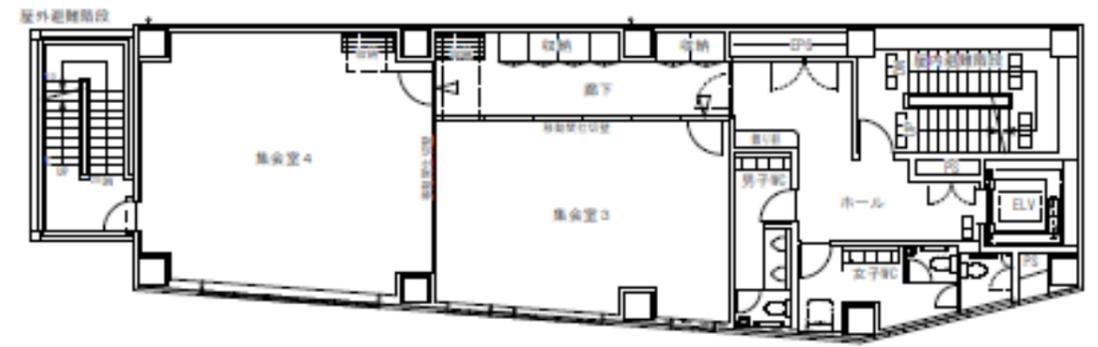


5 施設平面図



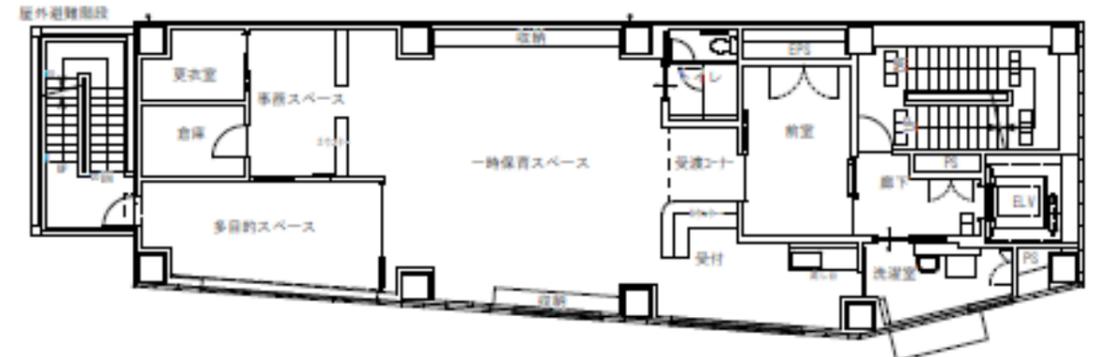
管理室・エントランス

1階平面図



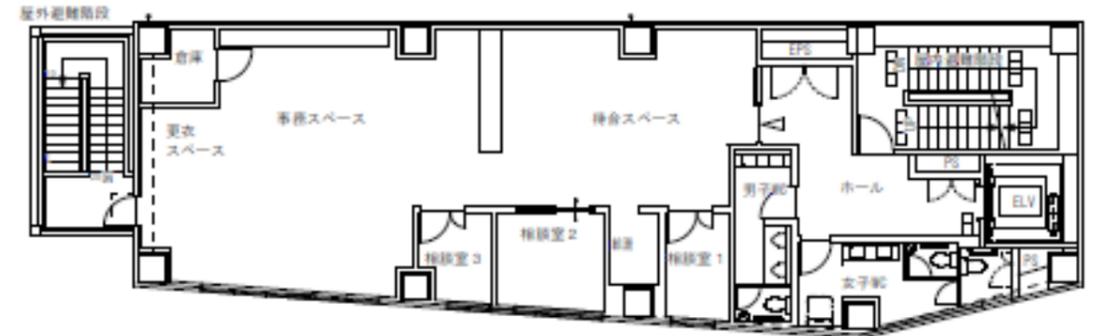
蒲田西集會室 2室
(特別出張所付属施設)

4階平面図



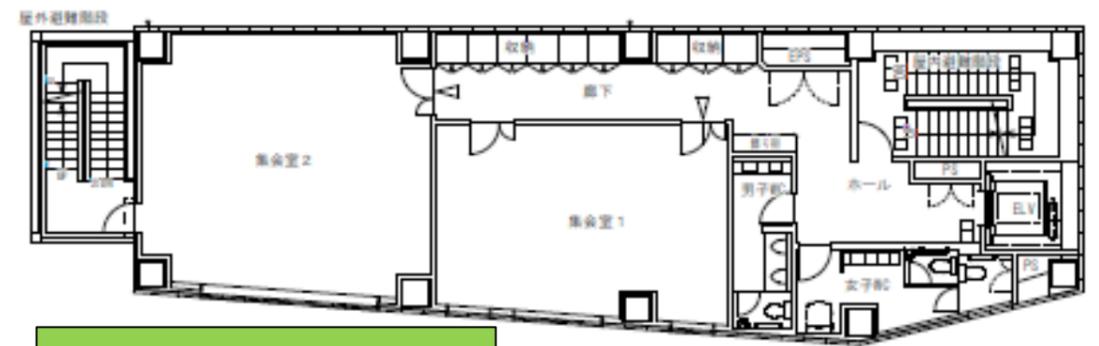
一時預かり保育室

2階平面図



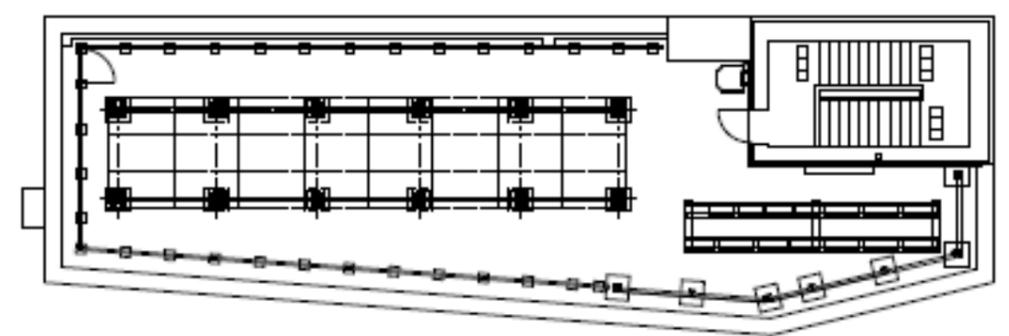
フラットおおた
JOBOTA
SAPOTA

5階平面図



蒲田西集會室 2室
(特別出張所付属施設)

3階平面図



PH階・屋上平面図

地域産業委員会 令和8年2月25日・26日
産業経済部 資料1番
所管 産業振興課

第18号議案

大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例

1 改正理由

利用料金制採用施設では指定管理者の更新時期に合わせて施設使用料を見直すことを定めた「施設使用料の基本的な考え方」に基づき、大田区産業プラザの指定期間が令和9年度に更新されるにあたって、受益者負担の適正化の趣旨を踏まえた見直しを実施するため

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行年月日

令和9年4月1日

(別表の改正規定（H会議室に係る部分に限る。）は、同年10月1日)

大田区産業プラザ条例（平成6年条例第39号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区産業プラザ条例 平成6年12月14日 条例第39号</p>	<p>○大田区産業プラザ条例 平成6年12月14日 条例第39号</p>
<p>第1条（略） （施設）</p>	<p>第1条（略） （施設）</p>
<p>第2条 産業プラザには、次に掲げる施設を設ける。</p>	<p>第2条 産業プラザには、次に掲げる施設を設ける。</p>
<p>（1） 展示ホール （2） コンベンションホール （3） 会議室 （4） 和室 （5） 駐車場 （6） その他必要な施設</p>	<p>（1） 展示ホール （2） コンベンションホール （3） 会議室 （4） 和室 （5） 駐車場 （6） その他必要な施設</p>
<p>第2条の2から第3条まで（略） （利用料金）</p>	<p>第2条の2から第3条まで（略） （利用料金）</p>
<p>第4条 前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、規則で定めるときは、利用料金を後納とすることができる。</p>	<p>第4条 前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、規則で定めるときは、利用料金を後納とすることができる。</p>
<p>2 施設の利用料金は、別表に掲げる額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。</p>	<p>2 施設の利用料金は、別表に掲げる額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。</p>
<p>3 付帯設備及び特殊器具の利用料金は、5万円の範囲内において規則で定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。</p>	<p>3 付帯設備及び特殊器具の利用料金は、5万円の範囲内において規則で定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。</p>
<p>4 特別に電気、水道又は冷暖房設備を利用するときは、区長が相当と認める実費を徴収する。</p>	<p>4 特別に電気、水道又は冷暖房設備を利用するときは、区長が相当と認める実費を徴収する。</p>
<p>5 第2項及び第3項の利用料金並びに前項の実費（以下「利用料金等」という。）は、区又は指定管理者が利用する場合は徴収しない。</p>	<p>5 第2項及び第3項の利用料金並びに前項の実費（以下「利用料金等」という。）は、区又は指定管理者が利用する場合は徴収しない。</p>
<p>6 利用料金等は、指定管理者の収入とする。ただし、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を納付させることができる。</p>	<p>6 利用料金等は、指定管理者の収入とする。ただし、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を納付させることができる。</p>
<p>第5条から第13条まで（略）</p>	<p>第5条から第13条まで（略）</p>

新			旧																				
<p>付 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成7年9月規則第78号で、同7年10月1日から施行)</p> <p>付 則(平成10年3月10日条例第19号)</p> <p>1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の大田区産業プラザ条例の規定により使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。</p> <p>付 則(平成14年3月20日条例第14号)</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に区長に対して納付した施行日以後の利用に係る施設並びに付帯設備及び特殊器具(以下「施設等」という。)の使用料並びに実費は、管理受託者に対して納付した施設等の利用料金及び実費とみなす。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(H会議室に係る部分に限る。)は、同年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の別表の規定(H会議室に係る部分を除く。)は、令和9年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用する。</u></p> <p><u>3 改正後の別表の規定(H会議室に係る部分に限る。)は、令和9年10月1日以後の利用に係る利用料金について適用する。</u></p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>(1) 展示ホール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用日</th> <th>半日</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大展示ホール(全体)</td> <td><u>187,500円</u></td> <td><u>375,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>			利用日	半日	全日	施設名			大展示ホール(全体)	<u>187,500円</u>	<u>375,000円</u>	<p>付 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成7年9月規則第78号で、同7年10月1日から施行)</p> <p>付 則(平成10年3月10日条例第19号)</p> <p>1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の大田区産業プラザ条例の規定により使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。</p> <p>付 則(平成14年3月20日条例第14号)</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に区長に対して納付した施行日以後の利用に係る施設並びに付帯設備及び特殊器具(以下「施設等」という。)の使用料並びに実費は、管理受託者に対して納付した施設等の利用料金及び実費とみなす。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>(1) 展示ホール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用日</th> <th>半日</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大展示ホール(全体)</td> <td><u>150,000円</u></td> <td><u>300,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>			利用日	半日	全日	施設名			大展示ホール(全体)	<u>150,000円</u>	<u>300,000円</u>
利用日	半日	全日																					
施設名																							
大展示ホール(全体)	<u>187,500円</u>	<u>375,000円</u>																					
利用日	半日	全日																					
施設名																							
大展示ホール(全体)	<u>150,000円</u>	<u>300,000円</u>																					

新		
大展示ホール (2分割)	<u>93,800円</u>	<u>187,500円</u>
小展示ホール	<u>56,300円</u>	<u>112,500円</u>

(2) コンベンションホール等

利用区分 施設名	利用日	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後0時30分	午後1時30分～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
コンベンションホール(全体)		<u>47,800円</u>	<u>48,900円</u>	<u>55,900円</u>	<u>179,000円</u>
コンベンションホール(2分割)		<u>23,900円</u>	<u>24,500円</u>	<u>28,000円</u>	<u>89,500円</u>
A 会議室	平日	<u>3,500円</u>	<u>4,400円</u>	<u>5,300円</u>	<u>13,100円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>4,200円</u>	<u>5,300円</u>	<u>6,400円</u>	<u>15,700円</u>
	平日	<u>4,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>15,000円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>4,800円</u>	<u>6,000円</u>	<u>7,200円</u>	<u>18,000円</u>
B 会議室	平日	<u>6,400円</u>	<u>8,000円</u>	<u>9,600円</u>	<u>24,000円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>7,700円</u>	<u>9,600円</u>	<u>11,500円</u>	<u>28,800円</u>
	平日	<u>6,500円</u>	<u>8,100円</u>	<u>9,600円</u>	<u>24,300円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>7,800円</u>	<u>9,700円</u>	<u>11,500円</u>	<u>29,200円</u>
C 会議室	平日	<u>2,500円</u>	<u>3,300円</u>	<u>3,900円</u>	<u>9,600円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,700円</u>	<u>11,500円</u>
	平日	<u>3,200円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,800円</u>	<u>12,000円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>3,800円</u>	<u>4,800円</u>	<u>5,800円</u>	<u>14,400円</u>
D 会議室	平日	<u>5,100円</u>	<u>6,400円</u>	<u>7,700円</u>	<u>19,200円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>6,100円</u>	<u>7,700円</u>	<u>9,200円</u>	<u>23,000円</u>
	平日	<u>5,200円</u>	<u>6,500円</u>	<u>7,700円</u>	<u>19,400円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>6,200円</u>	<u>7,700円</u>	<u>9,300円</u>	<u>23,200円</u>
E 会議室	平日	<u>2,000円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,100円</u>	<u>7,700円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>2,400円</u>	<u>3,100円</u>	<u>3,700円</u>	<u>9,200円</u>

旧		
大展示ホール (2分割)	<u>75,000円</u>	<u>150,000円</u>
小展示ホール	<u>45,000円</u>	<u>90,000円</u>

(2) コンベンションホール等

利用区分 施設名	利用日	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後0時30分	午後1時30分～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
コンベンションホール(全体)		<u>38,200円</u>	<u>47,800円</u>	<u>57,200円</u>	<u>143,200円</u>
コンベンションホール(2分割)		<u>19,100円</u>	<u>23,900円</u>	<u>28,600円</u>	<u>71,600円</u>
A 会議室	平日	<u>2,800円</u>	<u>3,500円</u>	<u>4,200円</u>	<u>10,500円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>3,400円</u>	<u>4,200円</u>	<u>5,000円</u>	<u>12,600円</u>
	平日	<u>3,200円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,800円</u>	<u>12,000円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>3,800円</u>	<u>4,800円</u>	<u>5,800円</u>	<u>14,400円</u>
B 会議室	平日	<u>5,100円</u>	<u>6,400円</u>	<u>7,700円</u>	<u>19,200円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>6,100円</u>	<u>7,700円</u>	<u>9,200円</u>	<u>23,000円</u>
	平日	<u>5,200円</u>	<u>6,500円</u>	<u>7,700円</u>	<u>19,400円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>6,200円</u>	<u>7,700円</u>	<u>9,300円</u>	<u>23,200円</u>
C 会議室	平日	<u>2,000円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,100円</u>	<u>7,700円</u>
	土曜・日曜・休日	<u>2,400円</u>	<u>3,100円</u>	<u>3,700円</u>	<u>9,200円</u>

新					旧				
	休日								
F 会議室	平日	<u>2,100</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>3,100</u> 円	<u>7,900</u> 円				
	土曜・日曜・休日	<u>2,500</u> 円	<u>3,100</u> 円	<u>3,700</u> 円	<u>9,500</u> 円				
	G 会議室	平日	<u>2,300</u> 円	<u>2,900</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>8,600</u> 円			
	土曜・日曜・休日	<u>2,800</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>4,200</u> 円	<u>10,300</u> 円				
H 会議室	平日	<u>3,800</u> 円	<u>4,800</u> 円	<u>5,700</u> 円	<u>14,300</u> 円				
	土曜・日曜・休日	<u>4,600</u> 円	<u>5,800</u> 円	<u>6,800</u> 円	<u>17,200</u> 円				
	特別会議室	平日	<u>15,600</u> 円	<u>19,500</u> 円	<u>23,400</u> 円	<u>58,500</u> 円			
	土曜・日曜・休日	<u>18,700</u> 円	<u>23,400</u> 円	<u>28,100</u> 円	<u>70,200</u> 円				
和室	平日	<u>2,500</u> 円	<u>3,100</u> 円	<u>3,800</u> 円	<u>9,400</u> 円				
	土曜・日曜・休日	<u>3,000</u> 円	<u>3,700</u> 円	<u>4,600</u> 円	<u>11,300</u> 円				
	控室 1	<u>600</u> 円	<u>750</u> 円	<u>900</u> 円	<u>2,300</u> 円				
	控室 2	<u>650</u> 円	<u>820</u> 円	<u>980</u> 円	<u>2,500</u> 円				
控室 3	<u>350</u> 円	<u>450</u> 円	<u>520</u> 円	<u>1,300</u> 円					
控室 4	<u>400</u> 円	<u>500</u> 円	<u>600</u> 円	<u>1,500</u> 円					
配膳室	<u>2,800</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>4,000</u> 円	<u>10,300</u> 円					
配膳室 (2分 割)	<u>1,400</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>5,100</u> 円					

(3) 駐車場

自動車 1台30分につき600円の範囲内で規則で定める額

備考

- (1) 準備及び原状回復に係る作業は、利用時間内に終了するものとする。
- (2) 展示ホールの全日とは、午前9時

旧				
	休日			
F 会議室	平日	<u>1,700</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>2,500</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,000</u> 円	<u>2,500</u> 円	<u>3,000</u> 円
	G 会議室	平日	<u>1,800</u> 円	<u>2,300</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,200</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>3,300</u> 円
(新設)				
特別会議室	平日	<u>12,500</u> 円	<u>15,600</u> 円	<u>18,700</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>15,000</u> 円	<u>18,700</u> 円	<u>22,500</u> 円
	和室	平日	<u>2,000</u> 円	<u>2,500</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,400</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,600</u> 円
控室 1	<u>480</u> 円	<u>600</u> 円	<u>720</u> 円	
控室 2	<u>520</u> 円	<u>660</u> 円	<u>780</u> 円	
控室 3	<u>280</u> 円	<u>360</u> 円	<u>420</u> 円	
控室 4	<u>320</u> 円	<u>400</u> 円	<u>480</u> 円	
配膳室	<u>2,200</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>3,200</u> 円	
配膳室 (2分 割)	<u>1,100</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>1,600</u> 円	

(3) 駐車場

自動車 1台30分につき600円の範囲内で規則で定める額

備考

- (1) 準備及び原状回復に係る作業は、利用時間内に終了するものとする。
- (2) 展示ホールの全日とは、午前9時

新	旧
<p>から午後7時までとし、半日とは、午前9時から午後2時まで又は午後2時から午後7時までとする。</p> <p>(3) 展示ホールの利用に際して、準備又は撤去作業のみに要する利用日に係る利用料金については、当該利用料金の5割相当額を限度として減額することができる。</p> <p>(4) 展示ホールの利用に際して、全日の時間帯を超えて利用する場合には、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。次号において同じ。）につき、承認した利用料金の1時間当たりの額に当該1時間当たりの額の2割相当額を加算した額を限度として超過利用料金を徴収することができる。</p> <p>(5) コンベンションホール、会議室、和室、控室又は配膳室（以下「コンベンションホール等」という。）の利用に際して、利用区分の時間帯を超えて中間の時間（午後零時30分から午後1時30分まで又は午後5時から午後6時までの時間をいう。次号において同じ。）を利用する場合には、超過時間1時間につき、承認した利用料金の1時間当たりの額の相当額を限度として超過利用料金を徴収することができる。</p> <p>(6) コンベンションホール等の2利用区分の利用の場合に限り、中間の時間を利用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の利用に係る利用料金は、<u>承認した利用料金の1時間当たりの額の相当額を限度として徴収することができる。</u></p> <p>(7) 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>(8) 駐車場の利用料金は、最初の30分までは徴収しない。</p> <p>(9) <u>営利を目的とする物品の販売その</u></p>	<p>から午後7時までとし、半日とは、午前9時から午後2時まで又は午後2時から午後7時までとする。</p> <p>(3) 展示ホールの利用に際して、準備又は撤去作業のみに要する利用日に係る利用料金については、当該利用料金の5割相当額を限度として減額することができる。</p> <p>(4) 展示ホールの利用に際して、全日の時間帯を超えて利用する場合には、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。次号において同じ。）につき、承認した利用料金の1時間当たりの額に当該1時間当たりの額の2割相当額を加算した額を限度として超過利用料金を徴収することができる。</p> <p>(5) コンベンションホール、会議室、和室、控室又は配膳室（以下「コンベンションホール等」という。）の利用に際して、利用区分の時間帯を超えて中間の時間（午後零時30分から午後1時30分まで又は午後5時から午後6時までの時間をいう。次号において同じ。）を利用する場合には、超過時間1時間につき、承認した利用料金の1時間当たりの額の相当額を限度として超過利用料金を徴収することができる。</p> <p>(6) コンベンションホール等の2利用区分の利用の場合に限り、中間の時間を利用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の利用に係る利用料金は、<u>徴収しない。</u></p> <p>(7) 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>(8) 駐車場の利用料金は、最初の30分までは徴収しない。</p> <p>(9) <u>入場料若しくはこれに類する金銭</u></p>

新	旧
<p><u>他これに類する目的に使用する場合は、本表利用料金の5割相当額を限度として本表利用料金のほかに徴収する。</u></p> <p>(10) 区外のもの（個人についてはその者が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外のものをいう。以下同じ。）が施設を利用するときは、当該利用料金の2割相当額を限度として当該利用料金のほかに徴収することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 前号の規定により当該利用料金が割増しとなるとき。</p> <p>イ 区外のもものが展示会等のために大展示ホール、小展示ホール、コンベンションホール、控室1又は控室2を利用する場合で、区内産業の振興に寄与するものであると区長が認めるとき。</p> <p>(11) 第3号に規定する5割相当額、第4号に規定する1時間当たりの額の2割相当額、第5号に規定する1時間当たりの額の相当額、第9号に規定する5割相当額及び前号に規定する2割相当額に係る計算方法については、区長が別に定める。</p>	<p><u>等を徴収する場合又は商品直売の目的で利用する場合は、当該利用料金の5割相当額を限度として加算することができる。</u></p> <p>(10) 区外のもの（個人についてはその者が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外のものをいう。以下同じ。）が施設を利用するときは、当該利用料金の2割相当額を限度として当該利用料金のほかに徴収することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 前号の規定により当該利用料金が割増しとなるとき。</p> <p>イ 区外のもものが展示会等のために大展示ホール、小展示ホール、コンベンションホール、控室1又は控室2を利用する場合で、区内産業の振興に寄与するものであると区長が認めるとき。</p> <p>(11) 第3号に規定する5割相当額、第4号に規定する1時間当たりの額の2割相当額、第5号に規定する1時間当たりの額の相当額、第9号に規定する5割相当額及び前号に規定する2割相当額に係る計算方法については、区長が別に定める。</p>

地域産業委員会 令和8年2月25・26日
地域未来創造部 資料2番
所管 地域力推進課

令和7年度一般会計第6次補正予算案の概要について（地域未来創造部）

歳入

（単位：千円）

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容	予算所属
1	国庫支出金 国庫補助金 総務費補助金	(1) 文化財保存事業費	3,850	△ 3,850	0	龍子記念館保存活用計画策定時期の変更による減	文化芸術推進課
2	都支出金 都補助金 総務費補助金	(1) 文化財保存事業費	1,925	△ 1,925	0	龍子記念館保存活用計画策定時期の変更による減	文化芸術推進課
		(2) スポーツ空間バージョンアップ補助金	0	24,055	24,055	大田区民プラザ体育室空調設備設置工事による増	文化芸術推進課
3	財産収入 財産運用収入 財産貸付収入	(1) 土地等貸付収入	480	△ 352	128	山口体験美術館の開館日の変更による減	文化芸術推進課
4	寄附金 寄附金 寄附金	(1) 寄附金	116	972	1,088	地域力応援基金寄附金を受領したことによる増	地域力推進課
			245	1,703	1,948	勝海舟基金寄附金を受領したことによる増	文化芸術推進課
			1,500	3,425	4,925	郷土博物館に対する寄附金を受領したことによる増	文化芸術推進課
5	諸収入 雑入 雑入	(1) 自治総合センターコミュニティ助成金	7,500	△ 5,000	2,500	自治総合センターコミュニティ助成の団体数を反映しての減	地域力推進課
		(2) その他	10,055	30,610	40,665	大田区総合体育館の利益還元の入入れによる増	スポーツ推進課
合計			25,671	49,638	75,309		

令和7年度一般会計第6次補正予算案の概要について（地域未来創造部）

歳出

（単位：千円）

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容	予算所属
1	総務費 総務管理費 複合施設建設費	(1) 特別出張所	387,779	△ 28,688	359,091	大森西二丁目複合施設の施工 方法変更に伴う執行見込による減	大森西特別出張所
		(2) 区民センター	1,301,549	△ 104,900	1,196,649	大森西二丁目複合施設の施工 方法変更に伴う執行見込による減	大森西特別出張所
2	総務費 地域振興費 地域振興総務費	(1) 職員人件費	120,621	21,391	142,012	給与改定等による増	地域力推進課
		(2) 自治会関係事務	72,207	△ 5,000	67,207	自治総合センターコミュニ ティ助成の団体数を反映して の減	地域力推進課
3	総務費 地域振興費 特別出張所費	(1) 池上会館管理 運営費	945,823	△ 152,268	793,555	池上会館特定天井その他改修 工事の契約落差による減	池上特別出張所
		(2) 大森西二丁目 複合施設管理 運営費	68,116	△ 17,360	50,756	大森西二丁目複合施設運營業 務委託における契約落差による減	大森西特別出張所
4	総務費 スポーツ文化芸術費 スポーツ振興費	(1) 大田スタジア ム維持管理	52,271	△ 15,454	36,817	人工芝貼替設計委託における 契約落差等による減	スポーツ推進課
5	総務費 スポーツ文化芸術費 文化芸術費	(1) 管理代行費	1,009,447	△ 70,000	939,447	公益財団法人大田区文化振興 協会の指定管理施設における 光熱水費等執行見込による減	文化芸術推進課
		(2) その他施設費	973,213	△ 17,266	955,947	大田文化の森集会棟のLED・ト イレ自動センサー化工事及び 全熱交換機更新工事の契約落 差による減	文化芸術推進課
		(3) 管理運営費	176,736	△ 103,300	73,436	馬込第三小学校改築工事の入 札不調に伴う減	文化芸術推進課
合計			5,107,762	△ 492,845	4,614,917		

令和7年度一般会計第6次補正予算案の概要について（地域未来創造部）

繰越明許費

（単位：千円）

No.	款項目	事業名	事業費	年度内執行見込	翌年度繰越額	補正理由及び補正内容	予算所属
1	総務費 総務管理費 複合施設建設費	(仮称)大田区西蒲田七丁目複合施設新築その他工事	105,591	98,526	7,065	工事請負費 7,065	蒲田西特別出張所
2	総務費 地域振興費 区民施設費	(1) 新蒲田一丁目複合施設雨樋改修工事	3,000	0	3,000	工事請負費 3,000	地域力推進課
3	総務費 地域振興費 消費行政費	(1) 消費者生活センター雨樋改修工事	3,000	0	3,000	工事請負費 3,000	地域力推進課
4	総務費 地域振興費 特別出張所費	(1) 池上会館特定天井その他改修工事	616,351	310,551	305,800	工事請負費 305,800	池上特別出張所
		(2) 文化センター雨樋改修工事	2,000	0	2,000	工事請負費 2,000	糞谷特別出張所 六郷特別出張所
		(3) 北蒲広場雨樋改修工事	1,000	0	1,000	工事請負費 1,000	蒲田東特別出張所
		(4) 特別出張所雨樋改修工事	2,000	0	2,000	工事請負費 2,000	羽田特別出張所 矢口特別出張所
5	総務費 スポーツ文化芸術費 文化芸術費	(5) 大田区民ホールアプリコ雨樋改修工事	3,000	0	3,000	工事請負費 3,000	文化芸術推進課
合計			735,942	409,077	326,865		

令和7年度一般会計第6次補正予算案の概要について（産業経済部）

歳入

（単位：千円）

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	都支出金 都補助金 産業経済費補助金	(1) 東京都商店街 チャレンジ戦 略支援事業	156,827	△ 32,238	124,589	歳出予算の減額補正に伴う都 補助金の歳入減
2	財産収入 財産運用収入 財産貸付収入	(1) 土地等貸付収 入	977,589	53,181	1,030,770	定期借地権設定契約及び土地 賃貸借契約に基づく地代改定 の実施に伴う増
3	寄附金 寄附金 寄附金	(1) 寄附金	13,221	2,006	15,227	産業のまち未来基金寄附金を 受領したことによる増
合計			1,147,637	22,949	1,170,586	

歳出

（単位：千円）

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	産業経済費 産業経済費 産業振興費	(1) 中小企業融資	1,597,895	△ 66,713	1,531,182	執行見込に伴う減
		(2) 産業交流拠点 の形成	369,364	33,298	402,662	定期建物賃貸借契約に基づく 賃料改定の実施に伴う増
		(3) 商店街チャレ ンジ戦略支援 事業	283,090	△ 56,982	226,108	執行見込に伴う減
2	産業経済費 産業経済費 産業施設費	(1) 産業支援施設 指定管理者管 理代行	328,738	△ 44,000	284,738	テクノWINGの修繕工事見直し に伴う減
合計			2,579,087	△ 134,397	2,444,690	

地域産業委員会 令和8年2月25・26日
地域未来創造部 資料27番
所管 地域力推進課

特別区区民葬儀における新たな助成制度について

1 主旨

特別区は令和8年4月より、特別区区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民間火葬場において、最も低廉な火葬料金を支払った方を対象とした23区共通の新たな助成制度を開始する。

本助成制度における助成額は、大人27,000円（小人15,000円）を限度額とする。

2 助成対象者

「祭壇券」または「霊柩車券」のいずれかの区民葬儀券利用者のうち、区民葬儀の取扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民間火葬場（特別区が指定する民間火葬場）において、他の公的制度の適用を受けている料金を除く、最も低廉な火葬料金（以下「基準火葬料金」）を支払った方を対象とする。なお「逝去者」または「火葬を執り行った方」が特別区内に住民登録を有していることを認定要件とする。

3 助成額

「大人27,000円、小人15,000円」を助成限度額とする。なお、助成限度額の算出にあたっては、特別区内の公営及び区民葬儀取扱業者である民間火葬場の一般料金（公営は域外）の平均額（87,000円）と区民葬儀の火葬料金（59,600円）との差額から1,000円未満を切り捨てた額を根拠とする。

ただし、助成を行うことにより、区民葬儀における火葬料金を下回ることはないよう、基準火葬料金と59,600円との差額から1,000円未満を切り捨てた額が、助成限度額に達しない場合はその額を助成額とする。

地域産業委員会 令和8年2月25・26日
地域未来創造部 資料28番
所管 地域力推進課

食品の放射性物質測定事業の終了について

1 事業の目的及び概要

消費者の食品に対する不安解消を目的として、一般流通食品等に含まれる放射性物質の簡易測定を行う。

2 事業終了の理由

以下のとおり、区における一定の役割を果たし、代替方策も存在するため。

- (1) 区民からの依頼が開設当初の1/4程度となり、その多くが特定の依頼者であること
- (2) 現在は、国基準を上回る測定結果は見られないこと
- (3) 国や東京都等において継続的に食品中の放射性物質検査を行い、当該データを公表していること

3 事業終了日

令和8年3月31日（火）

4 検体の最終受入日

令和8年3月19日（木）

5 周知方法

- (1) 区報（3月11日号）
- (2) 区ホームページ
- (3) SNS（区公式X）
- (4) 施設内掲示板

令和7年度大田区青少年表彰について

大田区青少年表彰について、被表彰者を決定したため、以下のとおり表彰する。

1 目的

青少年又は青少年団体が日頃行っている活動等を奨励し、表彰することにより、活動の一層の普及と活動意欲の高揚を図る。

2 被表彰者数

個人：70名 / 団体：15団体

【内訳】 模範青少年部門	個人：33名 / 団体：該当なし
善行青少年部門	個人：3名 / 団体：1団体
スポーツ及び文化部門	個人：34名 / 団体：14団体
伝統文化部門	該当なし

3 表彰式

(1) 開催日時・会場

令和8年3月1日（日） 午後2時から午後4時まで
大田区民プラザ（大田区下丸子3-1-3）大ホール

(2) 内容

表彰状授与、被表彰者代表スピーチ、記念撮影

大田区文化芸術推進プラン（素案）に係る区民意見公募手続 （パブリックコメント）の実施結果及び策定について

大田区文化振興プランの改定にあたり、広く区民から意見を募り、計画の内容に反映させるため、区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施した。意見に対する区の考え方については、区ホームページにて周知する。区民意見により修正した計画（案）は、以下のとおり。

1 区民意見公募手続（パブリックコメント）について

（1）閲覧・意見募集期間

令和7年11月14日（金）から12月5日（金）まで

（2）区民説明会

ア 日時 令和7年11月17日（月）午後7時から午後8時まで

令和7年11月22日（土）午前10時30分から正午まで

イ 会場 大田区役所本庁舎

ウ 参加者数 両日ともに2名

（3）周知方法

おおた区報（令和7年11月11日号）、大田区ホームページ（閲覧数686回）

（4）意見の提出者数（件数）、意見の内訳

ア 提出者数 2名（電子申請1名、FAX1名）

イ 意見数 4件

ウ 意見の内訳

（ア）施策について 3件

（イ）計画全般について 1件

（5）提出された意見要旨（抜粋）と区の考え方

別紙1のとおり

（6）パブリックコメントによる計画案修正箇所

別紙2のとおり

2 大田区文化芸術推進プラン（案）について

（1）計画概要

別紙3のとおり

（2）計画（案）

別紙4のとおり

大田区文化芸術推進プラン(素案)に係る区民意見公募手続(パブリックコメント)に提出された意見要旨及び区の考え方

No	分類	意見要旨	区の考え方
1	施策	絵を描くことを楽しむ色鉛筆ワークショップやスケッチ会などを企画しているが、区のイベントとして扱われたことがない。窓口で相談しているが、個人が区と連携してワークショップ等を開く手続きのハードルが高く諦めた。能力のあるアーティストは大田区にも大勢いると思う。個人のアーティストが参加できる企画があれば、区民のアートへの関心、参加したいと思う気持ちが増すと思う。	活動の充実は施策1-1で示しており、区民による文化芸術活動の発表・鑑賞・交流の場として、絵画や写真、書道、郷土芸能など幅広い分野で出展者を募って開催している「大田区文化祭」がありますが、計画の進行の中で更なる推進に努めます。
2	施策	区施設に限らず、民間施設も含めた『大田区ミュージアムガイド』を発行していることは素晴らしい。ただ、今回の素案では、そこにつながる明確な記述が見当たらない。基本構想、基本計画の柱の一つでもある文化芸術推進に、オールおおたで取り組む意味でも、民間や地域の取組についても示してほしい。	第2章で文化施設について記載するにあたり、区内には区立施設のほかに、アーティストのアトリエや文化芸術を鑑賞したり体験したりできる民間ギャラリーがあることを追記します。 第5章の推進体制で、文化芸術推進の担い手として区民や地域の文化芸術団体、芸術家、民間事業者についての記載を再考します。
3	施策	大田区内に立地する日本工学院専門学校、東京工科大学、日本芸術専門学校など、文化芸術について学んでいる学生たちの活躍の場を、区政課題に結び付けていくような取組についても示してほしい。	施策1-1「文化施設等を拠点とした文化芸術活動の充実」で表現の場の充実を掲げています。学生との連携が発展すると施策3の地域づくりにもつながってくると考えます。
4	計画全般	障害者に関しては、文化芸術の表現者としての記載のみのようなのだが、視覚障害者が触ること(触察)や聴くことによって作品や文化財を鑑賞すること、聴覚障害者が字幕などによって舞台を鑑賞することなど、誰もが文化芸術を楽しめる合理的配慮についても示してほしい。	本計画は「文化芸術を創造し、享受することは誰もが持つ生まれながらの権利である」ことを前提に策定しているため、ご意見の内容が含まれているものと考えます。(第1章 2計画の位置づけに記載)

区民意見公募手続(パブリックコメント)による大田区文化芸術推進プラン(案)修正箇所一覧

No	計画該当箇所	修正前	修正後
1	P9 第1章2計画の位置づけ	本計画は、大田区における文化芸術の推進及び文化芸術を通じたまちづくりについて基本的な考え方と施策の方針を示すものです。誰もが文化芸術や区の文化資源に親しめる環境を整えることで、区民が自分らしく誇りと地域への愛着を持ちながら暮らすことができ、心ときめく豊かな地域をつくることをめざします。	本計画は、 <u>文化芸術を創造し、享受することは誰もが持つ生まれながらの権利であるという「文化権」の視点のもと、大田区における文化芸術の推進及び文化芸術を通じたまちづくりについて基本的な考え方と施策の方針を示すものです。</u>
2	P14 2文化施設一覧	(新規)	区内には区立文化施設のほかに、アーティストのアトリエや文化芸術を鑑賞したり体験したりできる民間のギャラリーなどがあります。
3	P46、P47 1推進体制	<p>●区民の役割</p> <p>区民は文化芸術活動の主役です。創造的な活動や地域の文化芸術活動にかかわること、文化芸術を鑑賞すること、ほかの区民や団体の文化芸術活動を支援・応援することも文化芸術の推進につながります。さまざまな分野で主体的に文化芸術活動にかかわることが区民の役割といえます。</p>	<p><u>区民</u></p> <p><u>文化芸術活動の主役は区民です。文化芸術を鑑賞することや地域の文化芸術活動にかかわること、創造的な活動をする</u>こと、ほかの区民や団体の文化芸術活動を支援・応援することも、文化芸術の推進につながります。<u>主体的に文化芸術活動にかかわることが期待されます。</u></p>
4	P46、P47 1推進体制	<p>●地域の文化芸術団体の役割</p> <p>地域に根ざした活動を通して、区民同士が楽し</p>	<p><u>地域の文化芸術団体</u></p> <p>地域に根ざした活動を通じて、<u>楽しみや感動を共有し、</u></p>

		みや感動を共有し、交流する機会をつくることができます。さらには、文化施設と連携し、区ならではの鑑賞・体験の機会をつくることも可能です。自らの活動とともに、ほかの団体や組織と協力・協働することで、文化芸術の発展に寄与することが役割といえます。	交流する機会をつくることができます。さらには、文化施設と連携し、区ならではの鑑賞・体験の機会をつくることも可能です。自らの活動とともに、ほかの団体や組織と協力・協働することで、文化芸術の発展に寄与することが <u>期待されます</u> 。
5	P46、P47 1推進体制	<p>●芸術家・クリエイターの役割</p> <p>芸術家・クリエイターは、作品制作を通じて新たな価値観を生み出し、楽しさや感動、気づきを区民に届けることができます。また、区民や団体、文化施設、民間事業者、区等と協働して、作品の鑑賞機会を提供したり、ワークショップ等の体験機会を創出したりすることが期待されます。</p>	<p><u>芸術家</u></p> <p>芸術家は、作品制作を通じて新たな価値観を生み出し、楽しさや感動、気づきを区民に届けることができます。また、区民や<u>文化芸術団体、区立文化施設、民間事業者、区など</u>と協働して、作品の鑑賞機会を提供したり、<u>ワークショップなど</u>の体験機会を創出したりすることが期待されます。</p>
6	P46、P47 1推進体制	<p>●民間事業者等の役割</p> <p>文化芸術活動の場は区立文化施設に限りません。民間事業者による博物館やアートスペースは、独自の活動で区民が文化芸術に親しむ機会を創出しています。また、ものづくりの技術を持つ町工場をはじめ企業やNPO法人等は、その力を文化芸術と結びつけ新たなコンテンツを生む可能性を秘めています。</p>	<p><u>民間事業者など</u></p> <p>文化芸術活動の場は、<u>区立文化施設に限りません</u>。民間事業者が設置している博物館やアートスペースは、<u>それぞれ独自の活動を行っています</u>。また、ものづくりの技術を持つ町工場をはじめ、<u>企業やNPO法人などが文化芸術推進に積極的にかかわることで、新製品の開発や新たな文化芸術の萌芽が期待されます</u>。</p>

1 計画概要

(1) 計画策定の趣旨

文化芸術を創造し、享受することは誰もが持つ生まれながらの権利である。文化芸術は、人と人の心のつながりを生み、多様性を受け入れ、互いに理解し、尊重し合う心豊かな活力ある社会をつくるものととらえることができる。

第4次となる本計画では、誰もが文化芸術に触れることができる環境整備をさらに進めるとともに、区の文化資源をまちづくり、国際交流、多文化共生、福祉、教育、健康、子育て、ものづくり産業、観光、防災、環境など各分野における社会課題解決へのアプローチに活用する総合政策としての視点を取り入れ、文化芸術施策を推進する。

(2) 計画の位置づけ

文化芸術を創造し、享受することは誰もが持つ生まれながらの権利であるという「文化権」の視点のもと、大田区における文化芸術の推進及び文化芸術を通じたまちづくりについて基本的な考え方と施策の指針を示す。区の中長期的なまちづくりの羅針盤である総合計画、関連する各分野の個別計画との計画間調整を図る。

(3) 計画期間

令和8年度から令和15年度までの8年間とし、計画期間の4年目である令和11年度に中間見直しを行う予定。

2 区の文化芸術施策に期待されていること

※令和6年度に、区民の文化に対する関心やニーズを把握し、区の文化施策に活用する基礎資料として実施した「大田区 文化に関する意識調査」より

- こどもが良質な芸術に触れ、学ぶ機会が創出される →【施策1】
- 区民が幅広いジャンルの良質な文化芸術に触れる機会の拡充 →【施策1】
- こどもの心の豊かさや創造性が伸びる →【施策1】【施策2】【施策3】【施策4】
- 地域に対する愛着が生まれる →【施策2】【施策3】
- 区民が地域の歴史・文化を知る →【施策2】
- 地域コミュニティが活発になる →【施策3】【施策4】 など

3 めざすまちの将来像

生きる上で私たちの心を支える 文化芸術薫る豊かなまち 大田区

異なる背景を持つ人同士が出会い、互いを理解し、受け入れ、共に暮らしていく時、多様な価値観があふれる平和で豊かな社会が実現する。そのつなぎ役となるのが文化芸術である。

こどもの頃から文化芸術や地域固有の文化資源に触れ、学び、体験、継承することは、創造力を高め、グローバル化が進む世界でアイデンティティの基点となると同時に、まちへの愛着を育む。文化芸術を気軽に生活の中に取り入れ心の礎とし、区民一人ひとりが自分の時間にゆとりと創造性を持って豊かに暮らしていける、活力あるまちづくりに取り組んでいく。

4 施策

施策1	文化芸術を身近に感じられる環境整備
	年齢や障がいの有無、国籍等にかかわらず、文化芸術に親しめる環境を充実させるため、【鑑賞】【表現】【体験】【応援】【創造】機会の充実やアウトリーチ事業、芸術家の支援を行う。
	1-1 文化施設などを拠点とした文化芸術活動の充実 1-2 アウトリーチにつながる取組の推進 1-3 芸術家に活動の場を創出
施策2	地域の文化資源の保存・活用・継承
	区の財産である地域の文化資源を守り、次世代へ継承するため、文化資源の調査・研究・活用の推進やデジタルアーカイブ化の推進、伝統文化の普及啓発活動等に取り組む。
施策3	文化芸術を通じた地域づくりに貢献
	文化芸術を通じて分野の垣根を越えて日常生活で出会うことのない人同士が出会い、コミュニティが活性化していくような事業実施、情報発信、つなぎ役となる人材育成などを進める。
施策4	多様な分野の社会課題解決に向けて文化資源を活用 【NEW】
	文化芸術は、心豊かな活力ある地域づくりに重要な役割を持つ。区の文化資源を活用し、まちづくりや福祉、教育、子育てなどといった各分野において、複雑化する社会課題の解決に向けて多面的にアプローチする。

5 進行管理(取組の検証)

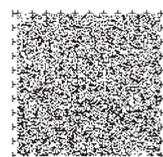
区(文化芸術推進課)が主体となり、計画⇒実行⇒評価⇒改善のPDCAサイクルにより計画の進行管理を行う。
評価にあたっては、定量及び定性的な調査を実施し、多面的に分析、事業改善につなげていく。

- 毎年度実施
(各事業の進捗管理、事業参加者・来場者アンケート調査及び参加型評価、大田区文化芸術推進協議会)
- 中間見直しで実施 (区民意識調査)

大田区

文化芸術
推進プラン
(案)

令和8(2026)年〇月
大田区

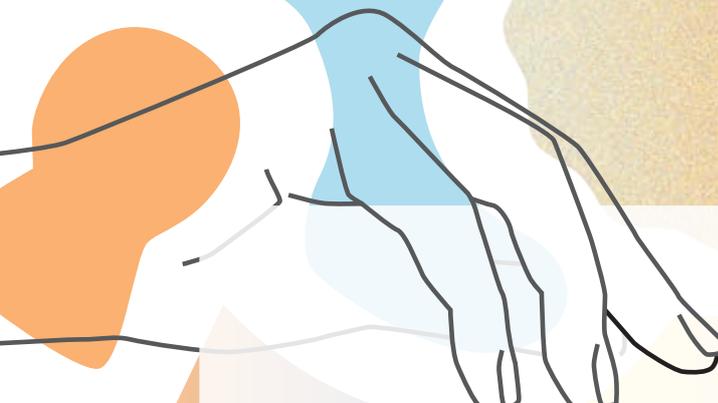




水田 令

文化芸術
推進プラン

(案)



大田区平和都市宣言

大田区では昭和59年8月15日に、世界の恒久平和と人類の永遠の繁栄を願い、『平和都市宣言』を行いました。

平和って なあに
しあわせな ことよ
しあわせって なあに
自由で楽しいくらしができること
だから 世界中の人と 力をあわせて
大切な平和を守らなければいけないの
地球上どこへ行っても笑顔があるように...

この人類共通の願いをこめて 大田区は
平和憲法を擁護し核兵器のない
平和都市であることを宣言する

昭和59年8月15日
大田区



区長あいさつ記載予定

目次

第1章 計画策定にあたって	7
1 計画策定の趣旨	8
2 計画の位置づけ	9
3 計画期間	9
第2章 大田区の特徴	11
1 特色ある地域性	12
2 多種多様な文化資源と文化施設	13
3 区の文化芸術施策の推進・本計画における文化芸術の範囲	16
4 区の文化芸術活動の現状と課題	17
第3章 区の文化芸術施策の推進・本計画における戦略	21
1 めざすまちの将来像	22
2 計画の施策体系	24
3 施策と事業例の見方	26
第4章 施策と事業例	27
施策1 文化芸術を身近に感じられる環境整備	28
1-1 文化施設などを拠点とした文化芸術活動の充実	29
1-2 アウトリーチにつながる取組の推進	30
1-3 芸術家に活動の場を創出	31
施策2 地域の文化資源の保存・活用・継承	32
2-1 文化資源の調査・研究・活用	33
コラム1 学芸員が行う調査・研究ってなに?	34
コラム2 所蔵資料の保存と活用のジレンマ	34
2-2 伝統文化の継承	35
コラム3 地域に根ざしているかたちのない文化財	36
コラム4 文化資源を生かしたまちづくり	37
コラム5 区民団体がいざなう伝統文化体験	37

施策3 文化芸術を通じた地域づくりに貢献	38
3-1 文化資源を生かした地域コミュニティの活性化	39
3-2 豊富なメディアによる情報発信とコーディネート機能の強化	40
施策4 多様な分野の社会課題解決に向けて文化資源を活用	42

第5章 計画の推進に向けて 45

1 推進体制	46
2 進行管理	48

資料編 49

1 策定経過	50
2 大田区文化芸術推進協議会 委員名簿	51
3 大田区 文化に関する意識調査	52
4 施策別事業一覧	71
5 区内の指定・登録文化財の種別件数	76
6 国、東京都の関連法令及び計画	77
7 文化芸術基本法	78
8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	83
9 用語解説	86

凡例

- 用語解説のある言葉について、初出部分に「*」を付けています。
- 掲載しているデータの基準日は、令和7年4月1日です（特別な記載がある場合は除く）。
- 「大田区文化振興プラン」（平成31年3月）策定時には実施していなかった事業例について、NEWと表示しています。

※ 東京都カラーユニバーサルデザインガイドラインに基づいて作成しています。

第1章

計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

2

計画の位置づけ

3

計画期間

1 計画策定の趣旨

区では平成23(2011)年に、大田区で初めてとなる文化にかかわる行政計画「大田区地域文化振興プラン」を策定しました。この第1次計画では地域に根ざした文化活動や区内にある文化資源を総称して地域文化と位置づけ、地域の連帯感やにぎわいをもたらす、地域活性化の原動力となり地域力を高める要素ととらえました。区民や文化団体、企業を含めた事業者、公益財団法人大田区文化振興協会(以下、「文化振興協会」という。)、区などの連携とそれぞれの役割を明確にし、地域文化振興の指針を示しました。また、平成22(2010)年秋の羽田空港の国際化を受け、多文化共生を基本目標の柱の一つに掲げました。

第2次計画では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、視点を地域文化の枠にとどめず視野を広げ、「国際都市おおた」*にふさわしい文化施策を展開していくため、計画名称を「大田区文化振興プラン」に改称しました。ものづくり、観光、まちづくりなどの分野の事業に文化的視点や手法を取り入れることで、にぎわいのあるまちの実現をめざしました。

第3次計画では、これまでの方向性を引き継ぎつつ、「誰もが」文化に触れることができる環境整備や個人の「自分らしさ」、「生きがい」といった表現を加え、文化の持つ社会的な効用を生かしたまちづくりへの展開を進めました。

第4次となる本計画では、文化芸術を人と人の心のつながりを生み、多様性を受け入れ、互いに理解し、尊重し合う心豊かな活力ある社会をつくるものととらえます。これまで取り組んできた施策に継続して取り組むとともに、さまざまな分野における社会課題解決へのアプローチに区の文化資源を活用していく総合政策*としての視点を取り入れ、計画の名称を「大田区文化芸術推進プラン」に変更します。

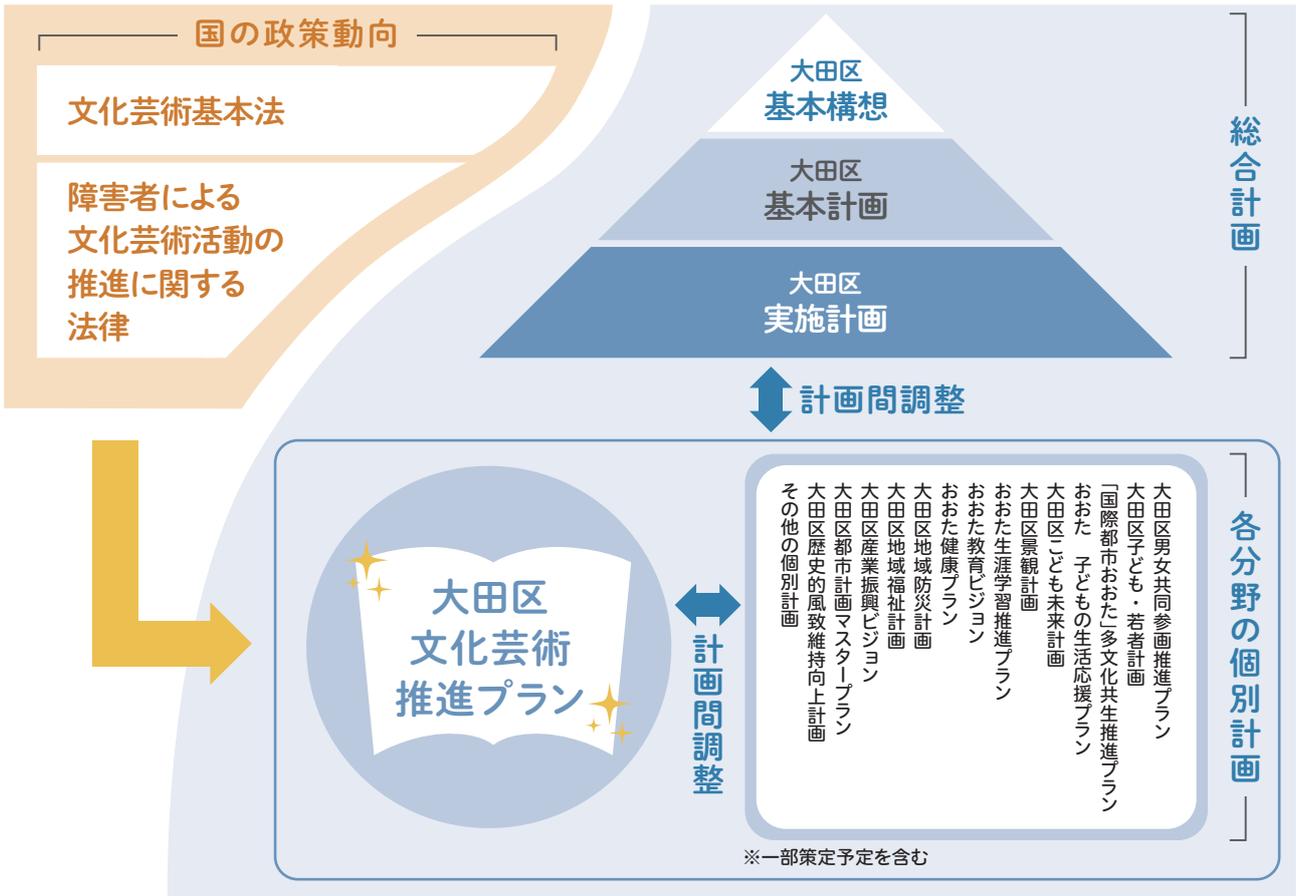
● これまでの歩み

	名称	期間
第1次	大田区地域文化振興プラン	平成23(2011)年～平成26(2014)年度
第2次	大田区文化振興プラン	平成27(2015)年度～平成30(2018)年度
第3次	大田区文化振興プラン	令和元(2019)年度～令和7(2025)年度
第4次	大田区文化芸術推進プラン	令和8(2026)年度～令和15(2033)年度

2 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術を創造し、享受することは誰もが持つ生まれながらの権利であるという「文化権」の視点のもと、大田区における文化芸術の推進及び文化芸術を通じたまちづくりについて基本的な考え方と施策の方針を示すものです。

策定にあたっては、国の「文化芸術基本法」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に規定された文化芸術の推進に関する計画として、国や東京都の関連政策はもとより、区の中長期的なまちづくりの羅針盤である総合計画、各分野の個別計画との計画間調整を図ります。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。計画期間の4年目である令和11(2029)年度に中間見直しを行う予定です。

年度	6年度 2024	7年度 2025	8年度 2026	9年度 2027	10年度 2028	11年度 2029	12年度 2030	13年度 2031	14年度 2032	15年度 2033	16年度 2034	17年度 2035	18年度 2036	19年度 2037	20年度 2038	21年度 2039	22年度 2040
基本構想	目標年次：令和22年ごろ(2040年ごろ)																
基本計画	第1期 8年間								第2期 8年間								
本計画	8年間																

第2章

大田区の特徴

1

特色ある地域性

2

多種多様な文化資源と文化施設

3

区の文化芸術施策の推進・
本計画における文化芸術の範囲

4

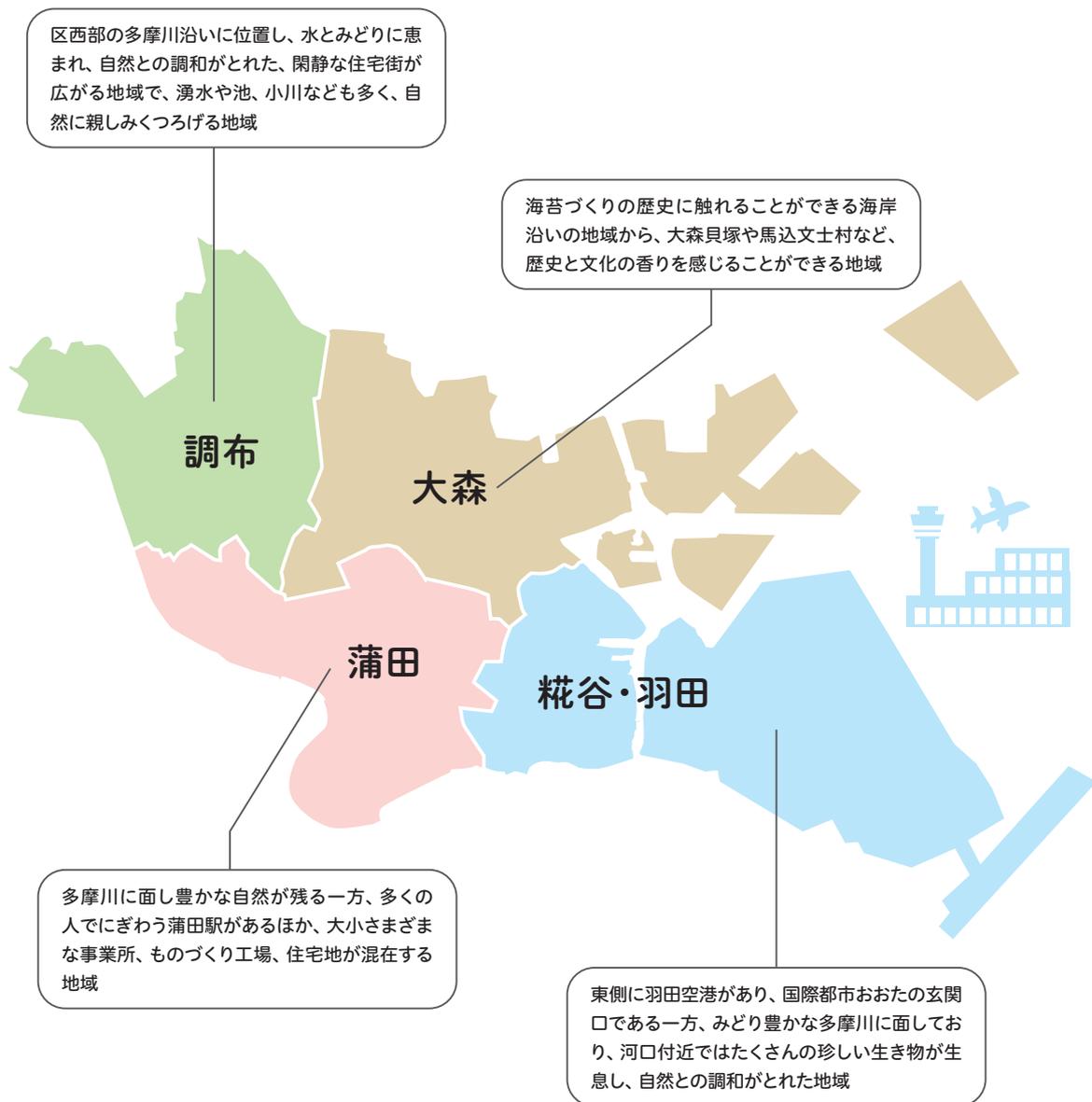
区の文化芸術活動の現状と課題

1 特色ある地域性

大田区は東京23区の最南端に位置し、東は東京湾、西・南は多摩川に面しています。総面積は23区で最も大きく、その約4分の1を世界の主要都市とつながる羽田空港が占めています。製造業をはじめとした国内有数の産業集積地やにぎわいのある商店街、閑静な住宅街、自然豊かな緑地など、地域ごとに異なる特色と魅力があります。

総人口は23区で3番目の多さで、全区民のおよそ4.4%にあたる外国人が130の国・地域からやってきて暮らしており、異なる背景を持つ区民が共に暮らしています。

令和6年度に実施した「大田区 文化に関する意識調査」によると、約8割の区民が文化芸術に関心を持っていることがわかっています。また、文化芸術を余暇・趣味として楽しむものにとどまらず、生活や気持ちを豊かにするもの、見聞や視野を広げてくれるもの、人とのつながりを生むものなどととらえていることも明らかになりました。



2 多種多様な文化資源と文化施設

1 暮らしとともに生まれた文化資源

令和9(2027)年に発見・発掘から150年を迎える大森貝塚は日本の近代考古学発祥の地と呼ばれ、動物学者E.S.モースが横浜・新橋間を走る汽車の車窓から発見しました。大森貝塚のほかにも区内各所から石器や土器が多く発掘されており、また田園調布一帯の台地には亀甲山古墳や宝萊山古墳があることから、旧石器時代から人々が暮らしていたことがわかっています。

江戸時代においては郊外の農村として人々が暮らし、六郷用水の開削により田畑の開発が進みました。臨海部では海苔の養殖が盛んに行われ、御膳海苔として江戸幕府にも献上されました。また、東海道が通っていたことから多くの旅人が往来し、大森の土産物として麦わら細工が売られるなど、商業の発展が見られました。

大正中期には「松竹キネマ蒲田撮影所」が開設され、蒲田のまちは映画人がもたらす風俗・文化の気配で色めきました。多くの作品が生まれ出され、最先端のファッションを着こなす俳優がまちを歩くなど「モダン・蒲田」の流行発信地としてにぎわいました。

大正末期から昭和初期にかけては、馬込・中央・山王地域に多くの作家や芸術家が暮らし、馬込文士村」と称され、作家同士の交流から新たな作品が生まれました。尾崎士郎をはじめ、宇野千代、室生犀星、川端龍子など、80名あまりの作家・芸術家が馬込文士村に暮らし、昭和文学発祥の地と言われています。

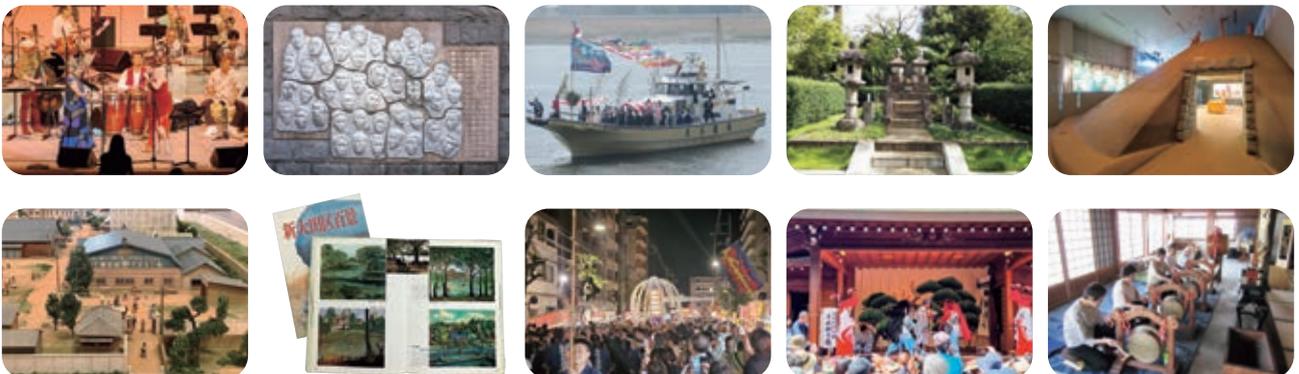
戦後は経済の高度成長に加え、東京オリンピックを控えて区内の景観が激しく変わっていきました。区はまちの変遷を残そうと、区内各所の風景を描いた「大田区百景」を昭和39(1964)年に、「新大田区百景」を区制50周年となる平成9(1997)年に制作しました。

区内には国・都・区によって指定・登録を受けた有形・無形の文化財も多数あります。「本門寺五重塔」に代表される国指定(重要)文化財のほか、現在は勝海舟記念館として公開されている「旧清明文庫」や龍子記念館として公開されている「龍子記念館」、雨を止める祈りの行事として伝わる「水止舞」などがあります。

また所蔵資料として、海外でも高く評価されている郷土ゆかりの版画絵師・川瀬巴水の作品をはじめ、国重要有形民俗文化財でもある海苔生産用具など、区ゆかりの考古・歴史・民俗・文化財にかかわる資料や美術品などを多数収集し、保存・活用しています。

季節の行事や祭礼、伝統芸能、伝統工芸のほか、ホール機能を持つ文化施設の特色を生かして地域に根ざしたJAZZやオペラ、落語といった舞台芸術など、大田区ならではの文化芸術も受け継がれています。

このように区の文化資源はこの地に暮らす人々の暮らしとともに生まれ、現代に継承されてきました。



2 文化施設一覧

区の文化施設は、区民が身近に文化芸術に親しみ、活動する拠点です。また同時に、区の文化芸術を創造し、発信・継承する場でもあります。ホール機能を持つ施設が3施設、博物館・記念館などが10施設あります。これら施設のうち大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ、大田文化の森、大田区立龍子記念館、大田区立熊谷恒子記念館、大田区立馬込アートギャラリーは、指定管理者制度*を導入しています。



ホール機能を持つ文化施設

文化芸術の鑑賞・表現・体験・応援・創造の場

1 大田区民プラザ

大・小ホール、会議室、和室、美術室、茶室など、文化芸術活動のためのスペースや体育室も有しています。



下丸子3-1-3

大ホール 509席 小ホール最大 150席

2 大田区民ホール・アプリコ

音響や映像設備に優れた大ホールのほか、小ホールや展示室などを有しています。



蒲田5-37-3

大ホール 1,477席 小ホール最大 175席

博物館・記念館など

区の歴史・伝統やゆかりのある作家・芸術家の足跡を保存・発信する拠点

4 郷土博物館

区内を中心とした考古・歴史・民俗の各分野の資料を収集・保管・展示しています。



南馬込5-11-13

5 大森 海苔のふるさと館

国指定の海苔の生産用具を保存・公開し、海苔づくりの歴史と技術を伝える施設です。



平和の森公園2-2

6 勝海舟記念館 国登録有形文化財

旧清明文庫を保存・活用し、海舟の想いと地域の歴史を伝える記念館です。



南千束2-3-1

7 龍子記念館 国登録有形文化財

近代日本画の巨匠、川端龍子が自ら設計した建物で龍子作品を展示しています。



中央4-2-1

8 熊谷恒子記念館

現代かな書の第一人者、熊谷恒子が生前住んでいた自宅を改装した記念館です。



南馬込4-5-15

9 馬込アートギャラリー

区が所蔵する美術品などを保管・展示する施設です。



南馬込4-10-4

10 山王草堂記念館

ジャーナリスト徳富蘇峰の旧宅の一部を保存し、原稿や書簡などを展示しています。



山王1-41-21

11 尾崎士郎記念館

馬込文士村の中心的人物とされる尾崎士郎の自宅を復元した記念館です。



山王1-36-26

12 多摩川台公園古墳展示室

多摩川台公園内の古墳を学べる施設で、田園調布古墳群の資料のレプリカを展示しています。



田園調布1-63-1

13 馬込文士村資料展示室 (山王会館内)

馬込文士村でも山王にゆかりの作家・芸術家の資料のレプリカを展示しています。



山王3-37-11

3 大田文化の森

ホールや調理室、工芸室などを有し、区民の自主的な活動拠点となっているほか、図書などが置かれた情報館もあります。

ホール 259席 多目的室最大 234席



中央2-10-1

用語解説 指定管理者制度

3 区の文化芸術施策の推進・本計画における文化芸術の範囲

私たちの暮らしや人と人との触れ合いのなかから生まれ、地域に根ざした文化芸術活動や継承されてきた有形・無形の文化資源を、区の文化芸術施策の推進・本計画における文化芸術の範囲としています。前述の「特色ある地域性」や「多種多様な文化資源と文化施設」を基本としつつ、その土台となるのは、文化芸術基本法に規定されている概念です。

文化芸術は、社会情勢や暮らしの変化を受けて変わりゆくものであるため、今後生まれてくる地域固有の新たな分野についても視野に入れていきます。



参考 文化芸術基本法の規定

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能
国際交流	文化芸術に係る国際的な交流及び貢献

4 区の文化芸術活動の現状と課題

区では、前述のとおり平成23(2011)年から文化施策の方針を定め、コロナ禍においても方法を工夫するなどして文化芸術事業を止めることなく実施してきました。これまでの取組結果を踏まえ、現状における区民の文化に対する関心やニーズを把握し、区の文化施策に活用していくための基礎資料とするため、区民並びに文化活動団体を対象に令和6(2024)年度に「大田区 文化に関する意識調査」を実施しました。

1 文化芸術がもたらす影響

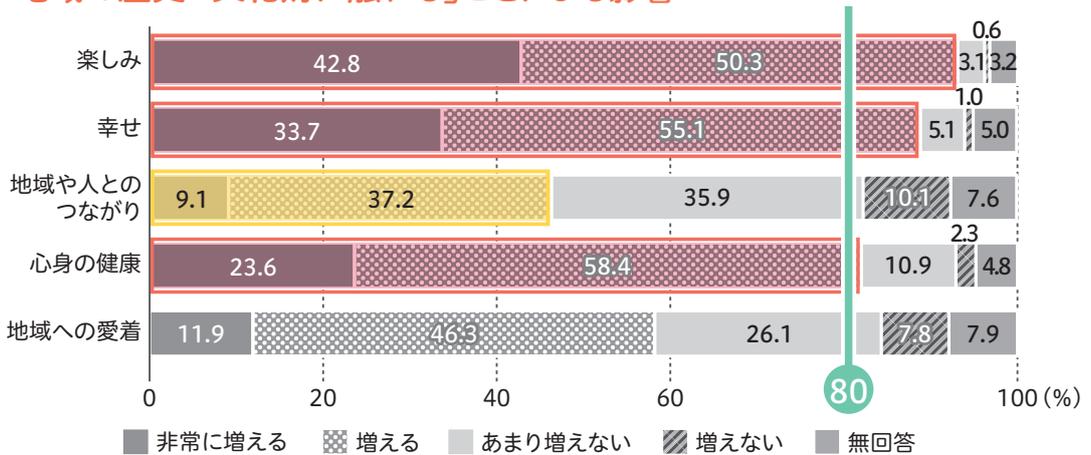
「過去1年間に文化施設(ホール、劇場、映画館、美術館、博物館など)で文化・芸術を鑑賞した」、「職業としてではなく、文化・芸術に関する活動をしている」と答えた人は、どちらも8割以上が「楽しみ」、「幸せ」、「心身の健康」が増えると回答しています。区が実施する事業をはじめ、さまざまな文化芸術事業に触れる環境や自主的・主体的な活動を通じて、区民は文化芸術が自身に良い影響をもたらすと認識していることがわかります。

一方、文化芸術がもたらす影響で「地域や人とのつながり」が増えると答えた区民の割合は、活動した人の方が鑑賞した人より30ポイント多くなっています。

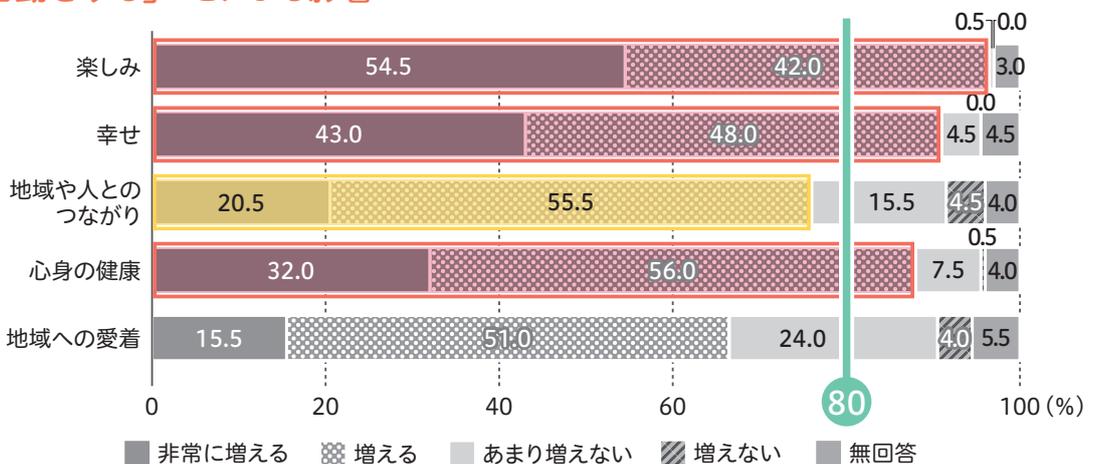
調査詳細は
区ホームページへ



「文化・芸術や地域の歴史・文化財に触れる」ことによる影響



「文化・芸術活動をする」ことによる影響



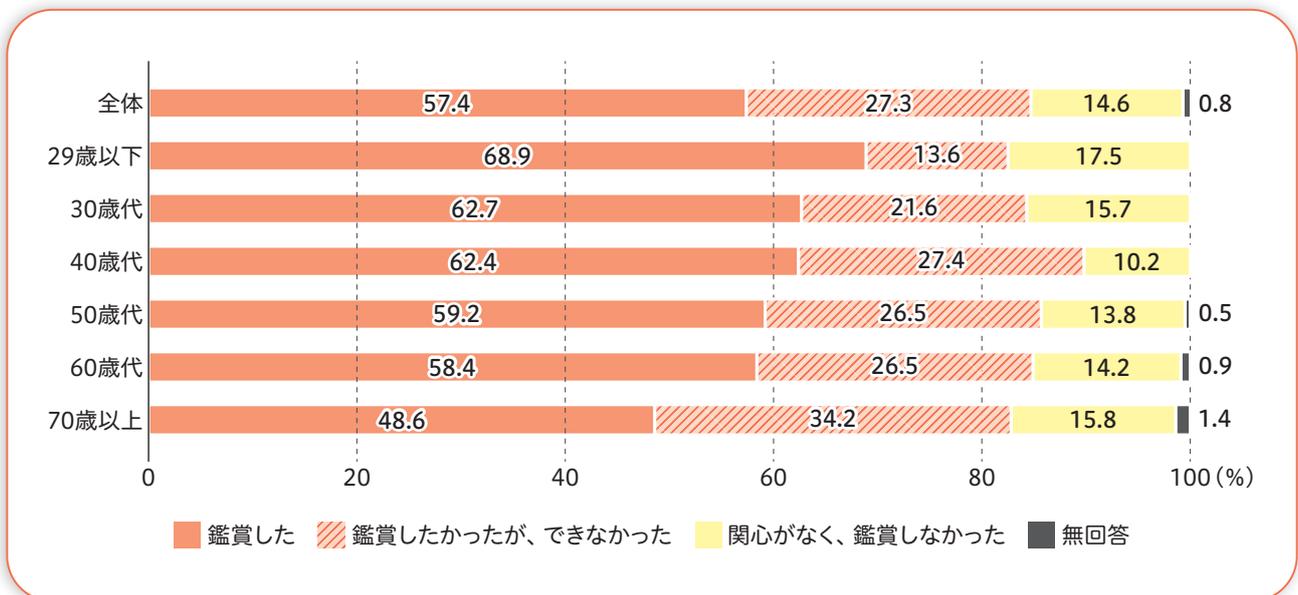
2 文化芸術の鑑賞実態

「過去1年間に文化施設で文化・芸術を鑑賞したか」という問いへの回答のうち、「鑑賞したかったが、できなかった」に着目すると、若年層は全体の平均値より低く抑えられているのに比べ、40歳代以降になると何らかの理由で鑑賞できなかった人が多いことがわかります。

鑑賞しなかった（「鑑賞したかったが、できなかった」、「関心がなく、鑑賞しなかった」）理由として、全世代に共通して上位の理由が「仕事・学業などで時間が取れない」でした。それ以外の理由として、29歳以下と60歳代は「情報を知る機会がない」、30歳代は「育児・介護などで時間が取れない」、70歳以上になると「健康上、鑑賞に出かけることが難しい」という理由が多くなっています。

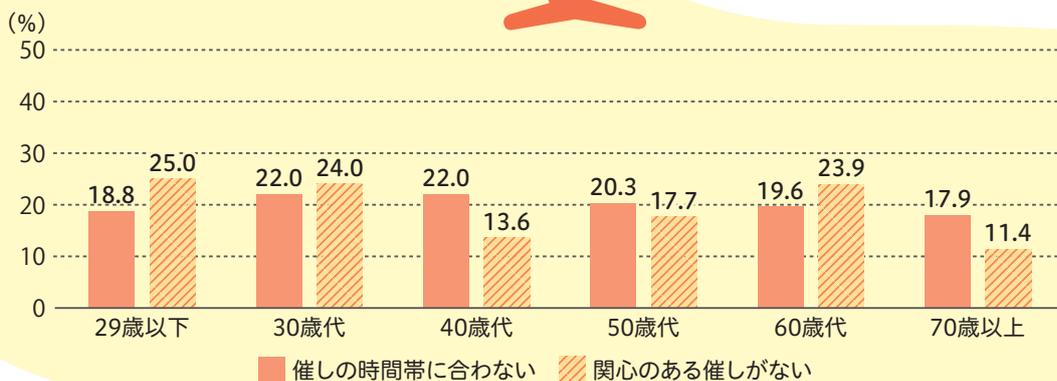
若年層の「情報を知る機会がない」への対応としてSNSによる発信強化などはシテプロモーション*部局と、70歳以上の「健康上、鑑賞に出かけることが難しい」についての対応は福祉や健康に関連する施策を担う部局など、関連する部局と課題を共有して取り組んでいく必要があります。

鑑賞の有無



鑑賞しなかった主な理由

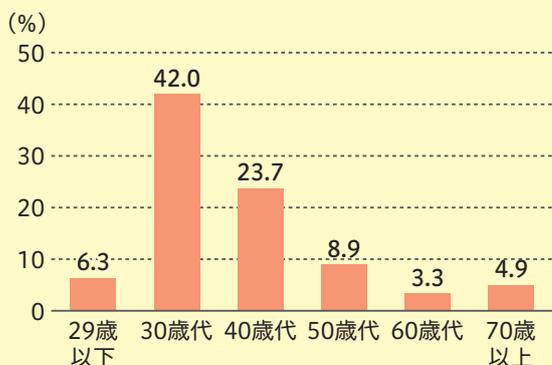
催しの時間帯に合わない・
関心のある催しがない



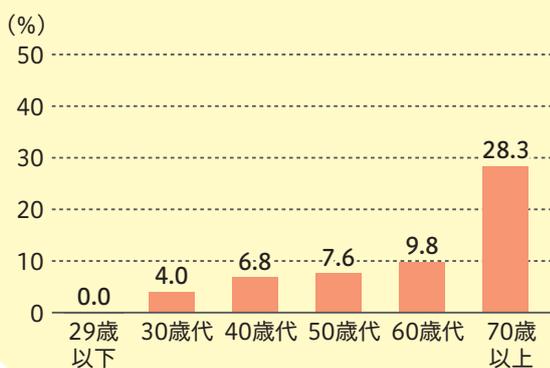
情報を知る機会がない



育児・介護などで時間が取れない



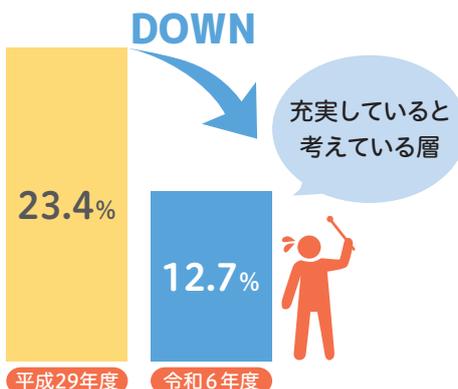
健康上、鑑賞に出かけることが難しい



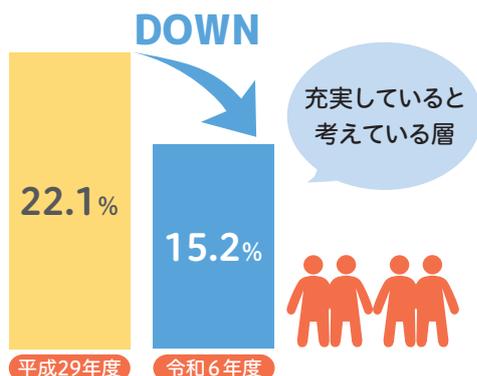
3 文化芸術団体が考える活動環境

団体が区内で文化・芸術に関する活動をする上で、「講師等の人材の派遣」と「他団体とつながるための機会」について充実していると考えている層が前回調査時から減少していることがわかります。コロナ禍を経て変化した可能性も考えられますが、区としてコーディネート機能を高めていく必要があると考えられます。

(1) 講師等の人材の派遣



(2) 他団体とつながるための機会



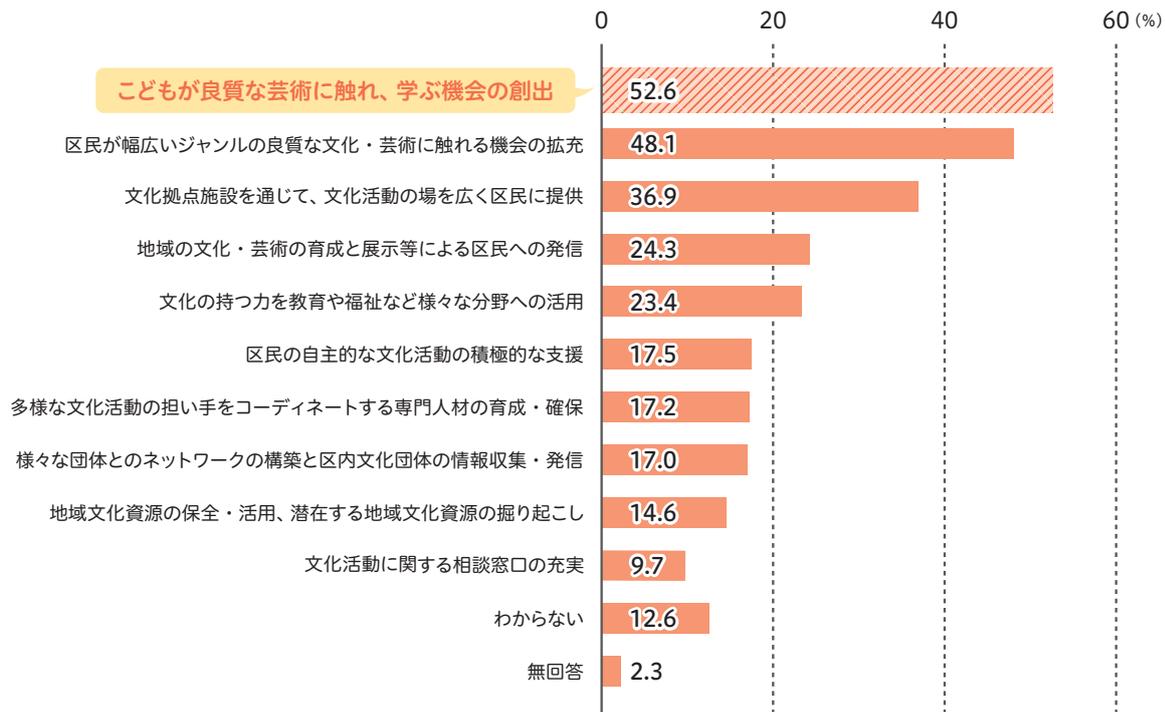
4 区の施策に求められること

区が文化・芸術を振興していく上で、「こどもが良質な芸術に触れ、学ぶ機会の創出」や、「区民が幅広いジャンルの良質な文化・芸術に触れる機会の拡充」を重要だと考えている区民が多いことがわかります。

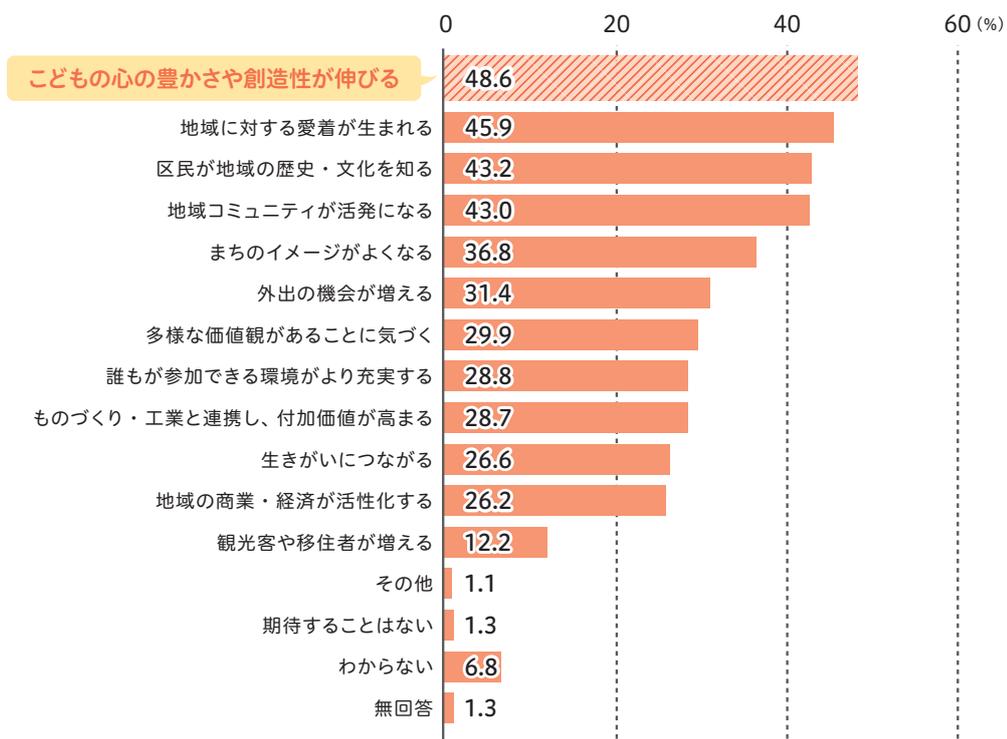
また、区が文化・芸術施策に力を入れることで「こどもの心の豊かさや創造性が伸びる」、「地域に対する愛着が生まれる」、「区民が地域の歴史・文化を知る」、「地域コミュニティが活発になる」ことなどを区民が期待していることがわかります。

これらを踏まえると、こども向けの文化芸術施策などに区として取り組んでいく必要があります。

区が文化・芸術を振興していくために重要なこと



文化・芸術施策による人やまちの変化（期待すること）



第3章

区の文化芸術施策の推進・ 本計画における戦略

1

めざすまちの将来像

2

計画の施策体系

3

施策と事業例の見方

① めざすまちの将来像

生きる上で私たちの心を支える

文化芸術薫る豊かなまち 大田区



私たちが暮らす大田区は、国内有数のものづくりのまちとして製造業の集積、にぎわいあふれる商店街、銭湯、豊かな自然、閑静な住宅街など、多様な魅力を持つ地域から成ります。世界の主要都市とつながる羽田空港があり、130の国・地域にルーツを持つ人が暮らしています。異なる背景を持つ人同士が出会い、互いを理解し、受け入れ、共に暮らしていく時、多様な価値観があふれる平和で豊かな社会が実現します。そのつなぎ役となるのが文化芸術であると考えています。

区の文化芸術にかかわり育む主役は区民ですが、区内で就業している人、区内で文化芸術に関する活動や事業を行っている人たちもまた、区の文化芸術の担い手と言えます。文化芸術を創造し、享受することは、年齢や障がいの有無、経済的な状況にかかわらず等しく私たちが持つ、生まれながらの権利です。近年のコロナ禍*においては、文化芸術が安らぎや希望を与え、心を落ち着かせたり回復させたり、豊かに保ったりするものとし

て私たちの暮らしに不可欠で、生きる上で心の支えになっていることも再認識しました。

こどもの頃から文化芸術や地域固有の文化資源に触れ、学び、体験、継承することは創造力を高め、グローバル化が進む世界でアイデンティティの基点となると同時に、まちへの愛着を育みます。時代とともにまちの景観が変わっていくなかでも、工場跡地や空家等をアートに触れる空間に活用するなど、当初の営みを終えた場所に文化芸術によって新たに命を吹き込み、地域に活気や交流をもたらす動きも見られます。

そこで、区の文化芸術施策の羅針盤として「生きる上で私たちの心を支える 文化芸術薫る豊かなまち 大田区」を掲げます。文化芸術を心の礎に、地域に継承されている固有の文化資源を大切に、区民一人ひとりが自分の時間にゆとりと創造性を持って豊かに暮らしていける、活力あるまちづくりに取り組みます。

用語解説 コロナ禍

2 計画の施策体系

本計画は、8年後(令和15(2033)年)のまちの将来像として掲げる、「生きる上で私たちの心を支える 文化芸術薫る豊かなまち 大田区」の実現を通じて、区民一人ひとりが自分の時間にゆとりと創造性を持って豊かに暮らしていけるよう、4つの施策を柱に推進していきます。

誰もが日常生活のなかで文化芸術に触れることができます

1

施策1

文化芸術を身近に感じられる環境整備

文化芸術は人々の創造性を育み、アイデンティティの基点となるものです。区民誰もが、日常生活のなかで文化芸術に触れることができる環境づくりを進めます。

- 1-1 文化施設などを拠点とした文化芸術活動の充実
- 1-2 アウトリーチにつながる取組の推進
- 1-3 芸術家に活動の場を創出

生きる上で
文化芸術薫る

文化資源を通じて地域に魅力を感じ、この地に住むことに誇りを持っています

2

施策2

地域の文化資源の保存・活用・継承

区はさまざまな顔を持つ魅力的な地域で構成されています。自分の住んでいる地域の成り立ちや歩み、史跡、建造物、地域を代表する文化芸術の担い手を知ることや、祭礼・季節の行事などに参加することは、地域への誇りと愛着をもたらします。これら区の財産である地域の文化資源を守り、次世代へその魅力を継承していきます。

- 2-1 文化資源の調査・研究・活用
- 2-2 伝統文化の継承

暮らしのなかで文化資源の活用が進んでいます

4

施策4

多様な分野の社会課題解決に向けて文化資源を活用

文化芸術は、心豊かな活力ある地域づくりに重要な役割を持っています。私たちの心のよりどころであり、多様性や包摂性、相互理解を育み、人と人をゆるやかにつなぎ、イノベーションを生むことができます。各分野で複雑化する社会課題解決へのアプローチとして、区が持つ文化資源を活用した、多面的で有機的な連携が進むよう働きかけます。

私たちの心を支える
豊かなまち 大田区

文化資源を生かして人と人のつながりが生まれています

3

施策3

文化芸術を通じた地域づくりに貢献

文化芸術は余暇や趣味にとどまらず、異なる背景を持つ人々が共に生きる地域社会の発展に貢献する力を持っています。日常生活では出会うことのない人同士が文化芸術を通じて出会い、相互理解と多様性を受け入れる土壌が生まれ、地域コミュニティが活性化していくことをめざします。

- 3-1 文化資源を生かした地域コミュニティの活性化
- 3-2 豊富なメディアによる情報発信とコーディネート機能の強化

3 施策と事業例の見方

施策

めざす姿を実現するために、具体的にどのような取組を行うかを示しています。

めざす姿

この施策でめざす8年後の区民の姿です。

施策1 文化芸術を身近に感じられる環境整備

施策

1 文化芸術を身近に感じられる環境整備

文化芸術は人々の創造性を育み、アイデンティティの基点となるものです。区民誰もが、日常生活のなかで文化芸術に触れることができる環境づくりを進めます。

めざす姿

誰もが日常生活のなかで文化芸術に触れることができます



28

施策1-1 文化施設などを拠点とした文化芸術活動の充実

本格的な公演を実施できるホール機能を備えた文化施設や、区民が日常的な文化芸術活動を行う施設など、区内には自主的に文化芸術に触れることができる環境があります。この特性を生かし、文化施設などを拠点とした区民の文化芸術活動を支援し、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが文化芸術を【鑑賞】、【表現】、【体験】、【応援】、【創造】できる機会を充実させます。

事業例

大田区文化祭

文化芸術体験
文化芸術推進
文化芸術協会
区民による文化芸術活動の発表・鑑賞・交流の場として、絵画や写真、書道、郷土芸能など幅広い分野で出展及び出場者を募って開催します。

平和のついで

文化芸術推進
文化芸術協会
式典やパネル展、競争体験者の講話を通じて、平和について考える機会を提供します。



大田区障がい者文化展

大田区障がい者文化展

文化芸術推進
文化芸術協会
障がいのある方が日頃の創作活動のなかで制作した作品を発表します。

公演サポーター

文化芸術推進
文化芸術協会
文化芸術協会主催事業において、公演の事前準備や当日の会場案内に従事することで、楽しみながら文化芸術活動を支援する人を過年で募集します。



公演サポーター（アンケード撮影）



大田区障がい者文化展

民間事業者との連携

文化芸術推進
文化芸術協会
民間事業者との協働により、区の財産を活用しながら、美術品などの鑑賞・表現・体験機会を提供します。

クラシック、ポピュラーなどの音楽公演

文化芸術推進
文化芸術協会
未就学児でも楽しめるコンサートや若年層向けの公演など、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供します。

国際都市おおた大使（来～る大田区大使）

文化芸術推進
文化芸術協会
区内在住などで区内にゆかりのある外国籍の方を委嘱し、区の魅力や情報を国内外に発信したり、自国の文化を紹介したり、区民との交流活動を行います。



国際都市おおた大使（来～る大田区大使）

NEW 収蔵拠点を活用したワークショップ

文化芸術推進
文化芸術協会
区所蔵美術品などを収蔵する馬込アートギャラリーで、常設展示と同時に子ども向け対話型鑑賞、区内在住アーティストによるワークショップを開催します。

29

事業例

施策実現のために行っている事業の例を掲載しています。計画期間中に目標を達成して事業を終えたり、新たな手法やより改善された事業を行うなど、各施策にかかわる事業は変わっていく可能性があるため、計画策定時に実施している事業を「事業例」として紹介しています。

※計画策定時における施策別事業一覧は、資料編に掲載しています。また、各事業例の下に所管を記しています。

用語解説

資料編の用語解説に掲載する用語の初出ページに示しています。

今後検討する事業

今後8年間で区が検討する事業をまとめています。

今後充実させる事業

今後8年間で区が充実させる事業をまとめています。

第4章

施策と事業例

施策1

文化芸術を身近に感じられる環境整備

施策2

地域の文化資源の保存・活用・継承

施策3

文化芸術を通じた地域づくりに貢献

施策4

多様な分野の社会課題解決に向けて
文化資源を活用

施策

1 文化芸術を身近に感じられる環境整備

文化芸術は人々の創造性を育み、アイデンティティの基点となるものです。区民誰もが、日常生活のなかで文化芸術に触れることができる環境づくりを進めます。

めざす姿

誰もが日常生活のなかで文化芸術に触れることができます



施策1-1 文化施設などを拠点とした文化芸術活動の充実

本格的な公演を実施できるホール機能を備えた文化施設や、区民が日常的な文化芸術活動を行う施設など、区内には自主的に文化芸術に触れることができる環境があります。この特性を生かし、文化施設などを拠点とした区民の文化芸術活動を支援し、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが文化芸術を【鑑賞】、【表現】、【体験】、【応援】、【創造】できる機会を充実させます。

事業例

大田区文化祭

文化芸術推進課

鑑賞

表現

区民による文化芸術活動の発表・鑑賞・交流の場として、絵画や写真、書道、郷土芸能など幅広い分野で出展及び出場者を募って開催します。

NEW

平和のつどい

文化芸術推進課、文化振興協会

鑑賞

体験

式典やパネル展、戦争体験者の講話を通じて、平和について考える機会を提供します。



大田区障がい者文化展

大田区障がい者文化展

障害福祉課

鑑賞

表現

障がいのある方が日頃の創作活動のなかで制作した作品を発表します。

公演サポーター

文化振興協会

応援

文化振興協会主催事業において、公演の事前準備や当日の会場案内に従事することで、楽しみながら文化芸術活動を支援する人を通年で募集します。



公演サポーター（アンケート回収）



大田区障がい者文化展

民間事業者との連携

文化芸術推進課

鑑賞

表現

体験

民間事業者との協働により、区の財産を活用しながら、美術品などの鑑賞・表現・体験機会を提供します。

クラシック、ポップラーなどの音楽公演

文化振興協会

鑑賞

未就学児でも楽しめるコンサートや若年層向けの公演など、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供します。

国際都市おおた大使（来～る大田区大使）

地域力推進課

応援

区内在住などで区にゆかりのある外国籍の方を委嘱し、区の魅力や情報を国内外に発信したり、自国の文化を紹介したり、区民との交流活動を行います。

NEW

収蔵拠点を活用したワークショップ

文化振興協会

鑑賞

体験

区所蔵美術品などを収蔵する馬込アートギャラリーで、常設展示と同時にこども向け対話型鑑賞、区内在住アーティストによるワークショップを開催します。



国際都市おおた大使（来～る大田区大使）

施策1 文化芸術を身近に感じられる環境整備

OTAオペラプロジェクト **創造**

文化振興協会

総合芸術といわれるオペラなどの本格的な舞台作品を創造する機会を提供します。またこどもから大人までを対象に、舞台作品に関連したワークショップなどを開催します。



OTAオペラプロジェクト

今後検討する事業

文化芸術活動の担い手を育成

文化振興協会

「大田区 文化に関する意識調査」において、前回調査（平成29年度）と比べて「文化・芸術に関する活動をしたことはない」と答えた区民が増えたことは、めざすまちの将来像の実現にとって課題です。この課題を解決するために、文化施設を拠点に文化芸術にかかわる指導者を育成したり、こどもたちの活動を受け入れたりするなど、区内に文化芸術活動の担い手を増やしていきます。

文化芸術活動拠点の検討

文化芸術推進課

区民を対象とした各種アンケート調査や、龍子記念館の来館者数などから、区内においてアートに触れる機会・環境へのニーズが高いと言えます。そこで、地理的条件や収容人数といった既存の文化施設が抱える課題の改善など、文化芸術分野の創造的なプラットフォームや地域コミュニティ形成の拠点づくりを検討します。さらに、さまざまな機能や性格を持つ施設を複合することで生まれる相乗効果の可能性も検討します。

施策1-2 アウトリーチ*につながる取組の推進

文化施設などで文化芸術に触れることがさまざまな理由から難しい区民に向け、文化施設以外で文化芸術に触れる機会につながる取組を推進します。

事業例

NEW

福祉施設訪問事業（音楽）（美術）

文化振興協会 福祉施設向け

芸術家が区内の福祉施設を訪問し、演奏を披露するなど、福祉施設利用者に鑑賞する機会を提供します。

NEW

郷土博物館出張事業

郷土博物館 こども向け

学芸員が小中学校や区内施設などに出張し、講演や展示などを実施します。



郷土博物館出張事業

学校出張講座

文化振興協会 こども向け

区内小中学校にアーティストを派遣し、音楽や伝統芸能、演劇、ダンス、演芸などの鑑賞プログラムを実施します。



学校出張講座（小学校）



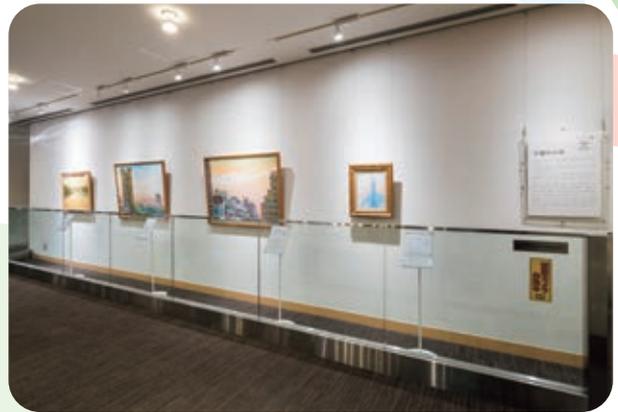
学校出張講座（中学校）

特設展示

文化芸術推進課

インクルーシブ

地域庁舎や特別出張所などの公共施設、民間施設に特設展示スペースを設け、区民や文化芸術団体が制作した作品の発表や、区所蔵美術品などの展示を行います。



アプリコ・アートギャラリー

アプリコ・アートギャラリー

文化振興協会

インクルーシブ

区が所蔵する絵画を区民ホール・アプリコで展示します。

施策1-3 芸術家に活動の場を創出

未来を担う若手演奏家を発掘するオーディションを行って公演の機会を設けたり、アーティスト・イン・レジデンスを実施したりすることなどを通じて、芸術家を支援します。

事業例

フレンドシップ・アーティスト 出演者オーディション(ピアノ・声楽)

文化振興協会

若手演奏家の発掘・支援のため、出演者オーディションを開催します。オーディション合格者は、文化振興協会主催のコンサートに出演することができ、自身の研鑽を積むとともに区民の鑑賞機会の創出にも貢献します。



フレンドシップ・アーティスト出演者オーディション(ピアノ)



フレンドシップ・アーティスト出演者オーディション(声楽)

NEW

アーティスト・イン・レジデンス

龍子記念館

アーティストが旧川端龍子邸アトリエで作品の滞在制作を行い、その成果を展示します。



アーティスト・イン・レジデンス

2 地域の文化資源の 保存・活用・継承

区はさまざまな顔を持つ魅力的な地域で構成されています。自分の住んでいる地域の成り立ちや歩み、史跡、建造物、地域を代表する文化芸術の担い手を知ることや、祭礼・季節の行事などに参加することは、地域への誇りと愛着をもたらします。これら区の財産である地域の文化資源を守り、次世代へその魅力を継承していきます。

めざす姿

文化資源を通じて地域に魅力を感じ、
この地に住むことに誇りを持っています



施策2-1 文化資源の調査・研究・活用

博物館などが中心となって地域ゆかりの資料を収集し、調査・研究を経て適切に保存します。これらの資料を展示や体験型イベント、講演会などを通じて広く公開及び活用して区民と共有するほか、区民による主体的な学びや活動もサポートします。

また、収集した資料の保存と活用の両立をめざし、デジタルアーカイブ化*を推進します。

事業例

資料の収集、調査・研究、保存

郷土博物館、大森 海苔のふるさと館、勝海舟記念館

地域の歴史やゆかりの人物を区民に紹介すべく資料を調査・研究し、保存します。また、区民からの寄贈や古書店からの購入などを通して、資料を収集します。

常設展、企画展の開催

大森 海苔のふるさと館

国の重要有形民俗文化財に指定された海苔の生産用具などを保存・展示します。



大森 海苔のふるさと館常設展

常設展、特別展、企画展の開催

郷土博物館、勝海舟記念館

考古・歴史・民俗関係の資料を基礎とした調査・研究の成果を展示します。



勝海舟記念館常設展

博物館講座・体験学習会

郷土博物館、勝海舟記念館

区の考古・歴史・民俗について区民が学び、より理解を深めることができる機会を提供します。

文化財の保存・保護及び普及啓発

大田図書館

文化財を後世に継承していくため、文化財の保存・保護に努め、普及啓発活動を行います。

刊行物の発行や講演会、公開見学会、写真パネル展の開催などを通じて、区民が区の文化財に触れる機会を提供します。



講演会の様子

郷土博物館を拠点に活動している団体の活動

郷土博物館

郷土博物館での展示や体験学習・講座を通して発足した団体が、これまで積み重ねてきた研究成果を発表したり、博物館事業への協力を行います。



土器づくり体験をしている様子

区所蔵資料の修復

文化芸術推進課、郷土博物館、勝海舟記念館、文化振興協会、龍子記念館、熊谷恒子記念館

後世へ資料を適切に保存・継承するため計画的な修復を行います。



区所蔵資料の修復(肩衣)

区所蔵資料のデジタルアーカイブ化

文化芸術推進課、郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館

区所蔵資料の保存・活用の両立を図るため、デジタルアーカイブ化及び一元管理を推進します。

コラム1 学芸員が行う調査・研究ってなに？

博物館などが中心となって行う調査・研究とは何でしょうか。知っているようで意外と知らない「調査・研究」について深掘りします。

調査・研究活動とは、博物館などの文化施設での展示やレファレンス（調べものや資料探しを行っている利用者への支援）、教育普及活動の基礎となる欠かせない活動です。調査・研究の手法は考古・歴史・民俗といった分野や対象とする資料によって異なります。

例えば歴史分野では、くずし字で書かれた古文書の文字起こしを行い、現代の私たちがわかる言葉に「翻訳」します。この作業を行う際に大事にしていることについて、学芸員は「恣意的に資料を見るのではなく、ありのまま受け止めること」と語ります。

調査・研究を経て、ようやく解説とともに資料を公開することができます。時には地域の方から古文書には書かれていない地域で伝承されてきたことを聞くこともあり、調査・研究内容に新たな気づきや発見をもたらしてくれます。このように調査・研究に終わりはなく、次の世代へと受け継がれていきます。



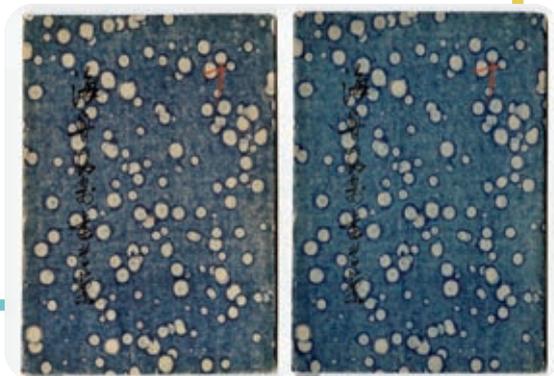
勝海舟記念館での様子

コラム2 所蔵資料の保存と活用のジレンマ

資料の活用（公開）と保存とは相反する行為です。活用する以上、資料の劣化進行は避けられませんが、活用しなければ、資料による歴史文化の後世への継承は困難です。この課題を解決する方法の一つが、レプリカ（複製品）の製作と活用です。

レプリカは原物に代わり、見る人にその本質を伝える役割を持ちます。レプリカを製作するにあたり、形状、質感、色味、さらには製作背景や作者の意図、製法などといった、原物を成り立たせている複数の要素を正確に把握し“レプリカで表現すべきこと”を探りますが、この過程で、原物が持つ年輪の深みや現代では再現不能な技巧の妙に触れ、驚嘆と畏敬の念を覚える時があります。これは“どれだけの技術や労力、費用を注いでも、決して原物の同一品は作り得ない”ことを再認識する瞬間でもあります。

このような過程を経て作られたレプリカは、見た人に原物と同等の感動を呼び起こす力を備えます。



勝海舟自筆「海防意見書」草案（1853年）

レプリカ

原物

施策2-2 伝統文化の継承

伝統文化とは、その地域の歴史や風土、価値観を反映したものであり、長い時間をかけて育まれ、時代とともに進化しながら継承されてきた地域のアイデンティティです。これら伝統文化を保存・継承する取組として、社会的評価の向上を図る区の認定制度の整備や、多くの区民の目に触れるような普及啓発事業などに取り組みます。

事業例

大田区伝統工芸士の認定*

文化芸術推進課

区内外で活動する伝統工芸士の社会的評価の向上を図り、区民の伝統工芸への興味・関心を喚起するため認定制度を実施します。



大田区伝統工芸士の認定

NEW 大田区伝統工芸展

文化芸術推進課

約20種の伝統工芸の実演やワークショップを通じて、職人の技と手仕事の魅力を広く発信します。

おおたの文化 week in GRANDUO

文化芸術推進課

駅ビルとの公民連携事業として、区の伝統工芸を身近に感じる機会を提供するため、実物展示とともに誰でも参加できるワークショップも同時開催します。

大田地域遺産写真展

地域力推進課

100年後の区民に残したい区内の風情ある場所や建造物、伝統的な芸能、祭礼などの写真を募集し展示します。

洗足池 春宵の響

文化芸術推進課

笛や囃子などの和楽器演奏の鑑賞を通じ、日本の伝統芸能に触れる機会を提供します。

和っく和っくな学び舎

文化振興協会

区内で活動している古典芸能などの文化団体と連携し、こどもから大人まで日本の伝統文化を身近に体験できる機会を提供します。



和っく和っくな学び舎 書道



大田区の伝統文化って？

コラム3 地域に根ざしているかたちのない文化財

現代に伝わる祭りや郷土芸能といった伝統行事は、長い年月をかけて育てられ、伝えられてきた固有の文化であり、昔の生活や社会を知る上でとても重要なものです。その多くが、悪疫退散、豊作・大漁祈願、死者の弔いなど、「平和・平穏への祈り」を起源としています。また、娯楽の少なかった時代においては、こうした人が集まる行事が数少ない楽しみの一つであり、地域のコミュニティ形成にも大きくかかわっていました。

大田区においては、池上本門寺の御会式をはじめ、厳正寺の水止舞、六郷神社の子ども獅子舞や流鏝馬、今泉延命寺の双盤念仏、羽田の水神祭など、地域の特色を持つ行事が数多く知られます。こうした「かたちのない文化財」は、人から人へと伝えていかなければならない一方、限定的な範囲で行われることが多いため、後世に残していくことが難しいという課題があります。これまでの自然災害や戦争など、幾多の困難を乗り越えた先に、今の「祭り」の姿があるのです。



厳正寺水止舞

コラム4 文化資源を生かしたまちづくり

区内各地には由緒ある神社仏閣や町工場、旧家などが点在し、地域に根ざした伝統行事・祭礼などが受け継がれてきましたが、近年これら貴重な歴史・文化資源が徐々に失われつつあります。

区はこれまでも景観計画の策定などを通じて歴史文化の継承に努めてきましたが、区内の地域特性を生かしながら、次世代へと継承するための一体的かつ戦略的な仕組みを構築する必要があることから、令和7年度末に「大田区歴史的風致維持向上計画」を策定します。

博物館などが中心となって調査・研究した地域ゆかりの文化資源を保存・活用し、ハード・ソフト両事業の連携によって、歴史・文化をめぐり、訪れたいくなる、ウォークアブルなまちをめざします。



池上本門寺五重塔

コラム5 区民団体がいざなう伝統文化体験

おおた和の祭典(現「和っく和っくな学び舎」)は、平成29(2017)年からスタートしました。区内には古典芸能などの文化活動団体が多く、体験者の受入態勢がしっかり整っていることを生かした事業です。文化振興協会と団体が連携し、複数回にわたる稽古、集大成として成果発表会の機会をつくっています。体験できる分野は毎年変わり、箏、三味線、笛、小鼓、太鼓をはじめ、書道、茶道、華道、日本舞踊、和太鼓など多岐にわたります。

この事業をきっかけに、それぞれの団体が活性化するなど、伝統文化の継承の一翼を担っています。この体験を入口に伝統文化をさらに深く学ぶ参加者もいるなど、区内の伝統文化の普及・継承につながっています。



和っく和っくな学び舎 和太鼓

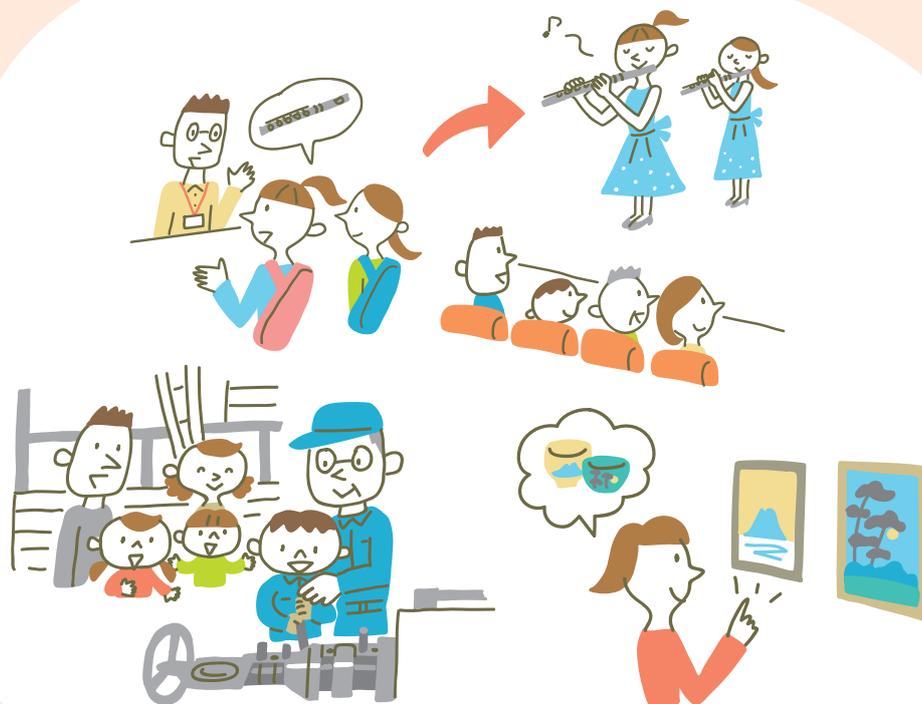
施策

3 文化芸術を通じた地域づくりに貢献

文化芸術は余暇や趣味にとどまらず、異なる背景を持つ人々が共に生きる地域社会の発展に貢献する力を持っています。日常生活では会うことのない人同士が文化芸術を通じて出会い、相互理解と多様性を受け入れる土壌が生まれ、地域コミュニティが活性化していくことをめざします。

めざす姿

文化資源を生かして
人と人のつながりが生まれています



施策3-1 文化資源を生かした地域コミュニティの活性化

文化芸術事業の企画・運営に意欲がある区民の支援、ホール・展示機能を持つ文化施設の特色を生かした事業の実施、ものづくり産業をはじめとした区内で盛んな分野と文化資源を掛け合わせたコンテンツの製作など、文化資源を生かした分野の垣根を越えた交流の場づくり、地域の活性化に取り組みます。

事業例

大田文化の森を拠点とした 区民企画事業の実施

大田文化の森運営協議会

大田文化の森運営協議会が主体となって事業を企画・運営するとともに、区民が企画した事業や講座を実施・支援します。

NEW 記念館ミュージアムグッズの制作

勝海舟記念館

町工場と協働し、記念館でオリジナルグッズを制作、販売します。



記念館ミュージアムグッズの制作

地域で親しまれている実演芸術

文化振興協会

区民プラザでは昭和62(1987)年の開館以来「下丸子らくご倶楽部」、「下丸子」A Z Z倶楽部」を開催しています。



地域で親しまれている実演芸術

NEW ふるさと納税返礼品

総務課、郷土博物館、勝海舟記念館

ふるさと納税返礼品に川瀬巴水の版画をデザインしたアクリルブロックと蒲田切子のガラスを採用し、区の魅力を広く発信します。



ふるさと納税返礼品 アクリルブロック

OTAふれあいフェスタ

文化芸術推進課

「地域のふれあい」、「交流の輪」を基本テーマに、人と人との輪を育むことを目的とし、区民が集い、楽しみ、触れ合える機会を創出します。



OTAふれあいフェスタ

OTAアート・プロジェクト

文化振興協会

地域の文化資源をテーマにした事業を通して、区民がその魅力を身近に感じ、未来に向けて新たに共創していくための創造プロジェクトを開催します。

地域コミュニティ活性化のカギは「つなぐ」人材

文化振興協会

大田区文化芸術推進協議会の場で文化芸術活動をする際に「どこに相談したらいいか窓口がわからない」といった意見が多くありました。

文化資源を生かした地域コミュニティの活性化には、地域の文化資源に精通し、ヒトとヒトや、ヒトとモノをつなぐ人材が欠かせません。区は、文化芸術分野に専門性とノウハウを持つ文化振興協会とともに、文化資源をつなぐ事業の強化に取り組みます。

🔑 コーディネート機能の強化

文化芸術活動をする区民の身近な相談窓口として、文化振興協会が区民や文化芸術団体、芸術家をつなぐコーディネート機能をより高めています。

🔑 コーディネーター、企画・運営者の育成拡充

文化振興協会は、コーディネーターや文化芸術事業を企画・運営する人材育成の拡充に取り組みます。また育成した人材同士をつなぐ研修会や交流会を開催し、つなぐ人材のネットワーク化と自立的・持続的な活動をサポートします。

施策3-2 豊富なメディアによる情報発信とコーディネート機能の強化

区は文化芸術にかかわるイベント情報や顕在化させた文化資源を、多様なメディアを通じて発信しています。発信された情報同士がゆるやかに結びつき、関心のあるテーマを軸につながる新たなコミュニティが生まれていることから、情報発信を継続していきます。また、文化資源にかかわるヒト・モノ・コトの情報一元化の検討と、コーディネート機能の強化に取り組みます。

事業例

文化振興協会情報誌「Art menu」の発行

文化振興協会

文化振興協会が主催・共催する事業や施設情報を掲載したメディアです。



文化振興協会情報誌「Art menu」

文化芸術情報紙「ART bee HIVE」の発行

文化振興協会

公募した区民記者と共に、区内の官民を問わず、文化芸術情報の収集・発信を通し文化資源を顕在化することを目的としたメディアです。



文化芸術情報紙「ART bee HIVE」

NEW

「+bee!地域の文化資源 顕在化とつながり創出」

文化振興協会

文化振興協会ホームページに「ART bee HIVE」で取材したギャラリーやアーティストに関する情報を「+bee」としてさらに掘り下げ紹介しています。掲載情報をきっかけに地域の人がゆるやかにつながっています。

ART
bee
HIVE



地域情報紙の発行

特別出張所

地域に関する情報や生活に密着した出来事、地域の歴史・文化などの情報を紹介する情報紙を発行します。



地域情報紙

ポータルサイトの活用

地域力推進課

目的や地域別など、区民が知りたい情報を探しやすいポータルサイトを運営します。



生涯学習ウェブサイト「おおたまなびの森」

おおたまなびの森



大田区公式SNSなどでの情報発信

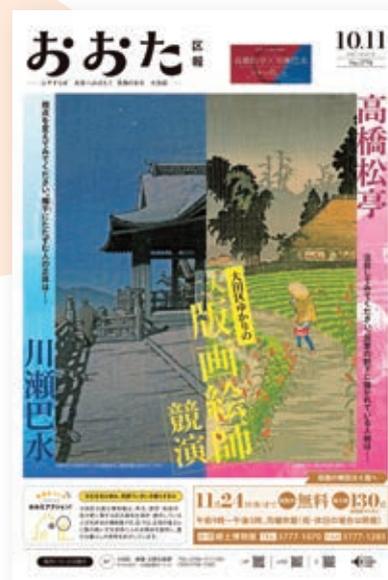
広報広報課

区報、大田区公式SNS (X、YouTube、LINE) 及び大田区シティプロモーションサイト「Unique Ota」(X、Instagram、Facebookを含む) を活用し、文化施設で行われるイベント情報をはじめ、文化資源を広く発信します。

広報おおた
(区ホームページ)



大田区
シティプロモーションサイト
「Unique Ota」
(区ホームページ)



おおた区報

多様な分野の 社会課題解決に向けて 文化資源を活用

文化芸術は、心豊かな活力ある地域づくりに重要な役割を持っています。私たちの心のよりどころであり、多様性や包摂性*、相互理解を育み、人と人をゆるやかにつなぎ、イノベーション*を生むことができます。各分野で複雑化する社会課題解決へのアプローチとして、区が持つ文化資源を活用した、多面的で有機的な連携*が進むよう働きかけます。

めざす姿

暮らしのなかで
文化資源の活用が進んでいます



多様な分野とは・・・

まちづくり、国際交流、多文化共生、福祉、健康、教育、子育て、ものづくり産業、観光、防災、環境など

連携事例

おおた健康経営事業所への情報提供 健康医療政策課

働き盛り世代の健康保持・増進を見据え従業員の健康づくりに経営的な視点から取り組む区内事業者を募集し、認定・表彰する事業です。認定事業所に対して、従業員のメンタルヘルス向上のアプローチの1つとして、郷土博物館企画展のお知らせなど、文化芸術に触れる機会を案内しています。「大田区 文化に関する意識調査」の結果で、文化芸術を鑑賞することで「楽しみ、幸せ、心身の健康」が増えると回答した区民が8割強だったことを受けて実施しています。

健康

赤ちゃんと一緒に博物館へ 郷土博物館

子連れで行くことが難しいと思われがちな博物館に気軽に来館してほしいという目的で、2歳未満の乳幼児とその保護者を対象に定期的を実施しています。学芸員による展示解説とボランティアによる乳幼児向けの読み聞かせを行っています。

子育て

参加者の声

博物館は大きな声を出せない場所ということで、子連れで行くことに心配がありなかなか足を運べていなかったのですが、大変嬉しく思います。



教員の初任者研修で対話型鑑賞の実践 指導課

対話型鑑賞*とは、グループで対話を重ねながら美術作品を読み解いていく美術鑑賞方法です。絵や写真など視覚的な情報を読み解く思考力や、それを言語化して伝えるためのコミュニケーション能力、人の意見を聞く傾聴力などを培うことができます。

学校における学級運営でも生かすことができると考え、龍子記念館の展示作品を活用し、大田区教育委員会初任者研修で実践しています。

教育

教員の声

積極的に話すことが難しいと思っていたことも、「誰でもいつでも気軽に話していい」ことがわかるし、教員は子どもたちにどう質問をしていくか考えることでコーディネート力が向上すると思います。



お祭りがもたらすにぎわいと地域の輪 大田文化の森運営協議会

「大田文化の森」を拠点に活動する区民団体と地域の自治会連合会が主催となって、毎年夏祭りを開催しています。当日は近隣に住む子どもや大人による多ジャンルの演奏やダンスが披露されたり、だれでもステージでカラオケに参加したりできます。お祭りを盛り上げる仲間として出展者を広く公募し、お祭りのフィナーレを飾るのは全世代が楽しめる盆踊りです。地域に絆とにぎわいをもたらす夏の風物詩となっています。

にぎわい

区内最大の区民まつりで味わう世界の音楽 ～異文化を理解する～

文化芸術推進課

毎年11月頃に開催している「OTAふれあいフェスタ」は区内最大の区民まつりで、令和7年の開催で36回目となりました。区内に130の国・地域からやってきた外国人が暮らしているという区の特徴を生かし、国際団体による音楽や舞踊のライブパフォーマンスを披露する「国際交流ステージ」を開催しています。来場者は、普段なかなか触れることのできない世界の国・地域の伝統的なパフォーマンスに触れ、楽しむことができます。

このほかにも「OTAふれあいフェスタ」の会場内では、各国の民芸品や郷土料理などを販売しており、世界の文化芸術を存分に味わうことができます。

多文化
共生

おおたオープンファクトリーの開催

大田観光協会

区のものづくりの魅力や価値を広く発信し、町工場で働くことにも興味を持ってもらうことを目的にした1日限りのイベントです。通常は立ち入ることができない工場内部を一般に公開し、製品の展示紹介や、ワークショップを開催します。

もの
づくり

障がい者福祉施設利用者の社会参加促進

志茂田福祉センター

おおむすび連絡会では、障がい者福祉施設利用者と企業やアーティストなどと連携し、施設利用者と一緒にオリジナル商品を開発するなど、障がいのある方の社会参加に取り組んでいます。ここでは、志茂田福祉センターがつなぎ役となった事例を紹介します。

福祉

●羽田空港手荷物カートのデザイン

おおむすび連絡会が紹介した区内在住のアーティストと障がい者福祉施設利用者が協働し、制作した作品を羽田空港の手荷物カートに活用しました。参加者の個性とデザイナーの専門性が掛け合わさり、羽田空港に彩りをもたらしています。

●大ヒットミュージアムグッズの製造

勝海舟記念館のミュージアムグッズである「勝茶」の製造に携わっています。ティーバッグを詰め、勝茶のラベルシールを貼付して完成させます。施設利用者自らが納品に帯同し記念館で販売している様子を体感することで、社会に貢献している実感や喜びにつながっています。

●アーティストの力を借りて商品開発

障がい者福祉施設の商品の魅力を一層高める取組として、文化振興協会と連携し「+Art (プラサート)」を実施しています。区内在住のアーティストの派遣を受け、施設で製造・販売している商品の開発や、施設利用者によるデザインをブラッシュアップさせた商品をつくっています。魅力ある商品を製造・販売することで、施設利用者の活躍の場を広げるとともに工賃向上にもつながっています。

おおむすび連絡会(大田区生産活動支援施設連絡会)とは

区内の障がい者福祉施設が連携して、利用者の工賃(給料)向上・社会参加を促進する取組を推進する組織です。受注作業や商品(自主生産品)の製造・販売について検討・協議することなどを目的に、区内32の施設・関係機関が加盟しています。

第5章

計画の推進に向けて

1

推進体制

2

進行管理

1 推進体制

区は文化芸術施策を推進していくにあたり、文化芸術を創造し、享受することは誰もが持つ生まれながらの権利であるという「文化権」の視点を据えています。区民誰もが文化芸術に親しみ、笑顔でいきいき暮らすまちをつくれるよう、さまざまな分野と文化資源を介して有機的な連携を図る総合政策として文化芸術施策を推進します。

庁内連携はもとより、区民、地域の文化芸術団体、民間事業者、芸術家、区立文化施設、文化振興協会と一体となって取り組んでいきます。

文化芸術推進の担い手

区民

文化芸術活動の主役は区民です。文化芸術を鑑賞することや地域の文化芸術活動にかかわること、創造的な活動をする、ほかの区民や団体の文化芸術活動を支援・応援することも、文化芸術の推進につながります。主体的に文化芸術活動にかかわることが期待されます。

芸術家

芸術家は、作品制作を通じて新たな価値観を生み出し、楽しさや感動、気づきを区民に届けることができます。また、区民や文化芸術団体、区立文化施設、民間事業者、区などと協働して、作品の鑑賞機会を提供したり、ワークショップなどの体験機会を創出したりすることが期待されます。

区立文化施設

区立の博物館・記念館・ホールなどは、区民が身近に文化芸術に親しみ、文化芸術を鑑賞、表現、体験、応援、創造、発信、継承する拠点の一つです。また、区民が文化芸術事業や運営に主体的に参画する場、コミュニティを育む場という役割も担っています。各文化施設の特色を最大限に引き出すよう管理・運営していきます。

区

本計画によって区における文化芸術推進の方向性を示すとともに、その推進体制を構築し、めざすまちの将来像実現に向けた環境の整備と文化芸術の担い手の支援に取り組みます。

また、文化芸術の持つ力をまちづくりに生かしていくため、文化芸術の視点を取り入れた事業が各分野で行われるよう働きかけます。

地域の文化芸術団体

地域に根ざした活動を通じて、楽しみや感動を共有し、交流する機会をつくることができます。さらには、文化施設と連携し、区ならではの鑑賞・体験の機会をつくることも可能です。自らの活動とともに、ほかの団体や組織と協力・協働することで、文化芸術の発展に寄与することが期待されます。



民間事業者など

文化芸術活動の場は、区立文化施設に限りません。民間事業者が設置している博物館やアートスペースは、それぞれ独自の活動を行っています。また、ものづくりの技術を持つ町工場をはじめ、企業やNPO法人などが文化芸術推進に積極的にかかわることで、新製品の開発や新たな文化芸術の萌芽が期待されます。



公益財団法人大田区文化振興協会

区の文化芸術施策を推進していくにあたり、文化芸術分野における高度な専門性とノウハウを生かし、以下についてさらに取り組むことを期待します。

- 区の事業への積極的な協力
- 営利企業ではできない公益性の高い事業
- 時代のニーズにあった良質で多彩な事業
- 文化芸術分野における各担い手のつなぎ役となること
- 区所蔵資料を活用して他自治体と連携し、その魅力を発信すること

公益財団法人大田区文化振興協会とは

区が出捐する外郭団体として昭和62(1987)年に設立され、平成22(2010)年に公益財団法人となりました。「大田区における文化芸術の振興を図り、もって地域の活性化と魅力ある文化のまちづくりに寄与する」ことを目的に、文化芸術分野における高い専門性を生かして区の施策を推進する事業を展開しています。コロナ禍において、人々の生活様式に大きな影響があった困難な社会状況下でも歩みを止めることなく、実施可能な範囲で工夫を凝らして事業を推進し続けてきた実績があります。

また区の外郭団体として、災害時における協定を区と締結しています。ホールなどで公演中の発災を想定した避難訓練コンサートを実施するなど、平時から施設利用者の安全を確保し、区と連携した災害応急活動にも取り組んでいます。

2 進行管理

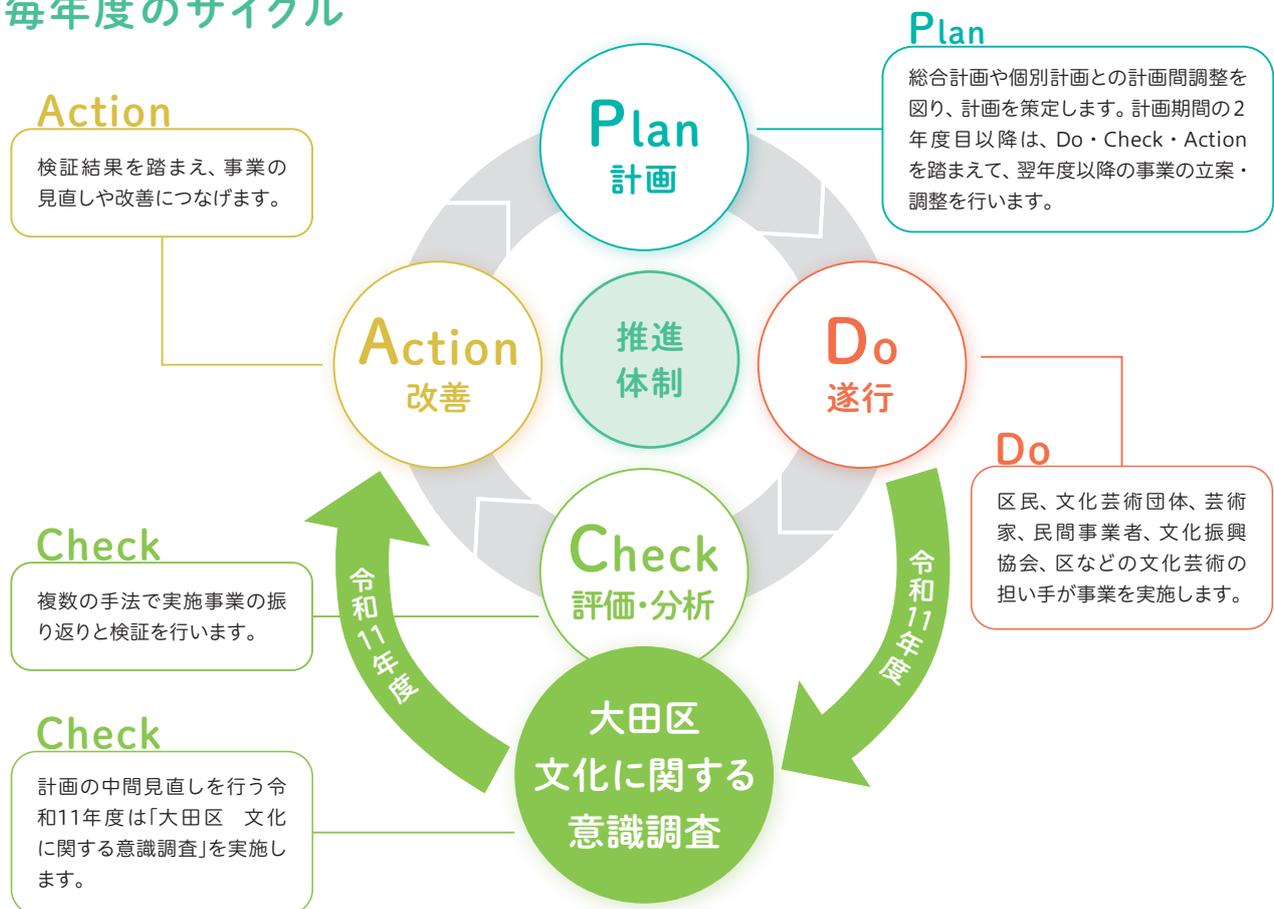
本計画を着実に推進するため、Plan（計画）、Do（遂行）、Check（評価・分析）、Action（改善）のPDCAマネジメントサイクルにより、計画の進行管理を推進します。

評価・分析にあたっては毎年度、資料編「施策別事業一覧」に掲載している各事業の進捗管理のほか、事業参加・来場者アンケートの実施、事業の受益者や利害関係者が事業評価に参加する参加型評価*を、事業の振り返り・検証として行います。

中間見直しにあたる令和11年度には「大田区 文化に関する意識調査」を実施し、複数の手法を組み合わせることで多面的に進捗を評価していきます。

また、学識経験者や日頃から文化芸術活動を行う区民などで構成される「大田区文化芸術推進協議会」を開催し、翌年度以降の事業の見直し、改善につなげていきます。

毎年度のサイクル



	前期計画			中間見直し	後期計画			
	8年度 2026	9年度 2027	10年度 2028	11年度 2029	12年度 2030	13年度 2031	14年度 2032	15年度 2033
各事業の進捗管理	実施							
事業参加・来場者アンケート	実施							
参加型評価	実施							
大田区 文化に関する意識調査				実施			実施	
大田区文化芸術推進協議会	実施							

用語解説 参加型評価

資料編

1

策定経過

2

大田区文化芸術推進協議会 委員名簿

3

大田区 文化に関する意識調査

4

施策別事業一覧

5

区内の指定・登録文化財の種別件数

6

国、東京都の関連法令及び計画

7

文化芸術基本法

8

障害者による文化芸術活動の
推進に関する法律

9

用語解説

1 策定経過

日時	会議・調査など	内容
令和6年10月29日	第1回大田区文化振興推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区文化振興プランの改定について ・「大田区 文化に関する意識調査」の設問案について ・文化活動団体へのヒアリングについて
令和6年11月11日	区管理職講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・アートで社会課題解決へのアプローチを学ぶ ・対話型鑑賞実践
令和6年11月29日から 令和7年1月8日まで	大田区 文化に関する意識調査(個人・団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の文化芸術に対する関心やニーズを把握し、区の文化芸術施策に活用していくためアンケート調査を実施
令和6年12月26日から 令和7年2月27日まで	団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・区内で文化芸術活動を行っている団体について、現状を把握するためのヒアリング調査を実施
令和7年2月20日	大田区教育委員会初任者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・教員研修として対話型鑑賞実践
令和7年3月19日	第2回大田区文化振興推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区 文化に関する意識調査」結果について ・文化活動団体ヒアリング調査結果について ・大田区文化振興プランの実績報告について
令和7年5月1日	第3回大田区文化芸術推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・区が考える文化施策について ・次期大田区文化振興プランの体系案について
令和7年8月8日	第4回大田区文化芸術推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行プランの評価について ・次期大田区文化振興プランの素案について(1)
令和7年9月19日	第5回大田区文化芸術推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期大田区文化振興プランの素案について(2)
令和7年10月28日	第6回大田区文化芸術推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期大田区文化振興プランの素案について(3)
令和7年11月14日から 令和7年12月5日まで	大田区文化芸術推進プラン(素案)に関する大田区 区民意見公募手続(パブリックコメント)	
令和7年11月17日 令和7年11月22日	大田区文化芸術推進プラン(素案)区民説明会	
令和7年12月23日	第7回大田区文化芸術推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区区民意見公募手続(パブリックコメント)実施結果について ・大田区文化芸術推進プラン(素案)について
令和8年2月19日	大田区教育委員会初任者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・教員研修として対話型鑑賞実践
令和8年3月3日	第8回大田区文化芸術推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区文化芸術推進プランについて ・現行プランの評価について
令和8年3月末日	「大田区文化芸術推進プラン」策定	

※大田区文化振興推進協議会は、令和7年5月1日から大田区文化芸術推進協議会に名称が変更となりました。

2 大田区文化芸術推進協議会 委員名簿

◎会長、○副会長 ※敬称略

氏名	選出区分
◎小林 真理	学識経験者
○片山 泰輔	学識経験者
若林 朋子	学識経験者
シーلز 美奈子	公募区民
吉澤 均	文化芸術団体関係者
鈴木 英明	自治会町会関係者
湯澤 元一	その他区長が必要と認める者
鴨志田 隆	公益財団法人大田区文化振興協会職員(令和7年3月31日まで)
後藤 清	公益財団法人大田区文化振興協会職員(令和7年4月1日から令和7年7月3日まで)
立山 睦正	公益財団法人大田区文化振興協会職員(令和7年7月4日から)
田村 英樹	区議会議員(令和7年7月3日まで)
大森 昭彦	区議会議員(令和7年7月3日まで)
田島 和雄	区議会議員(令和7年7月4日から)
松原 秀典	区議会議員(令和7年7月4日から)
井上 隆義	区職員(令和7年3月31日まで)
青木 毅	区職員(令和7年3月31日まで)
田村 彰一郎	区職員(令和7年4月1日から)
保下 誠	区職員(令和7年4月1日から)

3 大田区 文化に関する意識調査

本計画の策定に際して、区民の文化に対する関心やニーズを把握し、区の文化施策に活用していくための基礎資料とするため、令和6年度に以下の調査を行いました。

実施時期と対象

(1) 個人向け調査

- 大田区の住民登録がある満18歳以上の2,900人(無作為抽出)
- 回収率: 41.0%(回収数1,189件)
- 調査期間: 令和6年11月29日(金)から令和7年1月8日(水)まで
- 調査方法: 調査票配布は郵送方式、回答収集は郵送又は電子申請方式

(2) 団体向け調査

- 大田区に団体登録をしている100団体(無作為抽出)
- 回収率: 79.0%(回収数79件)
- 調査期間: 令和6年11月29日(金)から令和7年1月8日(水)まで
- 調査方法: 調査票配布は郵送方式、回答収集は郵送又は電子申請方式

(3) 文化活動団体のヒアリング調査

- 区内に拠点を置く文化芸術活動団体など、6団体
- 調査期間: 令和6年12月26日(木)から令和7年2月27日(木)まで
- 調査方法: 対面による聞き取り調査

本冊子では、概要版のみ掲載し、同調査結果の詳細及び団体ヒアリング結果は区ホームページに掲載しています。



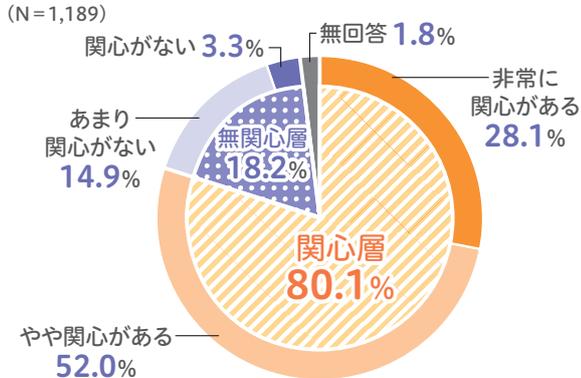
図表の見方

- ①図表内の「N」は、各設問の回答者数を示す。
- ②集計は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合がある。

個人向け調査

文化・芸術に対する関心

Q あなたは、文化・芸術に関心がありますか。

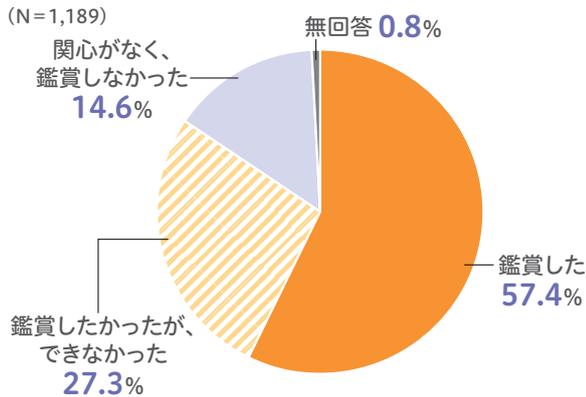


文化・芸術に関心のある人 **80.1%**

- 文化・芸術に関心のある人は80.1%です。性別で見ると、女性は86.2%、男性は72.4%と差があります。
- 関心のある分野としては、「ポピュラー音楽・歌謡曲、ジャズ、ロック」と「映像(映画、アニメーションなど)」が約5割と多くなっています。

文化・芸術の鑑賞

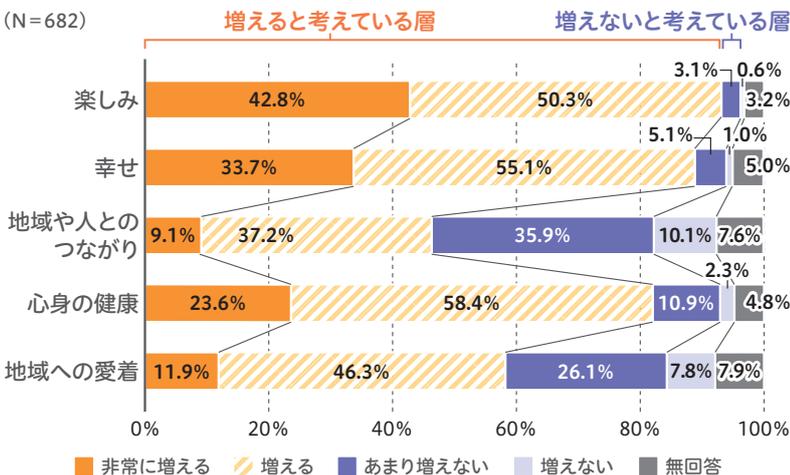
Q あなたは、過去1年間に文化施設で文化・芸術を鑑賞しましたか。



過去1年間で文化・芸術を鑑賞した人 **57.4%**

- 過去1年間に文化施設で文化・芸術を鑑賞したことのある人は57.4%です。性別で見ると、鑑賞したことのある人は、男性が48.0%に対し、女性は64.4%と高くなっています。
- 過去1年間で区立の文化施設で鑑賞した人は48.4%で、区内にある民間の文化施設・場所で鑑賞している人は9.4%、区外の文化施設・場所で鑑賞している人は73.3%と区内よりも区外で鑑賞している人の方が多くなっています。

Q 文化・芸術や地域の歴史・文化財に触れることで、以下の項目について、あなたにどのような影響があると思いますか。

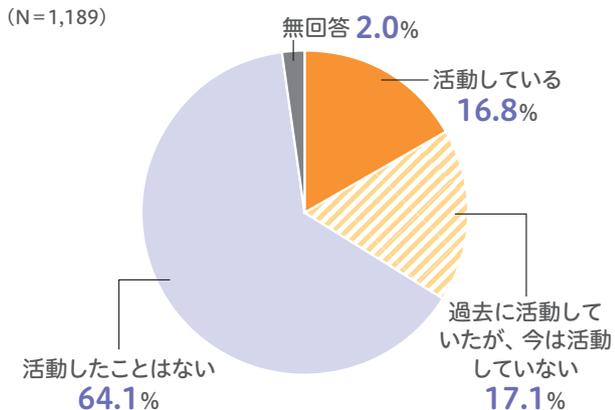


鑑賞による影響

- 文化・芸術や地域の歴史・文化財に触れることによる「楽しみ」、「幸せ」、「地域や人とのつながり」、「心身の健康」、「地域への愛着」の影響について、増えると考えている層は「楽しみ」が93.1%で最も多く、次いで「幸せ」が88.8%、「心身の健康」が82.0%、「地域への愛着」が58.2%となっています。「地域や人とのつながり」は46.3%と増えないと考えている層と同程度となりました。

文化・芸術に関する活動

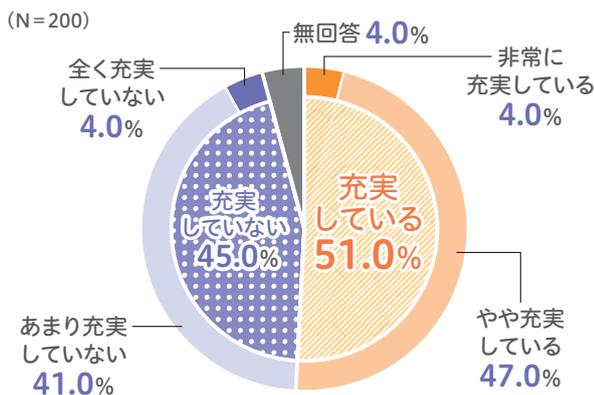
Q あなたは、職業としてではなく、文化・芸術に関する活動を行っていますか。



文化・芸術に関する活動をしている人 **16.8%**

- 文化・芸術に関する活動を行っている人は16.8%です。過去に活動していたが、今は活動していない人は17.1%で、合わせると、33.9%の人が文化・芸術に関する活動を行ったことがあります。
- 活動している人の分野としては、「美術」が23.0%で最も多く、次いで「ポピュラー音楽・歌謡曲、ジャズ、ロック」が17.0%、「写真」と「生活文化」が16.0%となっています。

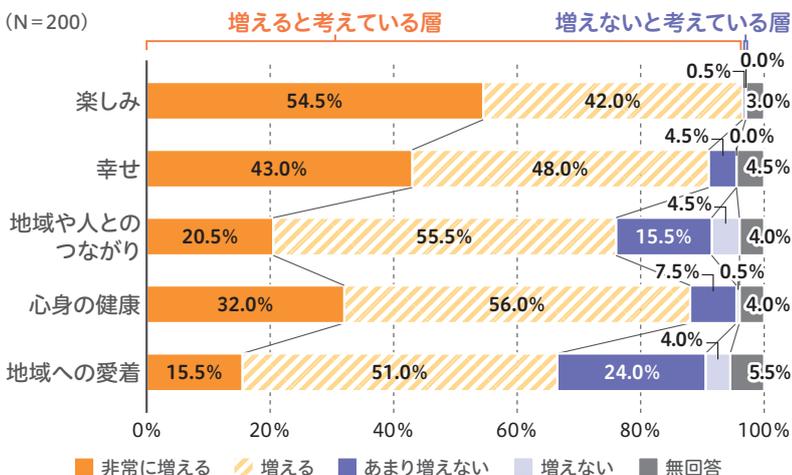
Q あなたは、区内で文化・芸術に関する活動をする上で、練習や発表などの場所や機会が充実していると思いますか。



練習や発表などの場所や機会が充実している人 **51.0%**

- 文化・芸術に関する活動をしている人のうち、練習や発表などの場所や機会について、充実していると回答した層は51.0%となっています。

Q 文化・芸術活動をすることで、以下の項目にどのような影響があると思いますか。



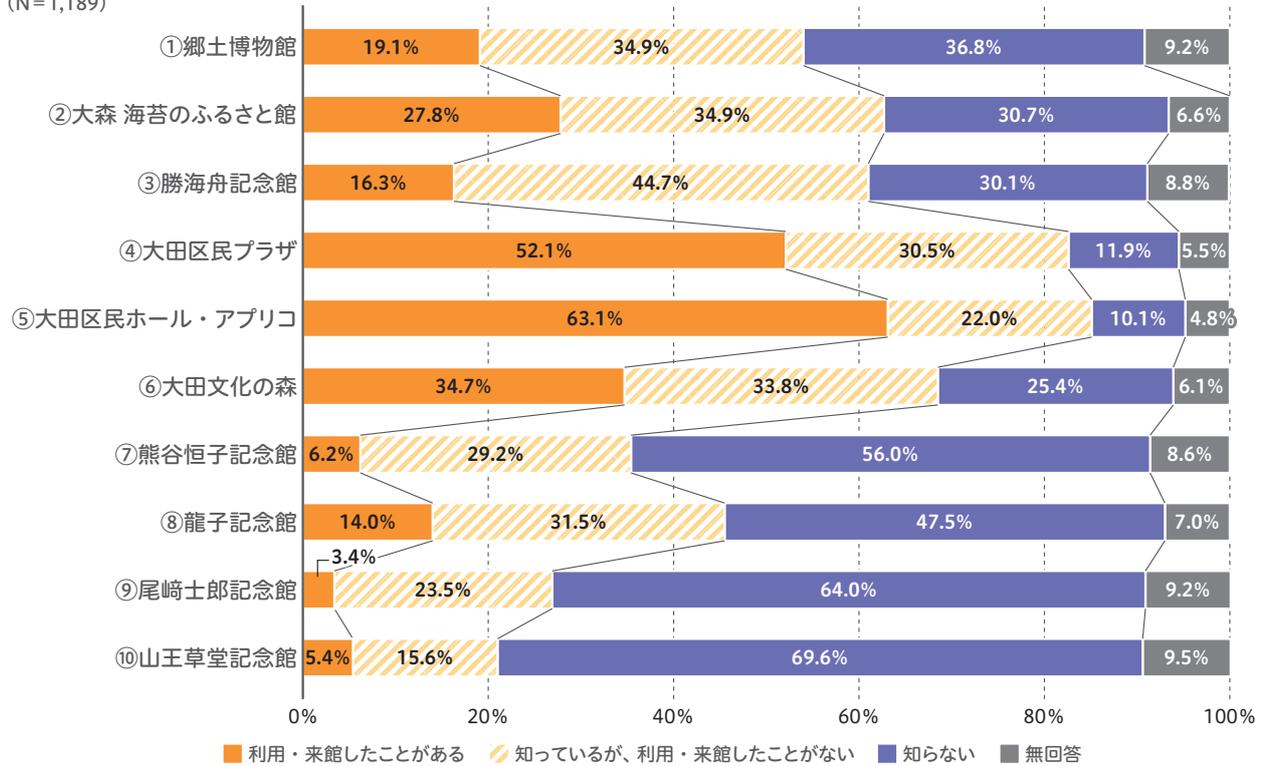
文化・芸術に関する活動による影響

- 文化・芸術活動による「楽しみ」、「幸せ」、「地域や人とのつながり」、「心身の健康」、「地域への愛着」の影響について、増えると考えている層は「楽しみ」が96.5%で最も多く、次いで「幸せ」が91.0%、「心身の健康」が88.0%、「地域や人とのつながり」が76.0%、「地域への愛着」が66.5%となっています。文化・芸術や地域の歴史・文化財に触れることによる影響と比べて、文化・芸術活動をしている人の方が全ての項目で高くなっています。

区の文化振興や施設に対する認識・評価

Q あなたは、次の①～⑩の区内の施設を知っていますか。

(N=1,189)



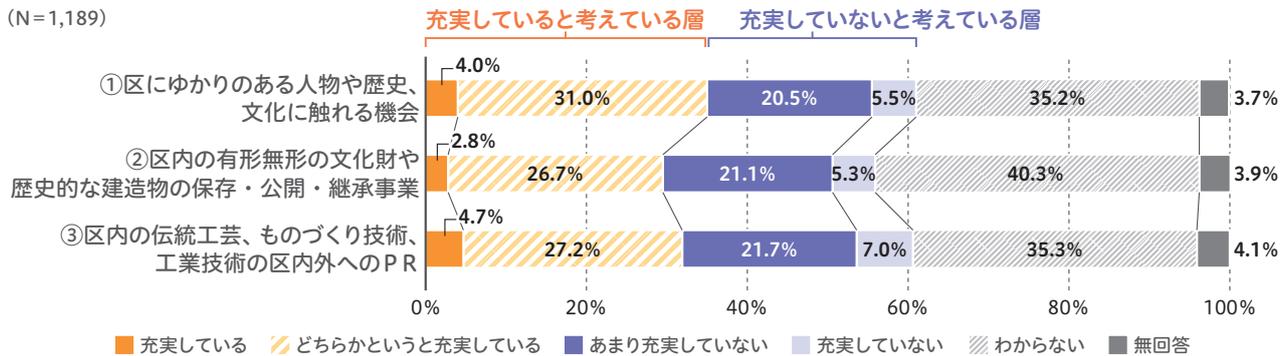
大田区民ホール・アプリコを知っている人

85.1%

- 区内施設の認知度について、大森 海苔のふるさと館、勝海舟記念館、大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ、大田文化の森は6割を上回る人から認知されており、大田区民ホール・アプリコは「利用・来館したことがある」人が63.1%と高くなっています。一方で、熊谷恒子記念館、尾崎士郎記念館、山王草堂記念館はいずれも、「利用・来館したことがある」人が1割未満となっています。
- 年代別にみると、いずれの施設も、年代が低くなるほど「知らない」と回答した人の割合が高くなる傾向にあります。

Q 大田区では、地域の様々な文化を保存・継承し、区の魅力として発信する取り組みを行っています。
あなたは、次の①～③の取り組みについて、充実していると思いますか。

(N=1,189)

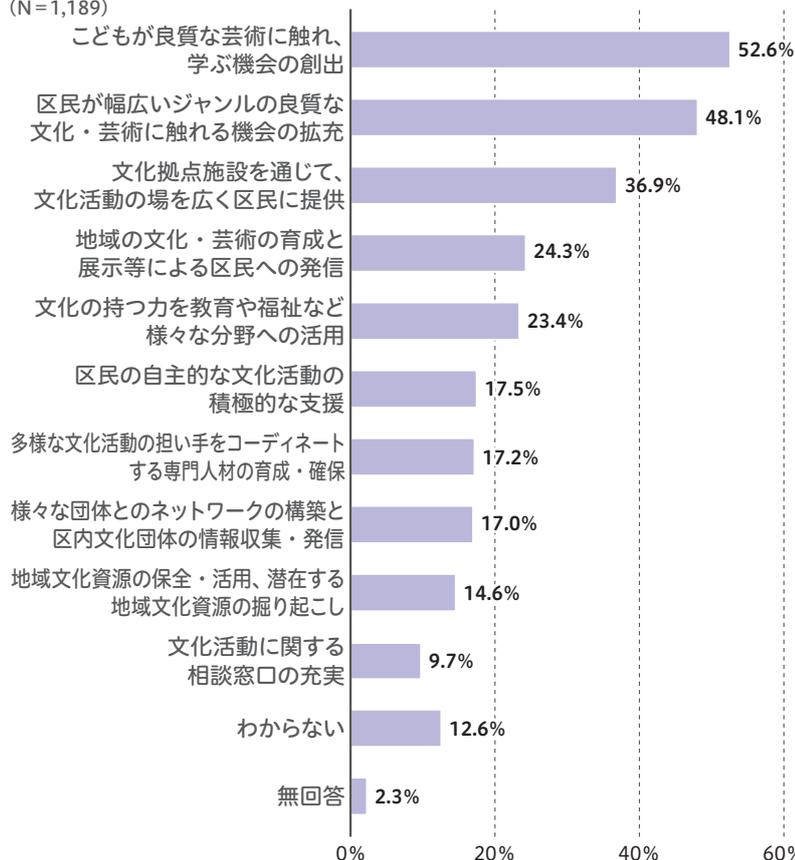


**地域の様々な文化を保存・継承し、
 区の魅力として発信する取り組みの充実度**

- 全体の意見では「わからない」が最も多くなっています。一方で、文化・芸術を鑑賞している人、さらに活動している人の回答をみると、充実していると回答した層の割合が高くなる傾向にあります。

Q 大田区が文化・芸術を振興していくために、あなたが特に重要だと思うものは何ですか。

(N=1,189)

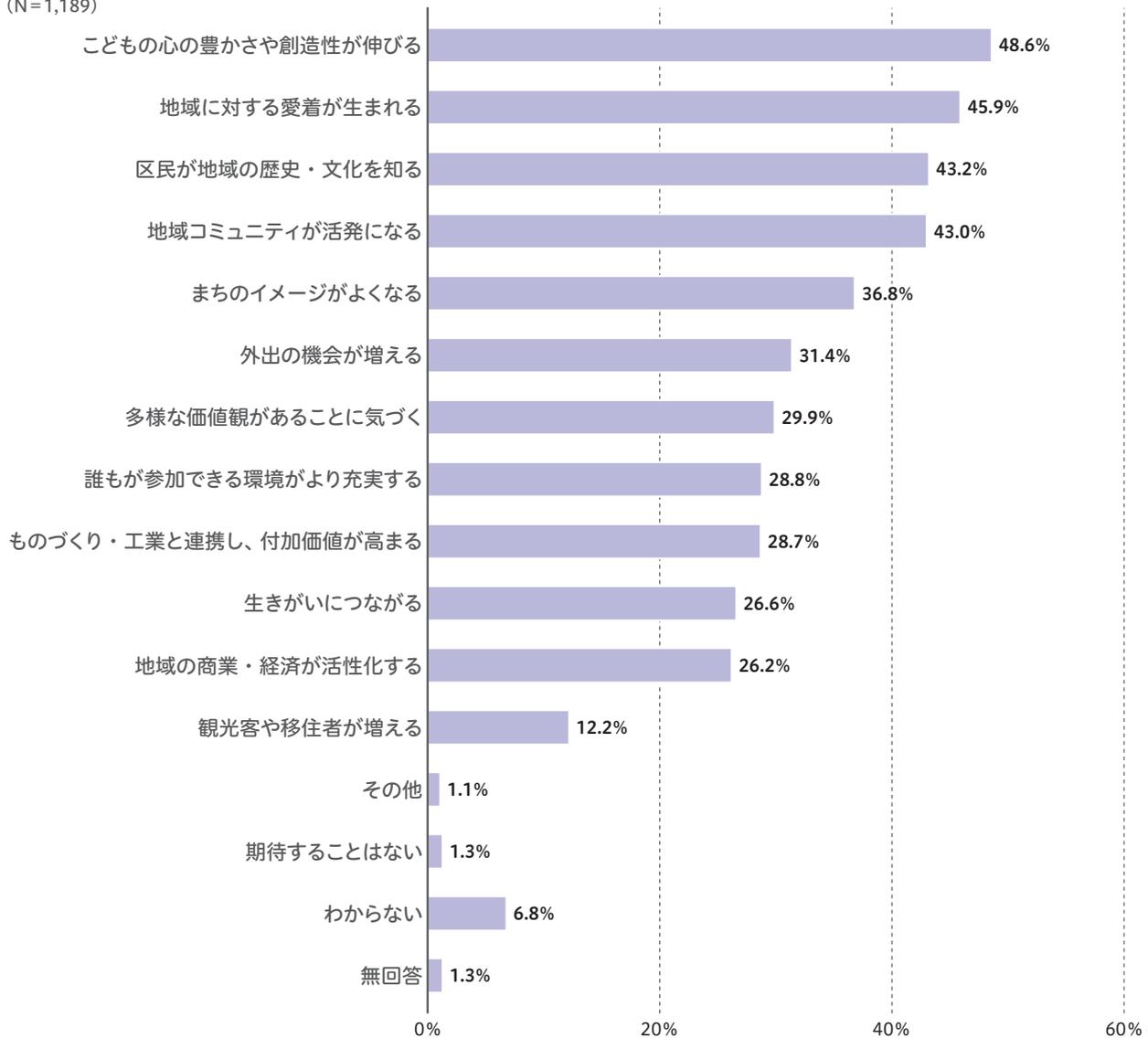


こどもが文化・芸術に触れる機会が重要視されている
52.6%

- 区が文化・芸術を振興していくために特に重要だと思うこととして、「こどもが良質な芸術に触れ、学ぶ機会の創出」が52.6%、次いで「区民が幅広いジャンルの良質な文化・芸術に触れる機会の拡充」が48.1%、「文化拠点施設を通じて、文化活動の場を広く区民に提供」が36.9%となっています。年代別にみると、30歳代、40歳代で「こどもが良質な芸術に触れ、学ぶ機会の創出」が高くなっています。

Q あなたは、大田区が文化・芸術施策に力を入れることで、人やまち、地域がどのように変化することを期待しますか。

(N=1,189)



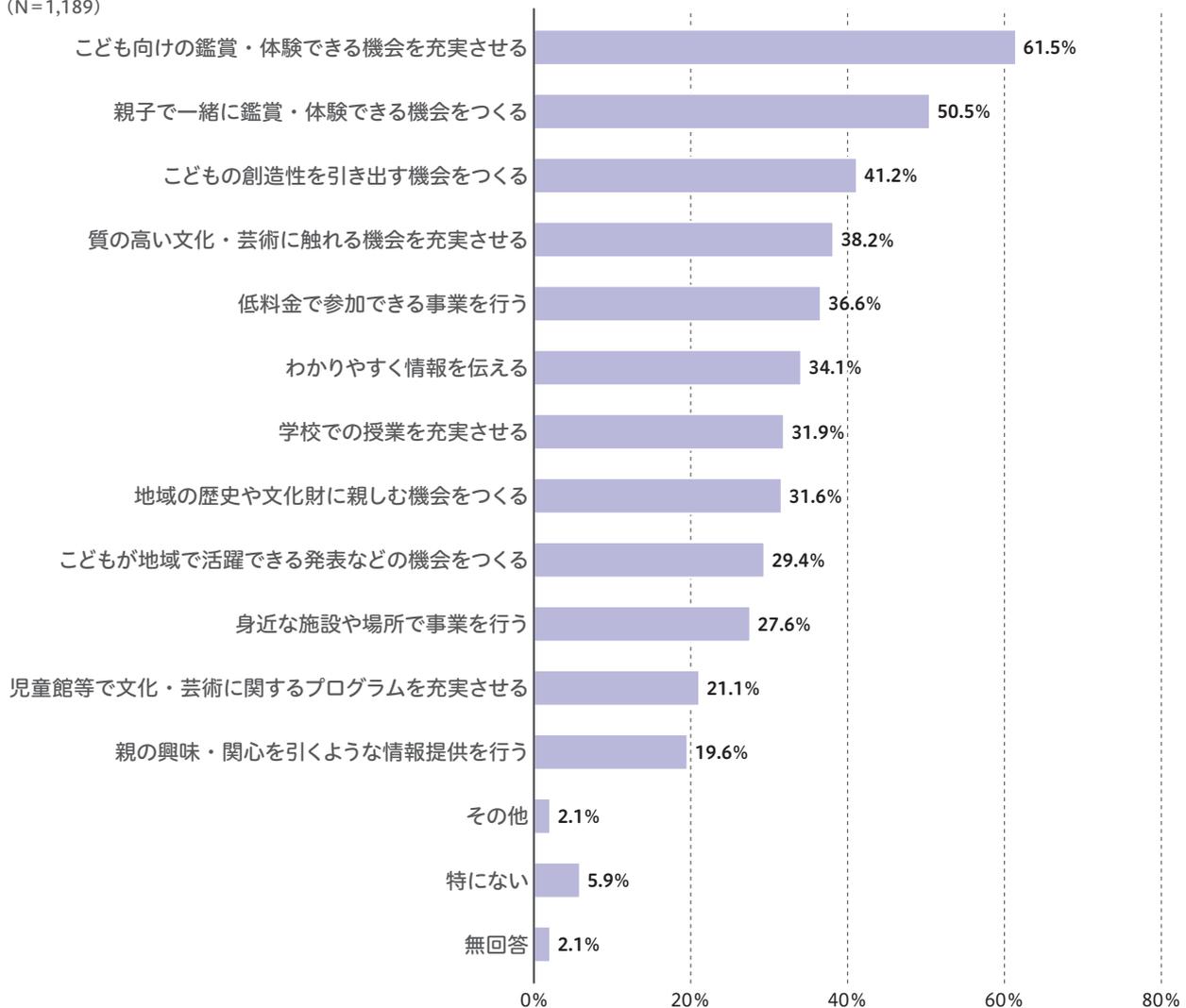
こどもの心の豊かさや創造性が伸びることが期待されている

48.6%

- 区が文化・芸術施策に力を入れることで、人やまち、地域に期待する変化として、「こどもの心の豊かさや創造性が伸びる」が48.6%、次いで「地域に対する愛着が生まれる」が45.9%、「区民が地域の歴史・文化を知る」が43.2%、「地域コミュニティが活発になる」が43.0%となっています。
- 年代別にみると、「こどもの心の豊かさや創造性が伸びる」では30歳代、40歳代、「多様な価値観があることに気づく」では29歳以下と40歳代、「まちのイメージがよくなる」では40歳代、50歳代でやや高くなっています。

Q こどもが文化・芸術にもっと親しむようになるために、あなたは大田区にどのような取り組みを期待しますか。

(N=1,189)



区にはこども向けの鑑賞・体験できる機会を充実させることが期待されている

61.5%

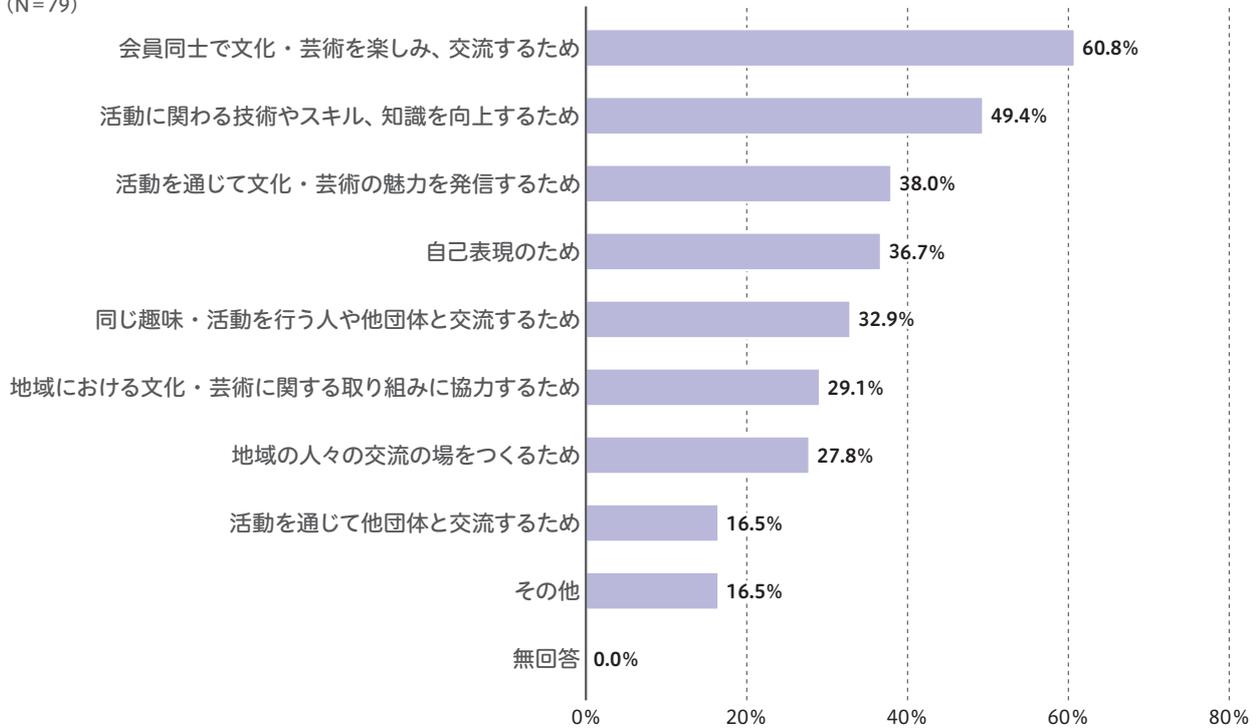
- こどもが文化・芸術にもっと親しむようになるために、大田区に期待する取り組みとして、「こども向けの鑑賞・体験できる機会を充実させる」が61.5%と最も多く、次いで「親子で一緒に鑑賞・体験できる機会をつくる」が50.5%、「こどもの創造性を引き出す機会をつくる」が41.2%となっています。
- 年代別にみると、30歳代、40歳代で「こども向けの鑑賞・体験できる機会を充実させる」、「親子で一緒に鑑賞・体験できる機会をつくる」が高くなっています。

団体向け調査

現在の活動や今後の展望

Q 貴団体は、どのような目的をもって活動をしていますか。

(N=79)



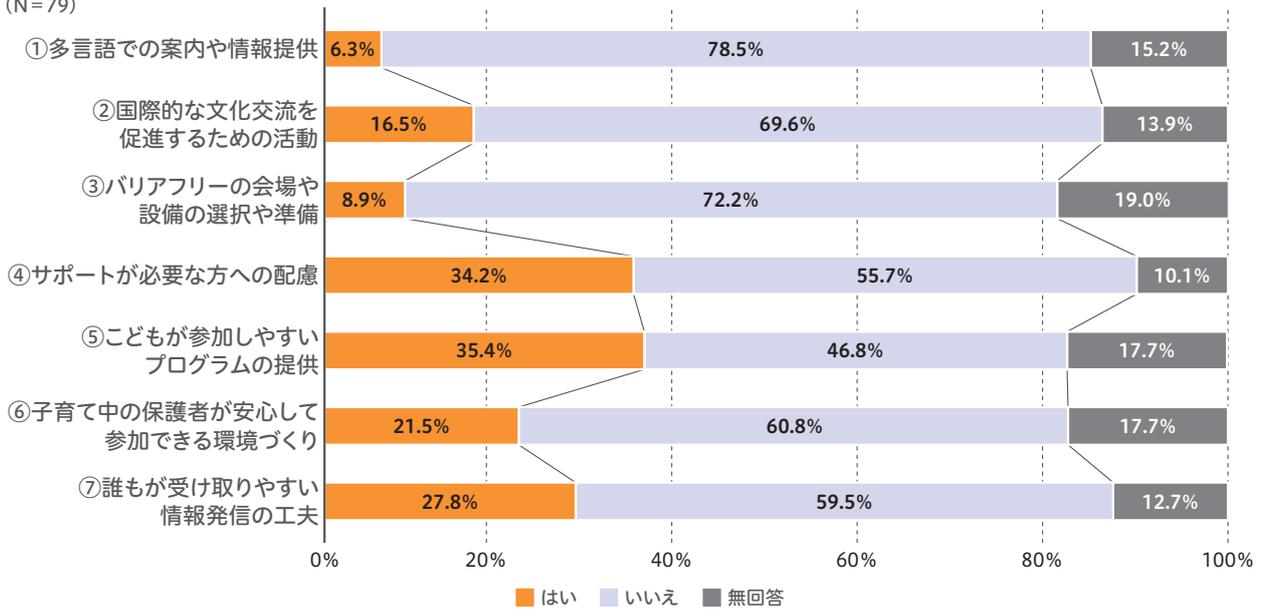
活動目的「会員同士で文化・芸術を楽しみ、交流するため」

60.8%

- 団体の活動目的として、「会員同士で文化・芸術を楽しみ、交流するため」が60.8%と最も多く、次いで「活動に関わる技術やスキル、知識を向上するため」が49.4%、「活動を通じて文化・芸術の魅力を発信するため」が38.0%となっています。

Q 貴団体では、日常の活動や発表を行う際に、次のような取り組みを行っていますか。

(N=79)



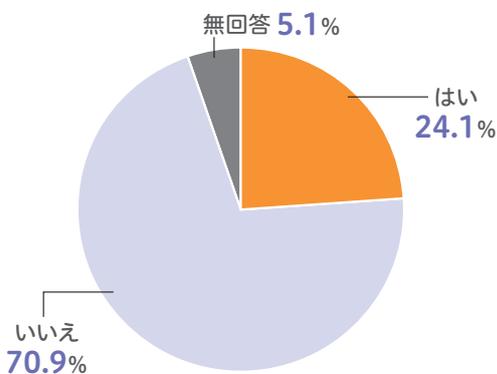
「こどもが参加しやすいプログラムの提供」を行う団体

35.4%

- 日常の活動や発表を行う際の取り組みとして、「こどもが参加しやすいプログラムの提供」(35.4%)、「サポートが必要な方への配慮」(34.2%)、「誰もが受け取りやすい情報発信の工夫」(27.8%)が一定数実施されている一方で、「多言語での案内や情報提供」(6.3%)、「バリアフリーの会場や設備の選択や準備」(8.9%)は1割未満と少なくなっています。

Q 貴団体では、他の団体(企業・施設)や他ジャンルと連携した取り組みを行っていますか。

(N=79)

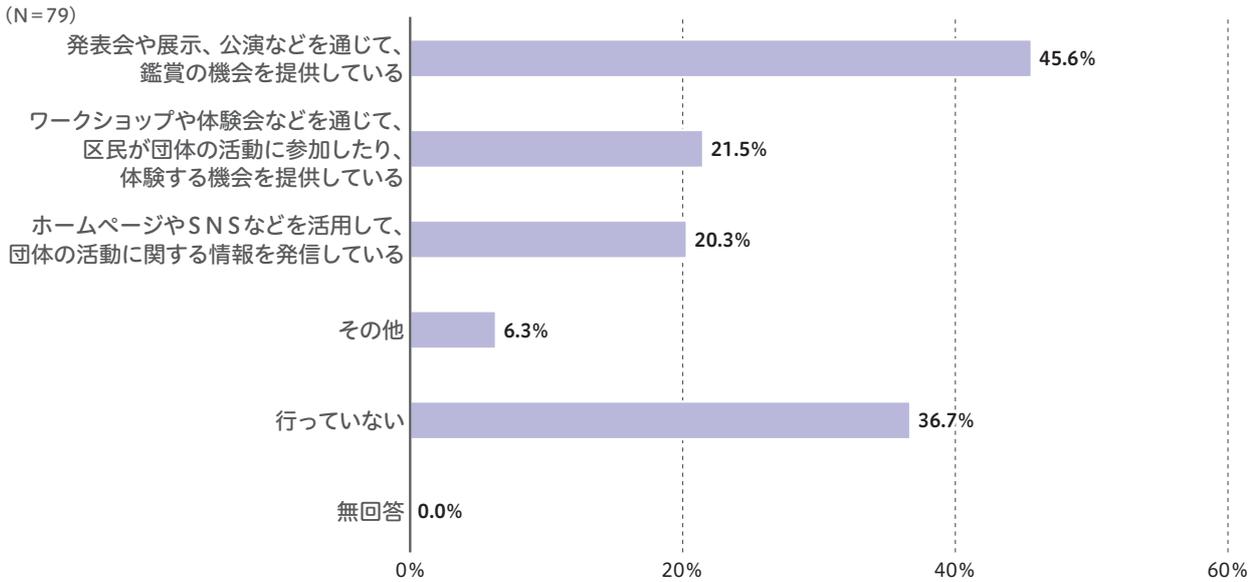


他の団体(企業・施設)や他ジャンルと連携した取り組みを行う団体

24.1%

- 他の団体(企業・施設)や他ジャンルと連携した取り組みを実施している団体は、24.1%となっています。

Q 貴団体では、区民に向けて、次のような活動を行っていますか。



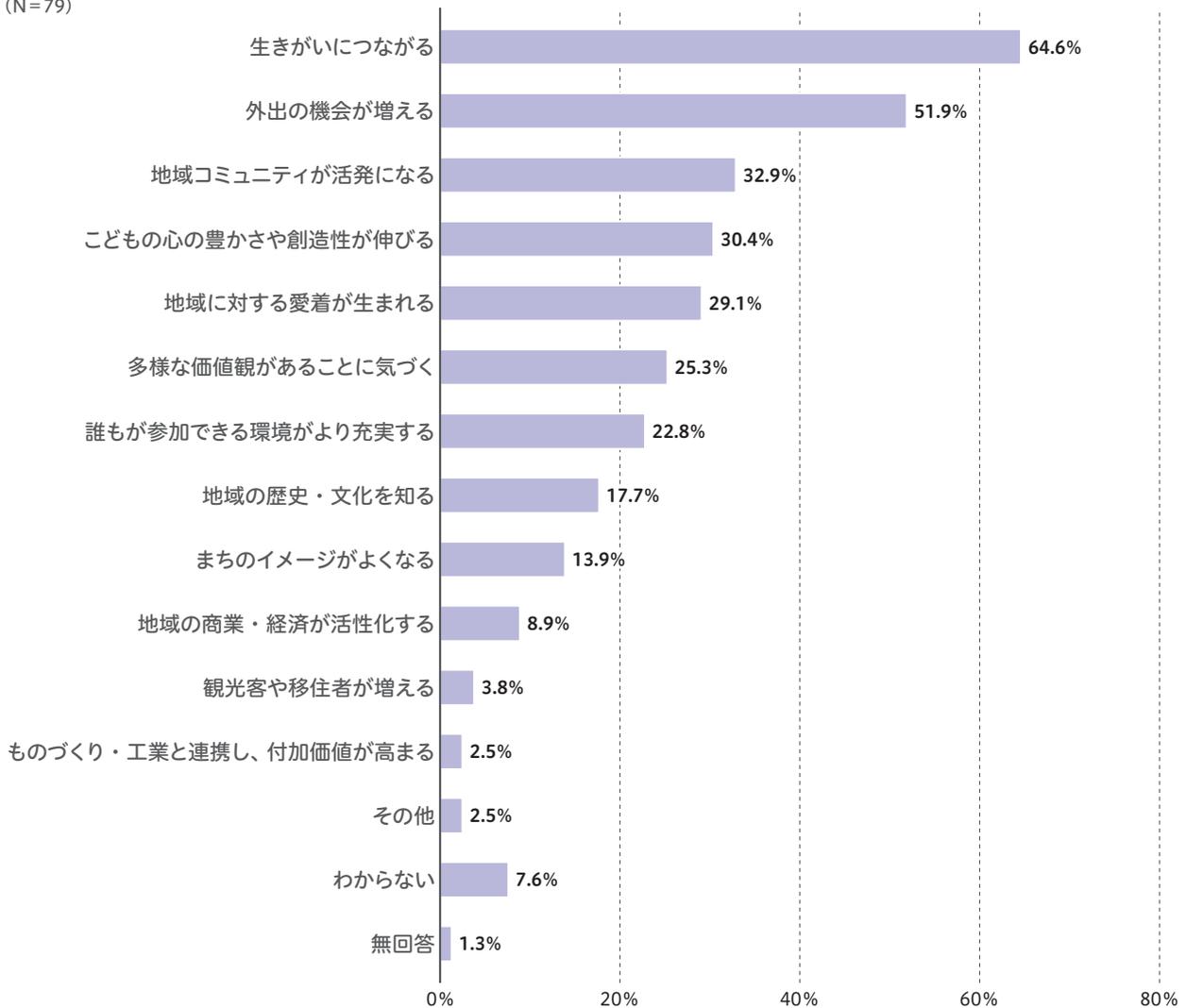
発表会や展示、公演などを通じて鑑賞の機会を提供している団体

45.6%

- 区民に向けた活動として、「発表会や展示、公演などを通じて、鑑賞の機会を提供している」が45.6%と最も多く、次いで「行っていない」が36.7%、「ワークショップや体験会などを通じて、区民が団体の活動に参加したり、体験する機会を提供している」が21.5%となっています。

Q 貴団体の活動は、大田区の文化振興として、人やまち、地域に対してどのような変化をもたらすと考えますか。

(N=79)



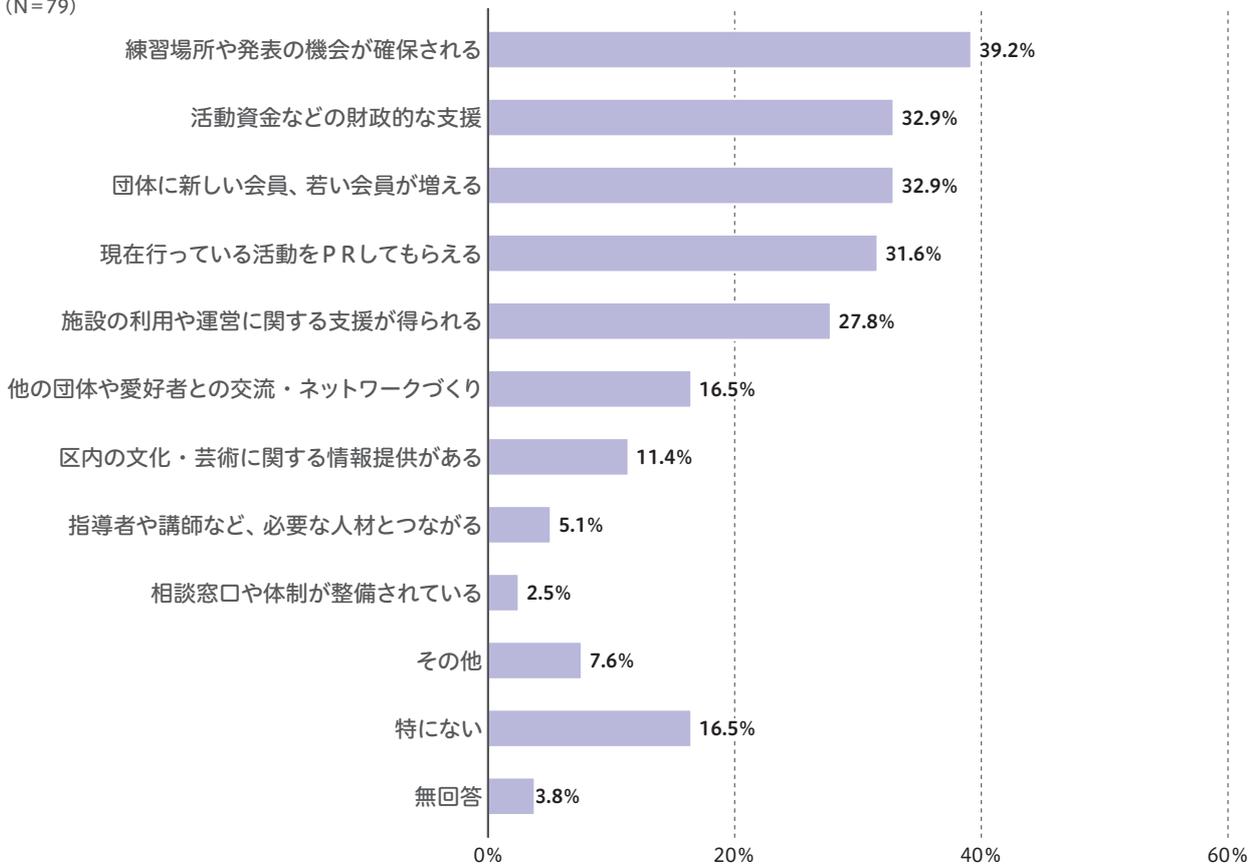
区の文化振興が
「生きがいにつながる」と
考えている団体

64.6%

- 活動が大田区の文化振興として、人やまち、地域に対してどのような変化をもたらすかについて、「生きがいにつながる」が64.6%と最も多く、次いで「外出の機会が増える」が51.9%、「地域コミュニティが活発になる」が32.9%となっています。

Q 貴団体が区内でより活発に文化・芸術活動をしていくために、大田区にどのような支援や役割を期待しますか？

(N=79)



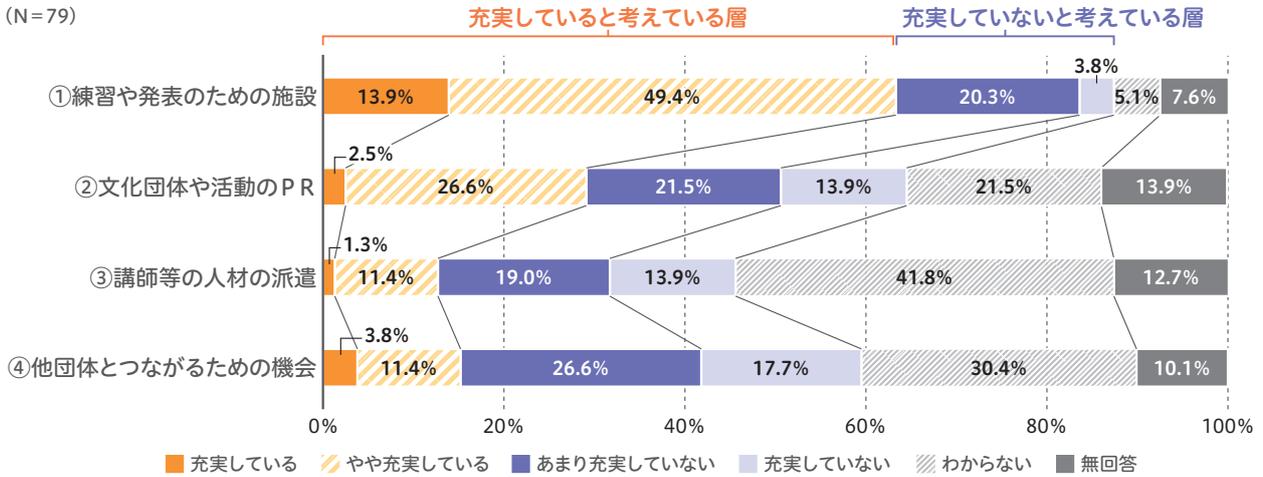
練習場所や発表の機会が確保されることを期待する団体

39.2%

- 団体が区内でより活発に文化・芸術活動をしていくために、区に期待する支援や役割として、「練習場所や発表の機会が確保される」が39.2%と最も多く、次いで「活動資金などの財政的な支援」、「団体に新しい会員、若い会員が増える」が32.9%となっています。

区の施策の利用状況や必要とする支援

Q 貴団体が区内で文化・芸術に関する活動をする上で、次の項目①～④について充実していると思いますか。



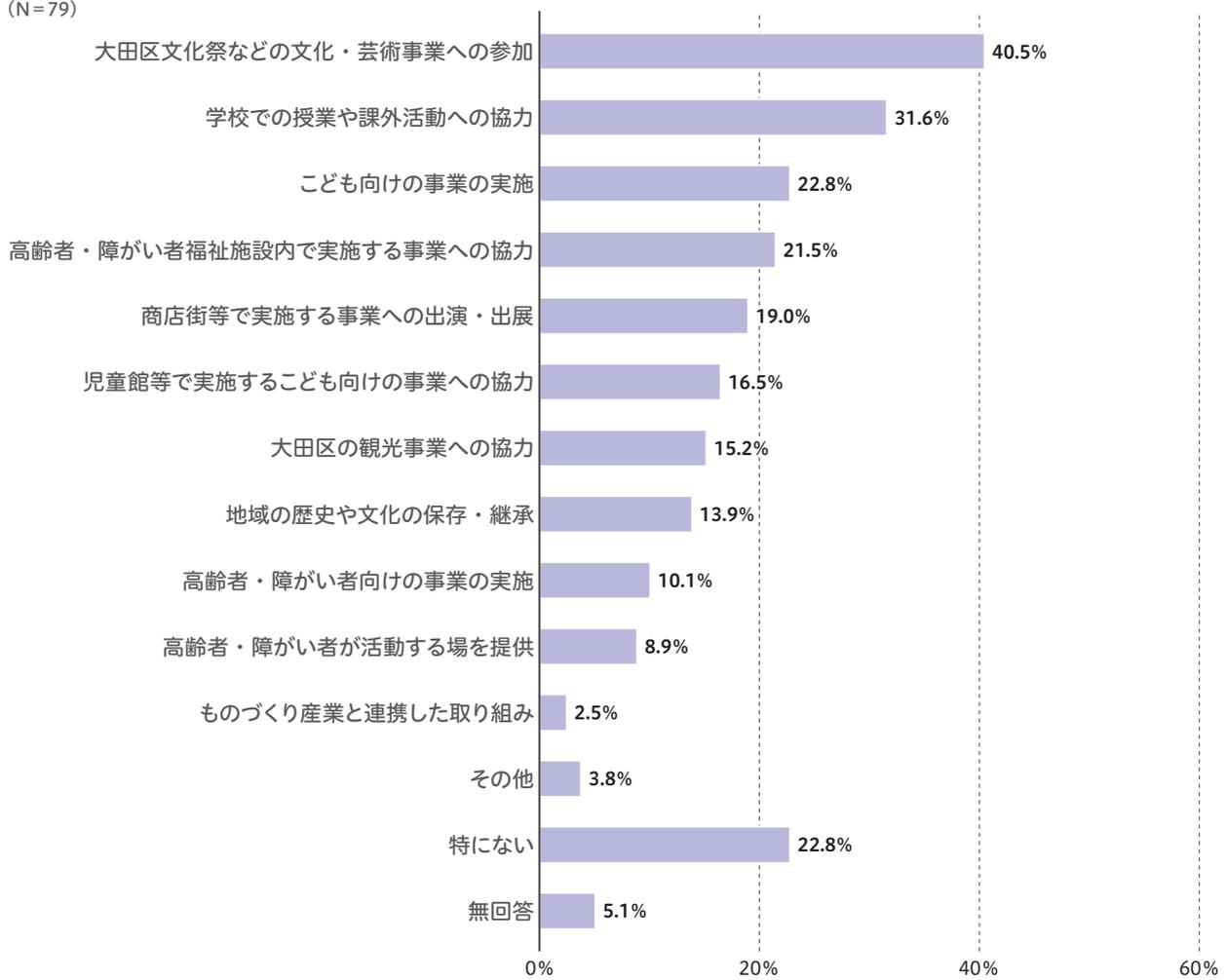
練習や発表のための施設が
充実していると思う団体

63.3%

- 団体が区内で文化・芸術に関する活動をする上での充実度について、「練習や発表のための施設」は充実していると考えている層が63.3%となっている一方で、「文化団体や活動のPR」、「講師等の人材の派遣」、「他団体とつながるための機会」はいずれも3割未満となっています。

Q 貴団体は、大田区の文化振興として、今後どのような活動をしてみたいですか。

(N=79)



大田区文化祭などの 文化・芸術事業に 参加したいと考える団体

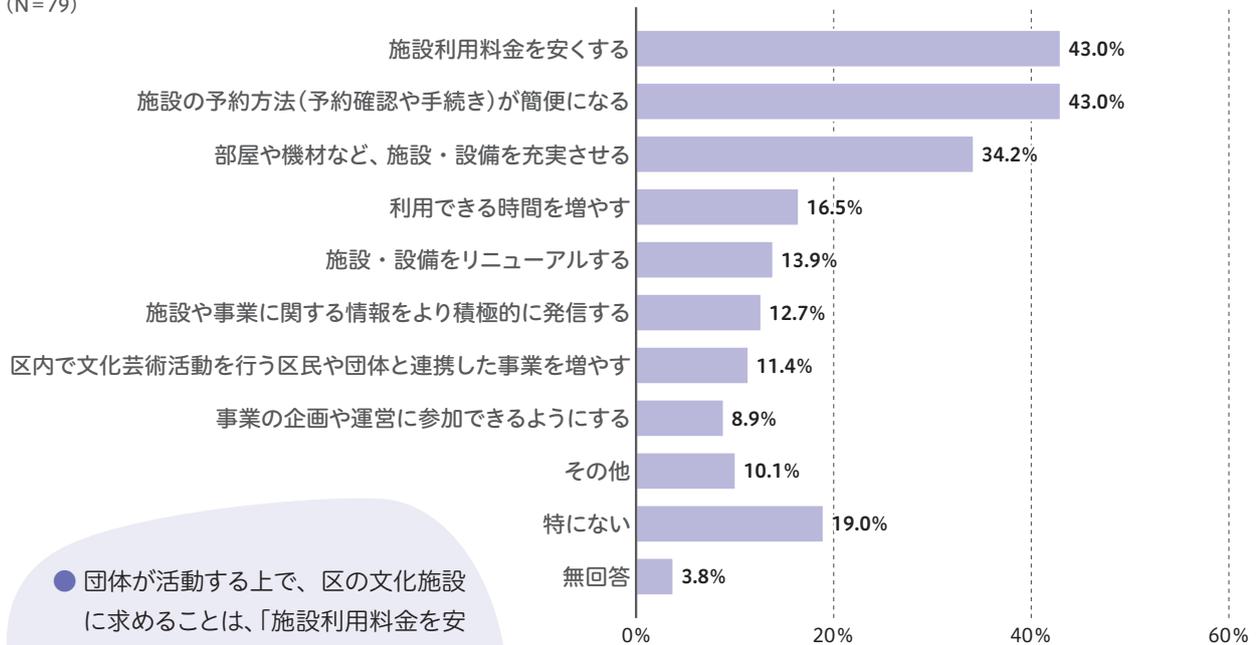
40.5%

- 大田区の文化振興として、今後活動したいこととして、「大田区文化祭などの文化・芸術事業への参加」が40.5%と最も多く、次いで「学校での授業や課外活動への協力」が31.6%、「こども向けの事業の実施」が22.8%となっています。

区の文化施設に求めること、満足度

Q 貴団体が活動する上で、区の文化施設である大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ、大田文化の森が、どのような施設になるとよいと思いますか。

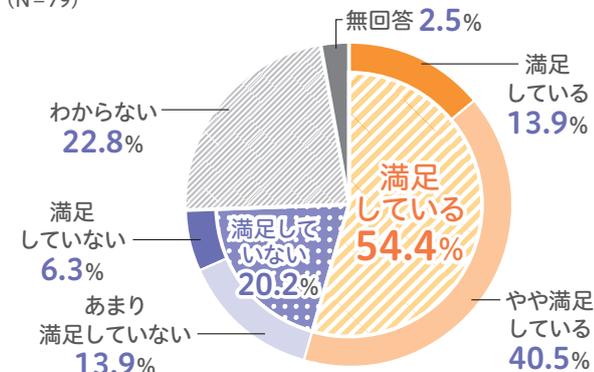
(N=79)



- 団体が活動する上で、区の文化施設に求めることは、「施設利用料金を安くする」、「施設の予約方法(予約確認や手続き)が簡便になる」が43.0%と最も多く、次いで「部屋や機材など、施設・設備を充実させる」が34.2%となっています。

Q 貴団体は、文化・芸術を鑑賞したり、活動する機会や文化資源の保存・整備など、大田区の文化的な環境に満足していますか。

(N=79)



文化的な環境に満足している団体 **54.4%**

- 文化・芸術を鑑賞したり、活動する機会や文化資源の保存・整備など、大田区の文化的な環境の満足度について、満足していると回答した層は54.4%となっています。

参考1 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査

各種計画に掲げる施策の検証及びより効果的な施策立案に資することを目的とし、区内在住の区民を対象とした意識調査を実施しました。そのうち、区の文化や歴史に触れる機会の有無、区の文化芸術に親しむ環境への満足度を抜粋します。

調査詳細は区ホームページに掲載しています。



実施時期と対象

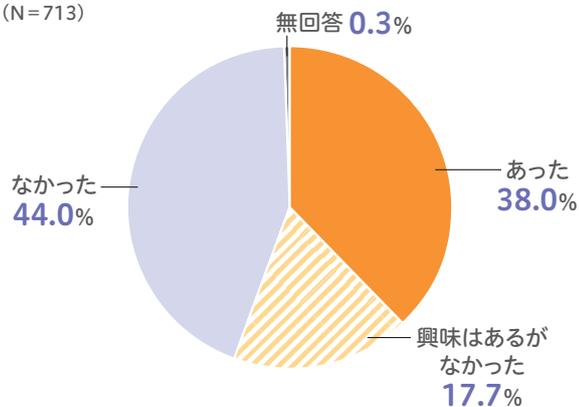
- 大田区内に居住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）2,000人（無作為抽出）
- 回収率：35.7%（回収数713件）
- 調査期間：令和6年8月1日から8月22日まで
- 調査方法：調査票配布は郵送方式、回答収集は郵送又は電子申請方式

図表の見方

- ① 図表内の「N」は、各設問の回答者数を示す。
- ② 集計は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合がある。

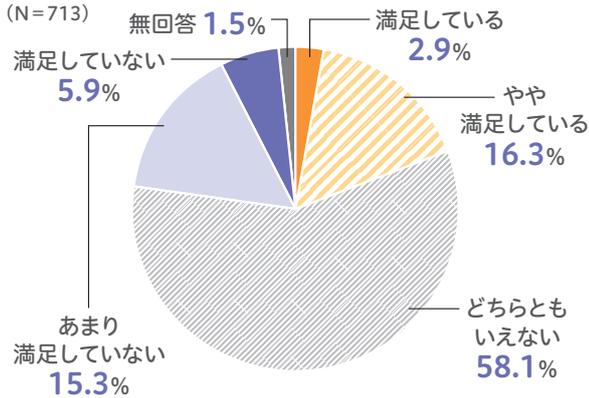
Q あなたは、これまでに区の文化や歴史に触れる機会がありましたか。

(N=713)



- 区の文化や歴史に触れる機会の有無について、「なかった」が44.0%で最も高く、次いで「あった」が38.0%、「興味はあるがなかった」は17.7%となっています。

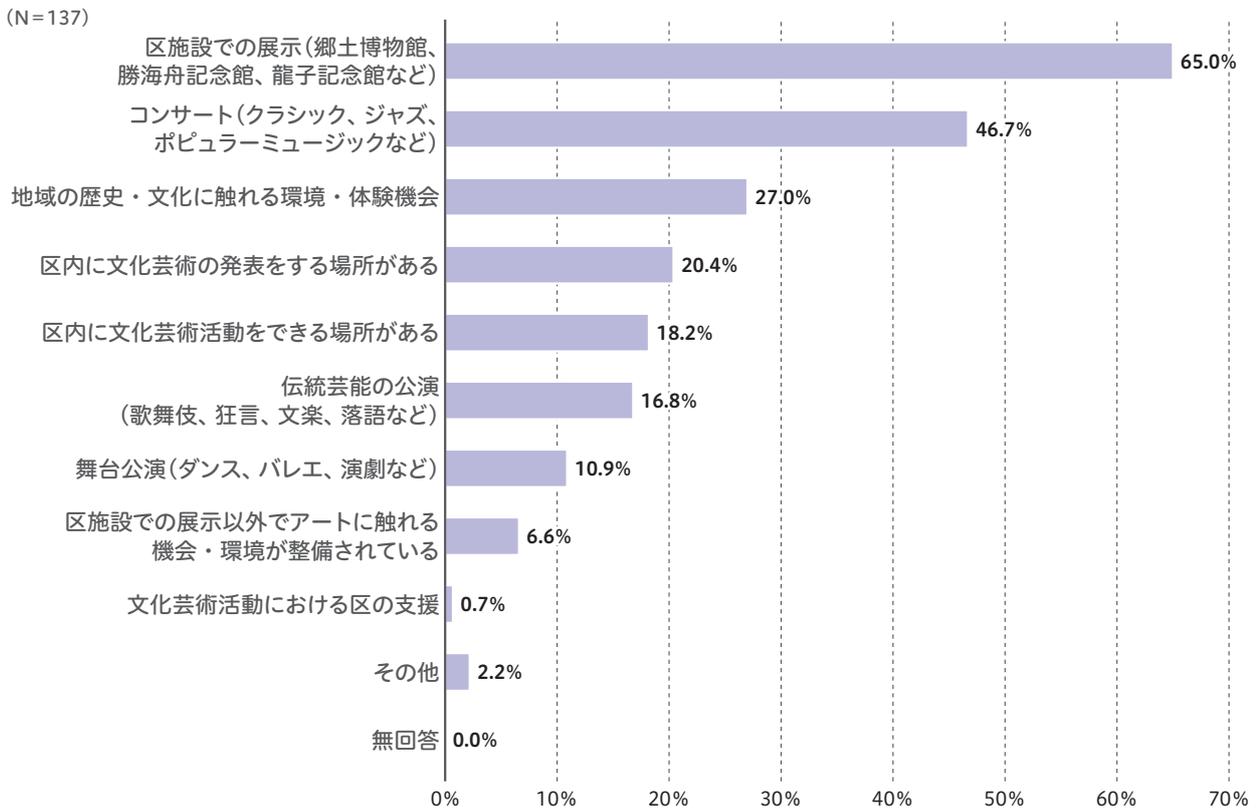
Q あなたは、区の文化芸術に親しむ環境に満足していますか。



- 区の文化芸術に親しむ環境への満足度については、「満足している」、「やや満足している」の合計値《満足している》は19.2%となっています。一方、「あまり満足していない」、「満足していない」の合計値《満足していない》は21.2%と、《満足していない》が2.0ポイント上回っています。
- 「どちらともいえない」は58.1%となっています。

「満足している」又は「やや満足している」と回答した方に伺います。

Q 区のだの文化芸術施策に満足していますか。

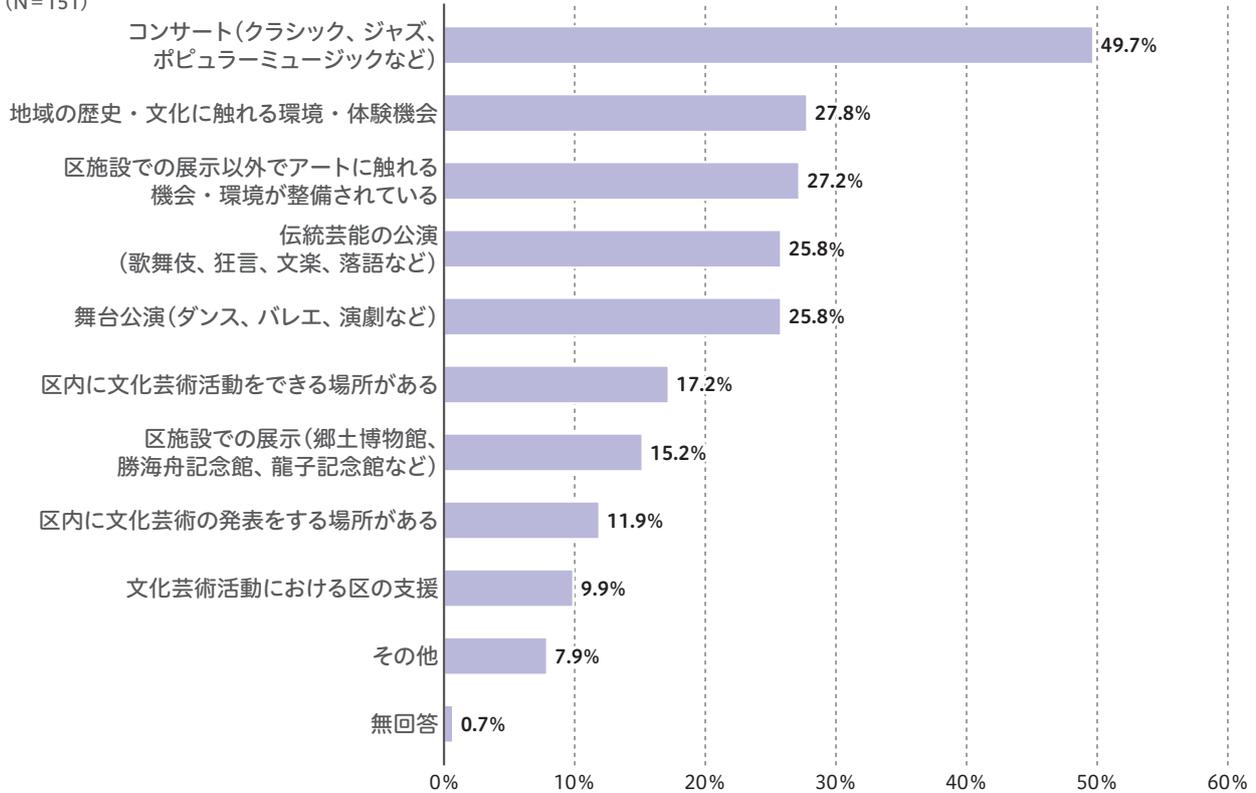


- 満足している文化芸術施策については、「区施設での展示(郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館など)」が65.0%で最も高く、次いで「コンサート(クラシック、ジャズ、ポピュラーミュージックなど)」が46.7%、「地域の歴史・文化に触れる環境・体験機会」が27.0%となっています。

「あまり満足していない」又は「満足していない」と回答した方に伺います。

Q 区にどのような文化芸術施策を望みますか。

(N=151)



- 期待する区の文化芸術施策については、「コンサート(クラシック、ジャズ、ポピュラーミュージックなど)」が49.7%で最も高く、次いで「地域の歴史・文化に触れる環境・体験機会」が27.8%、「区施設での展示以外でアートに触れる機会・環境が整備されている」が27.2%となっています。

参考2 大田区政に関する世論調査(令和5年度調査)

大田区の各行政分野における区民の意向・要望・生活実態を把握するとともに、今後の区政運営や政策立案の基礎資料とするために実施しました。そのうち、区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境への満足度を抜粋します。

調査詳細は区ホームページに掲載しています。



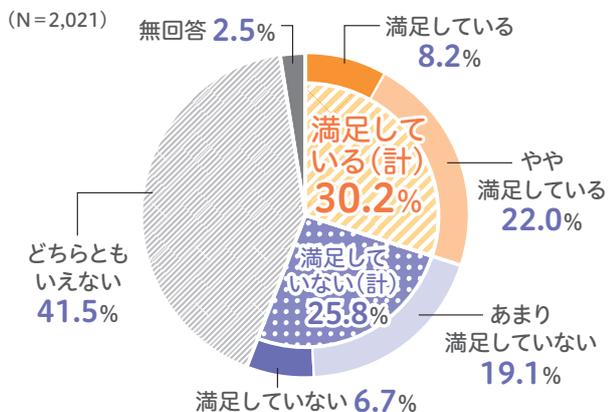
実施時期と対象

- 大田区内に在住する満18歳以上の男女個人(外国人を含む)4,000人(無作為抽出)
- 回収率:50.5%(回収数2,021件)
- 調査期間:令和5年5月31日から6月19日まで
- 調査方法:調査票配布は郵送方式、回答収集は郵送又は電子申請方式

図表の見方

- ①図表内の「N」は、各設問の回答者数を示す。
- ②集計は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合がある。

Q あなたは、区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境に満足していますか。



区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境への満足度

- 「満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足している(計)』は3割となっています。

4 施策別事業一覧

各施策に紐づく施策別事業一覧です。こちらに記載のある事業について、毎年度進捗管理を行います。
※計画期間中に変更となる場合があります。

施策1

(令和8年3月時点)

事業名	事業内容	所管
大田区文化祭	区民による文化芸術活動の発表・鑑賞・交流の場として、絵画や写真、書道、郷土芸能など幅広い分野で出展及び出場者を募って開催します。	文化芸術推進課
大田区障がい者文化展	障がいのある方が日頃の創作活動のなかで制作した作品を発表します。	障害福祉課
大田区百景・新大田区百景	区内の生活・環境・文化の変遷を知る資料として、昭和39(1964)年に99点、平成9(1997)年に122点を制作しました。区内施設に作品を貸し出し展示します。	文化芸術推進課
クラシック、ポピュラーなどの音楽公演	未就学児でも楽しめるコンサートや若年層向けの公演など、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供します。	文化振興協会
バレエ、ダンス、パフォーマンスなどの舞台公演	未就学児でも楽しめる演目や若年層向けの公演など、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供します。	文化振興協会
大田区在住作家美術展	大田区美術家協会協力のもと区を拠点に活躍する美術家たちの絵画や立体作品を展示します。	文化振興協会
収蔵拠点を活用したワークショップ	区所蔵美術品などを収蔵する馬込アートギャラリーで、常設展示と同時にこども向け対話型鑑賞、区内在住アーティストによるワークショップを開催します。	文化振興協会
民間事業者との連携	民間事業者との協働により、区の財産を活用しながら、美術品などの鑑賞・表現・体験機会を提供します。	文化芸術推進課
文化センターまつり	文化センターで活動する団体がその成果を発表する場として開催します。活動団体と地域の人が交流する機会になっています。	特別出張所
平和のつどい	式典やパネル展、戦争体験者の講話を通じて、平和について考える機会を提供します。	文化芸術推進課、文化振興協会
公演サポーター	文化振興協会主催事業において、公演の事前準備や当日の会場案内に従事することで、楽しみながら文化芸術活動を支援する人を通年で募集します。	文化振興協会
bee cub voice みつばち隊	公募で集まった区民記者が、イベントやアートにまつわる情報を取材し区民目線で発信します。	文化振興協会
OTAオペラプロジェクト	総合芸術といわれるオペラなどの本格的な舞台作品を創造する機会を提供します。またこどもから大人までを対象に、舞台作品に関連したワークショップなどを開催します。	文化振興協会

事業名	事業内容	所管
国際都市おおた大使 (来～る大田区大使)	区内在住などで区にゆかりのある外国籍の方を委嘱し、区の魅力や情報を国内外に発信したり、自国の文化を紹介したり、区民との交流活動を行います。	地域力推進課
福祉施設訪問事業 (音楽)(美術)	芸術家が区内の福祉施設を訪問し、演奏を披露するなど、福祉施設利用者に鑑賞する機会を提供します。	文化振興協会
郷土博物館出張事業	学芸員が小中学校や区内施設などに出張し、講演や展示などを実施します。	郷土博物館
学校出張講座	区内小中学校にアーティストを派遣し、音楽や伝統芸能、演劇、ダンス、演芸などの鑑賞プログラムを実施します。	文化振興協会
平和の映画キャラバン	区内児童館で平和に関する映画を上映し、こどもたちに生命と平和の大切さを伝えます。	文化芸術推進課
特設展示	地域庁舎や特別出張所などの公共施設、民間施設に特設展示スペースを設け、区民や文化芸術団体が制作した作品の発表や、区所蔵美術品などの展示を行います。	文化芸術推進課
アプリコ・アートギャラリー	区が所蔵する絵画を区民ホール・アプリコで展示します。	文化振興協会
龍子記念館の 小・中学生対象事業	夏休み期間中に小・中学生を対象としたギャラリートークやワークショップを開催します。	龍子記念館
中学校課外活動支援事業	少人数の中学校吹奏楽部を対象に、プロの音楽家が演奏を指導し、ホールで合同コンサートを開催します。	文化振興協会
フレンドシップ・ アーティスト 出演者オーディション (ピアノ・声楽)	若手演奏家の発掘・支援のため、出演者オーディションを開催します。オーディション合格者は、文化振興協会主催のコンサートに出演することができ、自身の研鑽を積むとともに区民の鑑賞機会の創出にも貢献します。	文化振興協会
アーティスト・ イン・レジデンス	アーティストが旧川端龍子邸アトリエで作品の滞在制作を行い、その成果を展示します。	龍子記念館

施策2

事業名	事業内容	所管
資料の収集、 調査・研究、保存	地域の歴史やゆかりの人物を区民に紹介すべく資料を調査・研究し、保存します。また、区民からの寄贈や古書店からの購入などを通して、資料を収集します。	郷土博物館、大森 海苔のふるさと館、勝海舟記念館
常設展、特別展、 企画展の開催	考古・歴史・民俗関係の資料を基礎とした調査・研究の成果を展示します。	郷土博物館、勝海舟記念館
常設展、企画展の開催	国の重要有形民俗文化財に指定された海苔の生産用具などを保存・展示します。	大森 海苔のふるさと館
学校見学	社会科見学・総合学習の一環として、児童・生徒を受け入れています。	郷土博物館、大森 海苔のふるさと館、勝海舟記念館、龍子記念館、熊谷恒子記念館

事業名	事業内容	所管
グッズ制作・販売	所蔵資料を活用した図録をはじめ、オリジナルグッズを制作、販売します。	郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館、熊谷恒子記念館
文化財の保存・保護及び普及啓発	文化財を後世に継承していくため、文化財の保存・保護に努め、普及啓発活動を行います。 刊行物の発行や講演会、公開見学会、写真パネル展の開催などを通じて、区民が区の文化財に触れる機会を提供します。	大田図書館
博物館講座・体験学習会	区の考古・歴史・民俗について区民が学び、より理解を深めることができる機会を提供します。	郷土博物館、勝海舟記念館
郷土博物館を拠点に活動している団体の活動	郷土博物館での展示や体験学習・講座を通して発足した団体が、これまで積み重ねてきた研究成果を発表したり、博物館事業への協力をを行います。	郷土博物館
大森 海苔のふるさと館を拠点に活動している団体の活動	大森の海苔づくりの歴史を後世に伝えるために活動している団体が、海苔つけ体験イベントなど海苔にかかわる多彩な活動を行います。	大森 海苔のふるさと館
龍子記念館、熊谷恒子記念館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館における展示やギャラリートークなどの開催	各記念館の所蔵資料を展示したり、資料や人物にまつわるギャラリートーク・ワークショップを開催します。	龍子記念館、熊谷恒子記念館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館
区所蔵資料の修復	後世へ資料を適切に保存・継承するため計画的な修復を行います。	文化芸術推進課、郷土博物館、勝海舟記念館、文化振興協会、龍子記念館、熊谷恒子記念館
区所蔵資料のデジタルアーカイブ化	区所蔵資料の保存・活用の両立を図るため、デジタルアーカイブ化及び一元管理を推進します。	文化芸術推進課、郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館
大田区伝統工芸士の認定	区内外で活動する伝統工芸士の社会的評価の向上を図り、区民の伝統工芸への興味・関心を喚起するため認定制度を実施します。	文化芸術推進課
大田区伝統工芸展	約20種の伝統工芸の実演やワークショップを通じて、職人の技と手仕事の魅力を広く発信します。	文化芸術推進課
おおたの文化 week in GRANDUO	駅ビルとの公民連携事業として、区の伝統工芸を身近に感じる機会を提供するため、実物展示とともに誰でも参加できるワークショップも同時開催します。	文化芸術推進課
洗足池 春宵の響	笛や囃子などの和楽器演奏の鑑賞を通じ、日本の伝統芸能に触れる機会を提供します。	文化芸術推進課
大田地域遺産写真展	100年後の区民に残したい区内の風情ある場所や建造物、伝統的な芸能、祭礼などの写真を募集し展示します。	地域力推進課
和っく和っくな学び舎	区内で活動している古典芸能などの文化団体と連携し、こどもから大人まで日本の伝統文化を身近に体験できる機会を提供します。	文化振興協会

施策3

事業名	事業内容	所管
大田文化の森を拠点とした区民企画事業の実施	大田文化の森運営協議会が主体となって事業を企画・運営するとともに、区民が企画した事業や講座を実施・支援します。	大田文化の森運営協議会
地域で親しまれている実演芸術	区民プラザでは昭和62(1987)年の開館以来「下丸子らくご倶楽部」、「下丸子」AZZ倶楽部」を開催しています。	文化振興協会
記念館ミュージアムグッズの制作	町工場と協働し、記念館でオリジナルグッズを制作、販売します。	勝海舟記念館
ふるさと納税返礼品	ふるさと納税返礼品に川瀬巴水の版画をデザインしたアクリルブロックと蒲田切子のグラスを採用し、区の魅力を広く発信します。	総務課、郷土博物館、勝海舟記念館
OTAふれあいフェスタ	「地域のふれあい」、「交流の輪」を基本テーマに、人と人との輪を育むことを目的とし、区民が集い、楽しみ、触れ合える機会を創出します。	文化芸術推進課
OTAアート・プロジェクト	地域の文化資源をテーマにした事業を通して、区民がその魅力を身近に感じ、未来に向けて新たに共創していくための創造プロジェクトを開催します。	文化振興協会
大田区ミュージアムガイドの制作・配布	民間施設を含めた区内の博物館・記念館などを紹介するマップを制作し、区民が身近に足を運べる文化施設を紹介します。	文化芸術推進課
羽田イノベーションシティにおける文化の創造と発信	創造活動を通じた人材育成や先端産業と芸術文化が融合した文化を発信しています。	産業振興課
大田区景観まちづくり賞の実施	魅力的な景観を創り、守り、育て、さらに区民や事業者の関心を高め、大田区らしい魅力あふれる景観形成をさらに推進するため、景観の質を高める建築物や樹木、まちなみ、活動に対して表彰します。	都市計画課
文化振興協会情報誌「Art menu」の発行	文化振興協会が主催・共催する事業や施設情報を掲載したメディアです。	文化振興協会
文化芸術情報紙「ART bee HIVE」の発行	公募した区民記者と共に、区内の官民を問わず、文化芸術情報の収集・発信を通し文化資源を顕在化することを目的としたメディアです。	文化振興協会
「+bee!地域の文化資源顕在化とつながり創出」	文化振興協会ホームページに「ART bee HIVE」で取材したギャラリーやアーティストに関する情報を「+bee」としてさらに掘り下げ紹介しています。掲載情報をきっかけに地域の人がゆるやかに繋がっています。	文化振興協会
大田区公式SNSなどでの情報発信	区報、大田区公式SNS(X、YouTube、LINE)及び大田区シティブロモーションサイト「Unique Ota」(X、Instagram、Facebookを含む)を活用し、文化施設で行われるイベント情報をはじめ、文化資源を広く発信します。	広聴広報課

事業名	事業内容	所管
ポータルサイトの活用	目的や地域別など、区民が知りたい情報を探しやすいポータルサイトを運営します。	地域力推進課
区民活動コーディネーター養成講座	自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPOや事業者など、地域での連携・協働を推進するため「つなぎ役」となる人材を育成します。	地域力推進課
協会職員による文化芸術事業への助言	文化芸術活動を行う区民や団体などへ向けて、専門性を生かした相談対応を行います。	文化振興協会
羽田空港第3ターミナル大田区観光情報コーナーの運営	羽田空港第3ターミナルの「観光情報センター」内で、区の観光情報や文化芸術に関する情報を発信します。	産業振興課
外国人向けマップ・ウェブサイトの作成・支援	大田区観光ガイドマップの増刷や大田観光協会ホームページなどで区内イベント情報や観光スポットを紹介します。	産業振興課
観光情報の発信	区内の文化施設をはじめ、銭湯や商店街、観光スポットの魅力を大田観光協会ホームページやまちあるきマップ、パンフレットを通じて広く発信します。	大田観光協会
地域情報紙の発行	地域に関する情報や生活に密着した出来事、地域の歴史・文化などの情報を紹介する情報紙を発行します。	特別出張所
中学生職場体験の充実	中学生が文化施設の業務を体験することで、自立した社会人となるための勤労観、職業観を養う機会を創出します。	指導課、郷土博物館、勝海舟記念館、大田文化の森、龍子記念館
職員研修の実施	各分野との連携による総合政策としての文化芸術施策に取り組むため、新規採用職員などに向けて区の文化芸術施策の説明や区内文化施設を巡るフィールドワークなどを実施します。	人事課、文化芸術推進課
インターンシップ・キャリア教育実習生の受入	区が主催する文化芸術事業に学生が参加することで、学生の就業意識の向上と行政に対する理解を深めることを目的に実施します。	人事課、文化芸術推進課

5 区内の指定・登録文化財の種別件数

区内に所在する指定・登録文化財の種別件数

文化財の種類・種別		区指定	都指定	国指定* ¹	国登録	計	例(指定名称等)
有形文化財	建造物	9	1	2	31	43	本門寺五重塔・池上本門寺宝塔(国)、萬屋酒店(国登録)、武家屋敷門(都)、御獄神社の社殿彫刻(区)など
	絵画	4	1			5	新田大明神縁起絵(都)、釈迦涅槃刺繍画像(区)、観世音菩薩絵馬(区)など
	彫刻	29	4	1		34	木造日蓮聖人坐像(国)、木造薬師如来坐像(都)、十一面観世音菩薩立像(区)など
	工芸	3				3	馬具(区)など
	典籍	2	1			3	法華経版木(都)、天海版一切経(区)など
	古文書	7	9	1		17	兄弟抄(国)、平川家文書(都)、北川家文書(区)、加藤家文書(区)など
	金石文* ²	27				27	梵鐘、板碑群、狛犬、森ヶ崎鉱泉源泉碑、海難供養塔、道標など
	歴史資料	1				1	石川村郷倉
	考古資料						
	小計	82	16	4	31	133	
無形文化財(認定)	芸能			〈2〉		〈2〉	箏曲(国)、歌舞伎音楽(国)／他に総合認定1件
	技能			〈1〉		〈1〉	刀剣研磨(国)
有形民俗文化財		14		1		15	大森及び周辺地域の海苔生産用具(国)、庚申供養塔(区)など
無形民俗文化財	民俗芸能	1	1			2	水止舞(都)、六郷神社獅子舞(区)
	風俗慣習	1	2			3	六郷神社流鏝馬(都)、双盤念仏(都)、除病習俗(区)
史跡(a)* ³		18	3	2		23	大森貝塚(国)、多摩川台古墳群・奥絵師狩野家墓所(都)、勝海舟夫妻墓所(区)など
旧跡(b)			4			4	新井宿義民六人衆墓、鶴木大塚古墳(都)など
名勝(c)			1			1	洗足池公園(都)
天然記念物(d)		2	1			3	秋葉のクロマツ(都)、しいの古木(区)、清水窪湧水(区)
(a~d)	小計	20	9	2	0	31	
計		118	28	7	31	184	※無形文化財(認定)は、対象が「人」なので、計には含まない。

注*1: 国指定は、個人所有を除く。

注*2: 「金石文」は大田区独自の分類。

注*3: 「旧跡」は東京都独自の分類。

6 国、東京都の関連法令 及び計画

国

■ 文化芸術基本法と文化芸術推進基本計画

平成29(2017)年に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、文化芸術の振興を文化芸術の範疇を超えて、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各分野と連携して総合的に推進するものとされました。

法の規定に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術推進基本計画が策定されました。平成30(2018)年に策定された第1期計画は、文化芸術の価値を人間性や創造性、伝統を尊重する心などを育む本質的価値と、人と人との相互理解を促進することや質の高い経済を実現することなどを含む社会的・経済的価値の2つの視点からとらえていることが特徴です。令和5(2023)年に策定された第2期計画は、心豊かなで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく重点取組が設定されています。

■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律と基本的な計画

平成30(2018)年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが規定されました。翌年、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。この計画では、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが明記されており、3つの基本理念を基本的な視点(視点1「障害者による文化芸術活動の幅広い促進」、視点2「障害者による芸術上価値が高い作品などの創造に対する支援の強化」、視点3「地域における、障害者の作品などの発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現」)とし、具体的な施策に取り組むこととなっています。令和5(2023)年に第2期計画が策定されています。

■ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24(2012)年に劇場、音楽堂などの機能が十分に発揮されていないという課題を踏まえ、それら施設の活性化を図ることにより、音楽や演劇、舞踊などの実演芸術の水準向上と振興を図っていくため「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」制定されました。

関連するその他分野の動向

博物館法：令和4(2022)年改正

文化財保護法：平成30(2018)年改正

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)：令和2(2020)年制定

東京都

令和4(2022)年に東京2020大会終了を受け、「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～(計画期間は令和4(2022)年度から令和12(2030)年度)まで」を策定しています。将来像及び4つの戦略とも、文化芸術の推進やアーティストの育成に加えて、「都民の生活が豊かになる」、「人々のウェルビーイングに貢献する」など、教育や福祉、産業、観光といった多様な分野への活用をめざすものとなっています。

また、令和7(2025)年には2050年代にめざす東京の姿「ビジョン」を実現するため、令和17(2035)年に向けて取り組む政策をまとめた都政の新たな羅針盤「2050東京戦略～東京 もっとよくなる」が示され、戦略15に「文化・エンタメ」が入りました。

7 文化芸術基本法

平成十三年十二月七日法律第四百四十八号

改正 令和元年六月七日同第二六号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第三十六条・第三十七条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、

各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教

育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

改正のポイント

※平成29(2017)年の法改正で、「文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと」、「文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること」を趣旨として、文化芸術振興基本法の一部が改正され「文化芸術基本法」となりました。

(文化庁ホームページより一部引用：https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html)

8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成三十年六月十三日法律第四十七号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十九条）
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
 - 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
 - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備そ

の他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

9 用語解説

あ行

アウトリーチ	「手を伸ばすこと」を意味する英語から派生した言葉で、公的機関や文化施設などによる地域への出張サービスのこと。 施策1-2では、学校や福祉施設などの文化施設以外に出向き、文化芸術事業を行うことをいう。
イノベーション	「技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」など定義は多岐にわたるが、本計画では多様な分野の社会課題解決につながる新たな価値や方法のことをいう。
大田区伝統工芸士の認定	区内で長年にわたり伝統的な手工芸技術を磨き、工芸品の制作に携わってきた方に、区が技能と功績を認めて認定すること。 区ではこれまで、漆工芸、布象嵌、畳刺、染織用型紙、和笛、彫刻、紹ざし、和裁、東京手描友禅、刀剣研磨、日本刺繍、東京三味線、江戸表具、江戸和竿を認定している。

か行

国際都市おおた	区では、「世界中の人々が訪れたい魅力やおもてなしの心と、誰もが暮らしやすく平和で豊かな生活、そして羽田空港を通じた世界との多彩な連携により生み出される産業や文化のにぎわいを、地域力を活かして創造する都市」と定義している。
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の流行による災難や危機的状況を指す言葉。

さ行

参加型評価	事業の主催者、参加者、協力者などの関係者が事業の良かった点や課題、改善点などを意見交換し、次の事業につなげていく評価手法。
指定管理者制度	公共的団体に限らず民間事業者やNPO法人なども、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度。施設の運営に民間の保有する多様な人材やノウハウを活用することで、区民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的としている。
シティプロモーション	区の直面している現状や課題を踏まえて地域ブランドを据え直し、内外にまちの魅力を発信することで、区のイメージや価値を高め、人やモノなどを呼び込み、地域経済の活性化や住民協働の醸成などにつなげる活動。広報活動やPR活動を行うことなどがその内容である。
総合政策	課題に対して分野をまたいだ横断的な視点で目標を共有し、関連する部局が連携して取り組む政策。

た行

対話型鑑賞	知識だけに偏らず、鑑賞者同士のコミュニケーションを通じて美術作品を読み解いていく鑑賞方法。美術館・博物館などだけでなく、学校や企業の人材育成でも活用されている。
デジタルアーカイブ化	博物館などが所蔵する資料をデジタル化し、資料情報を体系的に分類・整理・保管すること。令和4(2022)年4月に約70年ぶりに大幅改正された博物館法で、博物館が行う事業の一つとして新たに位置づけられた。

は行

包摂性	すべての人が孤立したり排除されたりしないこと。
-----	-------------------------

や行

有機的な連携	一方的ではなく、相互に影響・関係しあいながら共に取り組むこと。
--------	---------------------------------

大田区文化芸術推進プラン(案)

令和8(2026)年●月

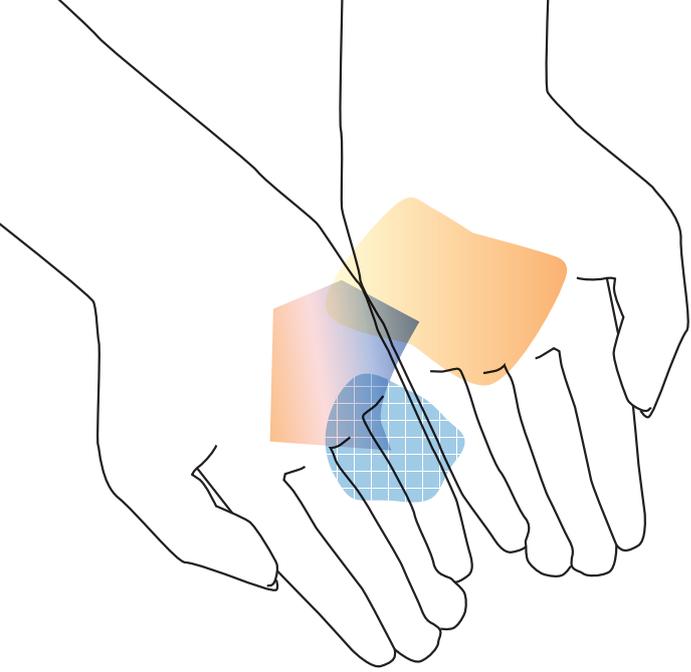
編集・発行 大田区地域未来創造部文化芸術推進課

〒144-8621

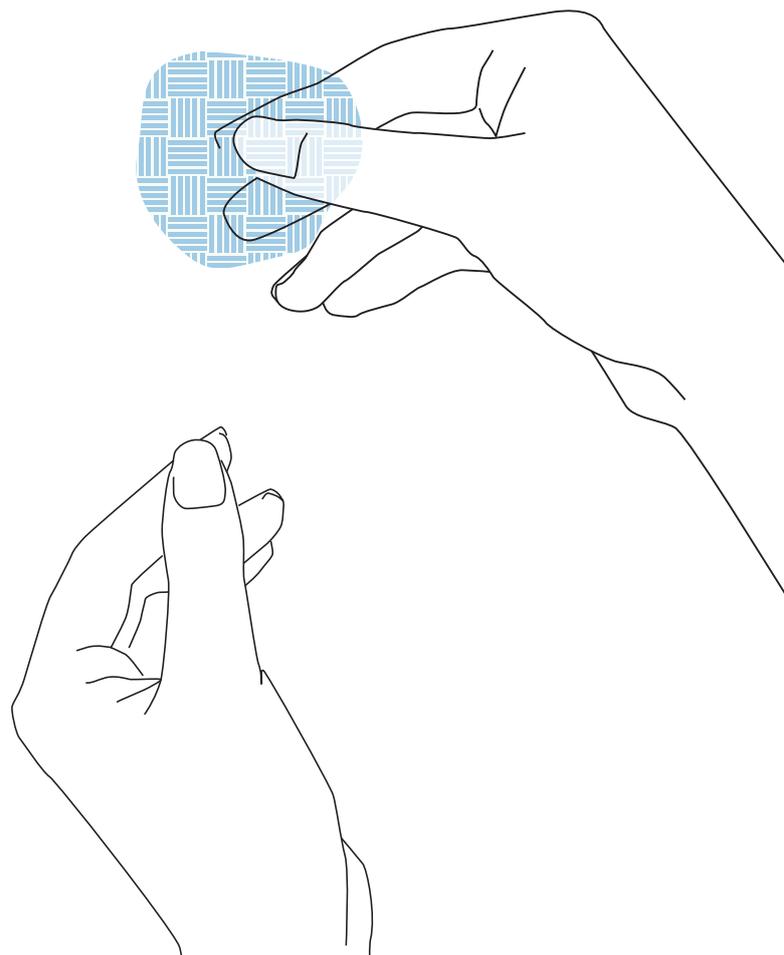
東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話:03-5744-1226

FAX:03-5744-1539



文化芸術
推進プラン
(案)



地域産業委員会
令和8年2月25日・26日
産業経済部 資料23番
所管 産業振興課

大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金の実施について

1 概要

中小企業者にとって、エネルギー価格高騰の長期化により省エネルギー化を図るための設備更新や、人手不足に対応した業務改善が急務であるほか、従業員の意欲向上や人材の確保を図るうえで賃上げは喫緊の課題。

そのため、区内中小企業者が使用する既存設備を、省エネルギー化、もしくは業務改善が図れる設備へ更新する際に要する経費の一部を助成する。

併せて、一定の賃上げ実施を表明した場合は、助成率を優遇する。

(参考)

本事業は、重点支援地方交付金の推奨事業メニューとして提示された、「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」と「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」を目的としているため、令和7年度第5次補正予算にて実施するもの。

2 制度内容

(1) 助成対象

区内の中小企業者が、事業活動に直接資する既存設備を省エネルギー化や業務改善が図れる設備に更新する場合に、購入費用等を助成する。

なお、新規購入・増設や、申請前に更新済みの設備は対象外。

(2) 助成率・助成額

助成率 1/2、助成額（上限）50万円

申請後の賃上げ実施（4%以上）を表明：助成率 4/5、上限 80万円

3 スケジュール（予定）

2月27日（金） 募集要領公開（区ホームページ）

3月16日（月） 申請受付開始（5月29日（金）まで）

但し、予算上限に達し次第受付終了。

スタートアップと連携した実証実験の実施結果について

1 実証実験概要

(1) 目的

区民の窓口サービス向上および業務 DX

(2) 協働事業者

avatarin 株式会社

(3) 実証実験実施期間

令和7年10月20日（月）から12月19日（金）まで

(4) 実証概要

ア 前期（10月20日（月）から11月14日（金）まで）

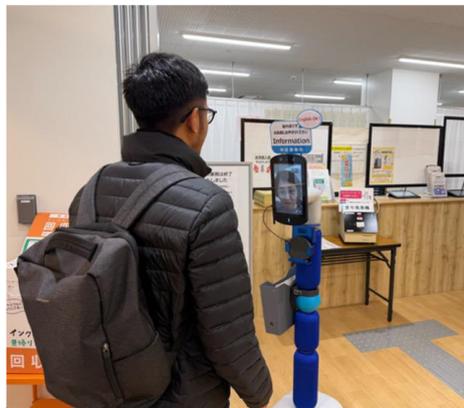
多言語対応可能なアバターロボット「newme」を本庁舎1階と千束特別出張所に配置し、1名のオペレーターがアカウントを切り替えながら、窓口案内業務の支援を遠隔で実施した。

イ 後期（11月17日（月）から12月19日（金）まで）

大田区（本庁舎1階）と荒川区にそれぞれ「newme」を設置し、1名のオペレーターがアカウントを切り替えながら、2つの区の窓口案内業務の支援を遠隔で実施した。



<大田区本庁舎1階>



<千束特別出張所>



<オペレータールームの様子（日本橋）>

2 実証実験結果

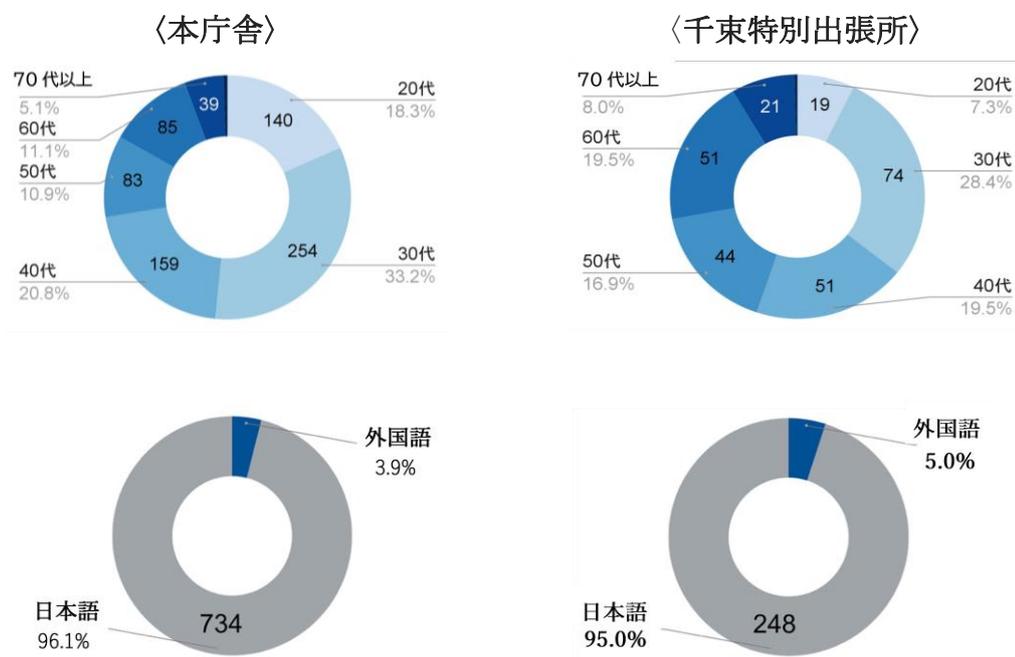
(1) 対応件数 1,470 件（一日平均約 35 件）

〈対応件数の内訳〉

	本庁舎	千束 特別出張所	(参考) 荒川区	計
前期	318 件	261 件		579 件
後期	446 件		445 件	891 件
計	764 件	261 件	445 件	1,470 件

(2) 対応成功率・満足度 96.2%（満足度 7 点満点中平均 6.1 点）

(3) 年代構成比・言語比 下記グラフのとおり



複数拠点における遠隔区民サービスにおいても、96.2%という高い対応成功率を実現。幅広い年代に利用いただき、言語も日本語・英語・中国語と複数言語での対応を行うことが出来た。

また、対応実績データと利用者・職員・オペレーターからのフィードバックから、「AIによる自動化」とのハイブリットにより、一層の業務効率化や住民サービスの向上につながる可能性が示唆された。